

目 次

○第1号（9月4日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	3
日程第 3 諸般の報告について	3
村長提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	5
◇清水健一君	5
◇波多野佐和子君	16
◇浅見 隆君	29
◇吉澤浩一君	42
◇須田仁美君	47
散 会	60

○第2号（9月5日）

議事日程 第2号	61
本日の会議に付した事件	61
出席議員	63
欠席議員	63
説明のため出席した者	63
事務局職員出席者	63
開 議	64
日程第 1 一般質問について	64
◇齊藤将史君	64
日程第 2 議案第54号 令和4年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定につ	

		いて……………	7 3
日程第 3	議案第 5 5 号	令和 4 年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	8 4
日程第 4	議案第 5 6 号	令和 4 年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	8 6
日程第 5	議案第 5 7 号	令和 4 年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	8 8
日程第 6	議案第 5 8 号	令和 4 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	9 0
日程第 7	議案第 5 9 号	令和 4 年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	9 3
日程第 8	議案第 6 0 号	令和 4 年度榛東村上水道事業会計決算の認定について……………	9 5
日程第 9	議案第 6 1 号	令和 4 年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について……………	1 0 0
日程第 1 0	議案第 6 2 号	令和 4 年度榛東村下水道事業会計決算の認定について……………	1 0 1
日程第 1 1	議案第 6 3 号	令和 4 年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分について……………	1 0 5
日程第 1 2	報告第 5 号	令和 4 年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について……………	1 0 6
日程第 1 3	報告第 6 号	令和 4 年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について……………	1 0 6
日程第 1 4	報告第 7 号	債権の放棄について……………	1 0 7
日程第 1 5	議案第 6 4 号	令和 5 年度榛東村一般会計補正予算（第 5 号）について……………	1 0 8
日程第 1 6	議案第 6 5 号	令和 5 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について……………	1 1 1
日程第 1 7	議案第 6 6 号	令和 5 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について……………	1 1 2
日程第 1 8	議案第 6 7 号	令和 5 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）について……………	1 1 3
日程第 1 9	議案第 6 8 号	令和 5 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算	

	(第1号) について……………	1 1 5
日程第20	議案第69号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算(第3号) について……………	1 1 6
日程第21	議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算(第2号) について……………	1 1 7
日程の追加	……………	1 1 9
追加日程第1	議案第71号 防災中枢機能施設整備事業建築工事請負契約締結 について……………	1 1 9
追加日程第2	議案第72号 防災中枢機能施設整備事業電気設備工事請負契約 締結について……………	1 2 0
追加日程第3	議案第73号 防災中枢機能施設整備事業機械設備工事請負契約 締結について……………	1 2 2
散 会	……………	1 2 3

○第3号(9月19日)

議事日程 第3号	……………	1 2 5
本日の会議に付した事件	……………	1 2 6
出席議員	……………	1 2 7
欠席議員	……………	1 2 7
説明のため出席した者	……………	1 2 7
事務局職員出席者	……………	1 2 7
開 議	……………	1 2 8
日程第 1	議案第54号 令和4年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定につ いて……………	1 2 8
日程第 2	発委第 1号 令和4年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改 善要望書の提出について……………	1 3 0
日程第 3	委員長議案審査報告(総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員 長報告)……………	1 3 0
日程第 4	議案第55号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	1 3 1
日程第 5	議案第56号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算の認定について……………	1 3 2
日程第 6	議案第57号 令和4年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の	

		認定について……………	1 3 3
日程第 7	議案第 5 8 号	令和 4 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 3 3
日程第 8	議案第 5 9 号	令和 4 年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 3 4
日程第 9	議案第 6 0 号	令和 4 年度榛東村上水道事業会計決算の認定について……………	1 3 4
日程第 1 0	議案第 6 1 号	令和 4 年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について……………	1 3 5
日程第 1 1	議案第 6 2 号	令和 4 年度榛東村下水道事業会計決算の認定について……………	1 3 5
日程第 1 2	議案第 6 3 号	令和 4 年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分について……………	1 3 6
日程第 1 3	委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）……………		1 3 7
日程第 1 4	議案第 6 4 号	令和 5 年度榛東村一般会計補正予算（第 5 号）について……………	1 3 8
日程第 1 5	議案第 6 5 号	令和 5 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について……………	1 3 9
日程第 1 6	議案第 6 6 号	令和 5 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について……………	1 4 0
日程第 1 7	議案第 6 7 号	令和 5 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）について……………	1 4 0
日程第 1 8	議案第 6 8 号	令和 5 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について……………	1 4 1
日程第 1 9	議案第 6 9 号	令和 5 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 3 号）について……………	1 4 1
日程第 2 0	議案第 7 0 号	令和 5 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 2 号）について……………	1 4 2
日程の追加……………			1 4 3
追加日程第 1	議案第 7 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	1 4 3
日程第 2 1		陳情の審査報告について（総務産業建設常任委員会）……………	1 4 4
日程第 2 2		議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	1 4 5

日程第 2 3	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	1 4 5
日程第 2 4	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	1 4 5
日程第 2 5	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について	1 4 5
日程第 2 6	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について	1 4 5
日程第 2 7	議員派遣について	1 4 6
議長挨拶		1 4 6
閉 会		1 4 7

令和5年第3回

榛東村議会定例会会議録

第 1 号

9月4日（月）

令和5年第3回榛東村議会定例会会議録第1号

令和5年9月4日（月曜日）

議事日程 第1号

令和5年9月4日（月曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	飯塚久夫君	2番	吉澤浩一君
3番	浅見隆君	4番	齊藤将史君
5番	須田仁美君	6番	三俣実君
7番	波多野佐和子君	8番	小板橋尚君
9番	生方勇二君	10番	善養寺孝君
11番	清水健一君		

欠席議員（1名）

12番 早坂通君

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務課長	山口誠一君	企画財政課長	飯塚邦守君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	早川弘行君	産業振興課長	岡部貴一君
建設課長	狩野宏記君	上下水道課長	富澤光彦君
会計課長	一倉学君	教育長	須永光明君
教育委員会 事務局 局長	足達哲也君		

事務局職員出席者

事務局 局長 浅見英一 書記 新井佐智子

◎開会・開議

午前9時31分開会・開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第3回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和5年第3回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には極めて多忙なところご参集いただき、開会できますことに対し御礼を申し上げます。

今定例会から須永新教育長が加わり、まさに南村政が整い、前に進むことと思います。

会期中、村長をはじめ執行部の皆様におかれましては、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和5年第3回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

本日の会議におきましては、早坂議員から家族の都合により欠席の申出がありましたので、出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、会議日程第1号により進めてまいります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（生方勇二君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

10番善養寺孝議員、11番清水健一議員を会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 会期決定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第3回定例会の会期については、本日から19日までの16日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から19日までの16日間と決定いたしました。



◎日程第3 諸般の報告について

○議長（生方勇二君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

議会事務局長の説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（浅見英一君） お手元に配付の諸般の報告に基づきましてご説明申し上げます。

1、議案書等の受理につきましては、議案17件、報告3件を受理いたしました。

2、例月現金出納検査の結果につきましては、令和5年4月から6月分を配付いたしました。後ほどご確認をお願いいたします。

3、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会につきましては、記載のとおり会議が開催されました。以上でございます。

◎村長提出議案の概要説明

○議長（生方勇二君） ここで、村長から本定例会における提案理由の説明を行いたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

酷暑でありました8月も終わり、9月となりましたが、いまだ残暑厳しい中、本日議員各位の皆様にはご出席いただきまして、定例村議会が開会できますことに心から感謝申し上げます。

議長から許可をいただきましたので、令和5年第3回榛東村議会定例会開会の挨拶並びに上程させていただく議案等について、その概要を説明申し上げます。

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の指定が5類に移行され、移動規制の緩和により、多くの方がふるさとへの帰省や行楽地へ出かけたほか、多くのイベントや各地での夏祭りが開かれるなど、コロナ禍前のにぎわいが戻りつつある一方、厚生労働省が1日に発表しました定点医療機関における8月21日から27日に報告されました新規の新型コロナウイルスの感染者は、5月8日の5類になった以降、最多を更新いたしました。新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、本村におきましても、10月に新型コロナウイルスワクチンの集団接種を予定しているところであります。

それでは、本議会に上程する議案について説明申し上げます。

議案第54号から議案第59号までは、地方自治法第233条第3項の規定により、一般会計、各特別会計の令和4年度決算の認定をお願いするものでございます。

議案第60号は、上水道事業会計の決算の認定について、議案第62号は、下水道事業会計の決算の認定について、この2つの会計は地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

議案第61号は、上水道事業会計の決算に基づく剰余金の処分について、議案第63号は、下水道事業会計の決算に基づく剰余金の処分について、この2つの会計は地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

一般会計及び特別会計の決算の認定につきましては、地方自治法の規定に基づき、また、上水道事

業会計、下水道事業会計の決算の認定につきましては、地方公営企業法に基づき、監査委員の審査意見を付しております。

石坂代表監査委員、三俣監査委員におかれましては、猛暑を通り越した酷暑の中、現地調査も含め集中的に審査していただき、審査意見を取りまとめてくださり、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

議案第64号から第70号までは、一般会計、特別会計、事業会計の予算を補正するもので、令和4年度の決算に応じ、前年度繰越金の補正を行うほか、5月に私が村長に就任し、当初予算編成後に生じた事由により、所要事項について補正を行うものでございます。

今議会には、以上17議案を提出させていただきましたので、ご審議の上、ご可決くださるようよろしくお願い申し上げます。

報告事項は、令和4年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について、令和4年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものでございます。また、債権の放棄についての報告3件となります。

本議会は、決算議会となります。慎重審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第4 一般質問について

○議長（生方勇二君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含め50分以内です。質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確で分かりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番清水健一議員の一般質問を許可いたします。

11番清水健一議員。

〔11番 清水健一君登壇〕

○11番（清水健一君） 皆様、おはようございます。議席番号11番、公明党の清水健一でございます。

本日は4項目について質問をさせていただきます。

初めに、教育について。

現在、少子化の進行や情報化、グローバル化の進展、地域コミュニティの弱体化や核家族化の進展等、児童生徒を取り巻く社会の状況が様々に変化する中、児童生徒に関する課題が多様化、複雑化してきています。

そこで、南村長が掲げる「赤ちゃんから高齢者まで誰もが安心して暮らせるインクルーシブな村へ」、実現に向けてどのような教育方針をお持ちか、須永新教育長にお聞きいたします。

以降自席に戻り、質問を続けさせていただきます。

○議長（生方勇二君） 須永教育長。

〔教育長 須永光明君発言〕

○教育長（須永光明君） 須永でございます。よろしく願いいたします。

中学校を卒業する段階で一人一人の生徒が、自分が希望する進路に進めるようにすることが教育に携わる者の責務であると、私はいろんな場面でお話をさせていただいたところでございます。

これは、単にテストの点数が取れるというような狭い意味で申し上げているわけではございません。現在は、先の見通しがなかなか立たない、多様な考え方の中で、これが正しいというような考え方をすることがなかなか難しい状況にございます。こうした中で、一定の役割を果たしながら、他者と協働し、よりよい社会を築いていけるような人材を育てる。その上で、心豊かに生活できる人材を育てることが重要であるというふうに考えているところでございます。

それに向けまして、義務教育の段階では、自分が興味のあること、深く追求したい事柄を見つけたり、自分の可能性を広げるとともに、自分にとって最良である進路を選択できるような力を身につけていくことが大切であるというふうに考えております。

そのために3点でございますが、まず1点目として、確かな学力を身につけさせること。2点目といたしまして、目標に向かってチャレンジを続けるたくましい精神、それを支えるしっかりした体づくり、こうしたことを進めること。3点目といたしまして、備えた学力だとか、思考力だとか、体力、こうしたものを最善の方向に発揮できるように、人と協力するというようなことを含めた道徳性を育てる。この3点が重要であるというふうに考えております。

確かな学力が身につけられるようにするためには、学習内容に対する関心や新たな知識、技能を獲得しようとする学習意欲を高め、自分の考えを持って主体的に学習に取り組めるようにするとともに、他者の多様な考えに触れる中で自分の考えをさらに確かなものにして、学習内容を深く理解できるようにすることが大切であると、このように考えております。

本村では、中学校が1校、小学校が2校、公立の幼稚園でございますが2園でございます、少ないわけでございますけれども、逆に非常に連携がしやすいというメリットがございます。また、村長部局や議会をはじめ、地域の皆様方のご理解とご協力をいただいて、一丸となって子どもたちを育てていく基盤があるというふうに私は認識をしておるところでございます。こうした小さい、関係性が深いというメリットを生かして、幼稚園、小学校、中学校の教員が同じ考え方、同じ方法で子どもたちを指導していくことが大事でありまして、関連性、連続性を重視した、一貫した教育が行えるというふうに考えておるところでございます。

以上のように、知・徳・体の調和の取れた一貫した考え方に基づく教育を推進していく中で、子どもたちが自分の最良の進路を選択できるような力を最大限に発揮できる、そうした力をつけていくことが重要であるというふうに考えているわけでございまして、このことが村長が掲げております、議

員もおっしゃいました、赤ちゃんから高齢者まで安心して暮らせるインクルーシブな村づくりの実現に向けて、教育の方面から応援できることだというふうに考えております。こうしたことを一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 続きまして、文部科学省が昨年度実施した勤務実態調査によると、公立の中学校で77%、小学校で65%の教員が、国の指針で残業時間の上限とされる月45時間以上働いていた調査報告があります。

そこで教育長にお聞きします。

教職員の長時間労働の解消は、どのように取り組んでまいりますか、お答えください。

○議長（生方勇二君） 教育長。

〔教育長 須永光明君発言〕

○教育長（須永光明君） 教職員の長時間労働の問題でございますけれども、教職員の心身の健康、適正な労働環境の整備ということは大変重要なことございまして、子どもたちと向き合う時間を確保する面、これにとって非常に重要だというふうに考えているところでございます。先生たちの長時間の労働というようなものを解消することで、先生たちが心身ともにゆとりを持って子どもたちに向き合うことができるようにするということが、この問題の一番重要なことだろうというふうに思っているわけでございます。

そのために、本村では会議の精選であるとか、教育課程の見直しをして、本当に必要なことに力を入れていくということを進めております。また、県の指針等もございまして、運動部活動等の適正化ということにも取り組んできておるところでございます。また、ICTを活用して、仕事の効率化、校務の効率化、こんなことにも努めておるところでございます。

今後とも先生たちがゆとりを持って子どもたちの教育に向かっていけるように、最善の努力をしていきたいというふうに思います。いろんな情報を取りながら、その情報提供をして、管理職とともに、先生方がゆとりを持って子どもたちの教育の充実に向かっていけるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 次に、ICT化が進んでいる変化の激しい社会を生き抜いていくには、ICTを活用し、情報収集や判断、解決する力が必要になります。タブレットを効果的に活用した教育の推進にどのように取り組んでいくかお聞きいたします。

○議長（生方勇二君） 教育長。

〔教育長 須永光明君発言〕

○教育長（須永光明君） タブレットを活用した学習ということでございますけれども、タブレットは、今までの学習を変えていく非常に重要なツールになるというふうに考えているところでございます。タブレットを活用することによって、複数の子どもたちが同時に意見を交換できたり、先生がその間に入らなくても、子ども同士でお互いの意見交換ができるわけでございます。

また、家庭との連絡等も、ペーパーでなくてもできる部分ができてきますので、先ほどの多忙化の解消の一助にもなるであろうと、こんなふうにも考えておるところでございます。

また、タブレットのよさは、遠く離れたところとやり取りができるというようなこともございますし、いろんな情報にアクセスができる。子どもが割かし簡単にアクセスすることができます。したがって、例えば博物館であるとか何とか、直接行かなくても見ることができるし、社会科見学というような形で外へ出る機会もなかなかチャンスがないんですけれども、そうしたことも行く場合もあるし、行かなくても直接体験することができる。非常に重要なものであるというふうに考えているところでございます。現在、子どもたち一人一人にタブレットが渡っているわけでございますので、一人一人が活用して、今のようなことが実現できていくという状況にあるわけでございます。

ただ、タブレットを使えば全てがよくなるということではございませんで、大事なことは、言葉は悪いんですが、アナログの世界というのも非常に大事だと思うんです。例えば漢字を覚えるのに、やっぱり書かなければ覚えられません。大人もコンピューターを使うようになって、漢字は読めるんだけど、書こうとすると忘れちゃったなんてことがあるわけでございますが、こうした、昔からやはり身につけるためにはどうしてもやらなければならないアナログの世界というのと、このタブレットというのをどう組み合わせるかということが大変重要なわけでございます。タブレットを有効に活用して、アナログと組み合わせ、子どもたちの学力を高めていくということが大変重要であると思いますし、今後そうしたことをさらに研究しながら、十分に活用してまいりたいと考えております。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） ありがとうございます。

続いて、投票しやすい環境づくりについてお聞きします。

選挙は、言うまでもなく民主主義の根幹であり、有権者の投票によって代表者を選び、その民意を政治に反映するために行われているものです。その選挙の危機、とりわけ自治体選挙の危機が全国で問題になっています。それは、地方議員の成り手不足と投票率の低迷です。

議員の成り手不足の問題は、無投票や定員割れの選挙区が全国で散見され、今年の春の県議選でも多くの無投票選挙区がありました。議員の成り手不足は、自営業者の方が減少しているなど、社会の構造的な問題でもあります。国においても、制度改正により立候補しやすい環境づくりを進めていますが、私たち議会も活発に活動することで、議会を身近に感じてもらえるように努めていく必要があります。

また、問題になっているのが投票率の低さです。特に若年層の投票率は全国的に低くなっています。ここ数年は高齢化の進展に伴って、高齢者の方が体の自由が利かなくなっていて、投票に行くのも大変という声も聞かれるようになりました。高齢者はこれまで投票率は高い傾向にありましたので、若年層に加えて投票所から足が遠のいてしまえば、投票率のさらなる低下は明らかです。

そこで重要なのが投票しやすい環境づくりが求められています。現在村では、投票に訪れた有権者の方が投票の補助を求めた際に、どのような対応を取られているかお伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 本件につきましては、選挙事務ということでございますので、選挙管理委員会の書記長という立場でお答えさせていただきます。

高齢者の方や障害をお持ちの方で投票所に来られた方につきましては、投票所の事務担当者がその都度補助を行い、円滑に投票が行えるよう対応をしております。

具体的には、各投票所の事務職員が、車椅子の方につきましては車椅子用の記載台へご案内するなどしております。また、記載ができない方へは、職員による代理記載ができることの説明をするなど、投票に来られた方の状況により対応させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 係の人が手助けを必要とする有権者と意思疎通を図り、適切な判断をすることが重要だと考えます。

そこで、コミュニケーションボードというものを取り入れている自治体もあると聞きます。これは一体どういうものなのか、説明をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） それでは、ご説明いたします。

コミュニケーションボードの掲示、こちらにつきましては、投票所で使用するコミュニケーションボードの内容としましては、イラストや文字を用いることで、障害のある選挙人との円滑なコミュニケーションを図り、投票支援を行うためのツールとなっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 障害者や高齢者に限らず、様々な投票に関わる困り事を抱える方々が投票しやすい環境づくりにコミュニケーションボードは有効だと考えますが、導入してはいかがかと考

ますが、見解をお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 今後のコミュニケーションボードの導入ということでございますが、障害を持つ選挙人の投票支援につきましては、今までも選挙事務従事者が代理投票をするなど、支援を行ってきておるところではございます。

近年、群馬県を通じまして、国からも投票支援施策としてコミュニケーションボードに関する導入事例等の紹介がございました。これらのツールの導入につきましては、選挙管理委員会で検討を進めさせていただき、今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） もう一つ、意思疎通を図るツールとして投票支援カード、選挙支援カードと呼ばれるものがあります。これは一体どういうものなのか、説明をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 投票支援カードにつきましても、先ほどお話をさせていただきましたコミュニケーションボードと同様の使い方もございますが、こちらの投票支援カードにつきましては、当日ご本人が何をしたいか事前に記載していただき、受付の際に提示していただくことで、選挙事務を行っている職員がその要望に対応させていただいて、対応するといった内容のものとなっております。こちらにつきましても、必要な支援が受けられることを目的として導入されているものと理解しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 投票しやすい環境づくりのために、この投票支援カードの導入を進めるべきと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 先ほどお話をさせていただいたコミュニケーションボード並びに投票支援カードの導入につきまして、こちらは投票支援を行うツールの一つであることから、コミュニケーションボード並びに投票支援カードの導入につきましては、選挙管理委員会の中で今後研究をさせていただき、導入について考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 続きまして、人口減少と少子高齢化が同時進行する昨今にあつて、将来の問題解決の鍵を握ると期待されているのが人工知能と言われるAIや、ビッグデータなど、先端技術を活用することで誰もが便利で暮らしやすい社会を目指す未来型都市、スマートシティです。

日本大学の岩崎教授は、新型コロナウイルスの感染拡大で国民は外出や接触を控えるようになり、自治体がICT活用やスマートシティ化を積極的に進めていく動きは理にかなったもので、ICT化がさらに進み、自宅から携帯端末などを使って行政手続きができるようになれば、コロナ禍の自粛や新しい生活を支える有効な手段になると、見解が新聞に掲載されていました。

そこで、本村のAIの活用の現状をお聞きいたします。

○議長（生方勇二君） 飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） AIの導入・活用による職員の働き方改革推進や業務の効率化などの取組は、全国的な広がりを見せております。自治体のAI技術の活用事例を見ますと、情報の分析、判定や評価、異常等の検知・予測は、シミュレーションなどに活用されておりますが、本村において活用実績はなく、活用に向けて研究が必要と考えております。

本年度、デジタル化に向けた推進計画の策定を予定しているところでございますので、各課の現状を洗い出しながら、策定に向けて研究してまいりたいと考えております。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 業務効率化、負担軽減のための活用についてですが、具体的にAIを活用している自治体の活用例を紹介してください。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 業務効率化、負担軽減について活用事例を申し上げさせていただきます。

藤岡市におきましては、議会の委員会会議録をAI音声認識システムを導入し、議事録作成業務の効率化を図っております。また、高崎市では、業務の効率化を図ろうと、文章などを自動的に作り出すChatGPTなどの生成AIの試験的運用を開始したところでございます。

AIの活用においても、国の方針や他自治体の活用状況を参考にして、本村においても併せて研究してまいりたいと考えております。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 今後、AIを活用することで行政サービスの効率化や市民サービスの向上につながれると考えますので、幾つかお聞きします。

1つ目は、AIを活用した漏水検知です。

会津若松市では、漏水検知にAIを活用し成果を上げているとのこと。地中の漏水検知は非常に難しく、費用と労力は莫大なるものですが、AIを活用することで早期に漏水を発見でき、劣化度診断によってある程度計画的な施設更新が図られるということで、大きな成果につながっているとのこと。

今後、本村も漏水検知にAIを活用する考えはありますか、お聞きいたします。

○議長（生方勇二君） 富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） お尋ねの会津若松市では、令和2年度にAIを活用して水道管の劣化度調査を実施し、漏水調査優先度のマップ化を行うことで、効率的な漏水調査が可能になったと聞いております。

具体的な方法としては、配管状況や漏水履歴、職員の経験則などから成る管路データと人口や土質などの地域属性から成る環境データを組み合わせ、AIにより管路の劣化度を算出させたのだそうです。それにより漏水調査に優先順位を立て、あらかじめ調査箇所を絞って、効率的な漏水調査ができるというものです。ちなみに、こちらの費用のみ公表されておりまして、管路劣化度調査及び維持管理手法策定費として、令和2年度に1,180万円がかかったと聞いております。

加えて、同市では漏水調査の方法としまして、深夜に職員が現場に行って漏水音を聞き分け、漏水を探索する音聴調査だけでなく、令和3年度から、仕切り弁や空気弁、消火栓などのマンホール内に漏水の振動や音を調査する通信機能を内蔵した記録装置を設置し、遠隔監視の方法により漏水調査も実施していると伺っております。

さらに、令和5年度からは、配水管の数か所にスマートメーターを設置し、水需要の把握及び漏水管理の効率化を図る手法も採用しております。これは配水量と使用水量との比較により、漏水が多いと思われる箇所を特定し、漏水調査を実施する場所を絞り込み、漏水調査の効率化を図ることが目的です。

現在、本村における漏水調査につきましては、村民皆様からの通報は言うまでもなく、職員等が施設巡視等で村内を回った際に、路面にぬれている場所がないかなど、周辺に注意を傾けて、異常箇所の早期発見を心がけております。

また、今月からデジタル式の漏水探知機を購入し、積極的に漏水調査を実施し、早急に漏水修繕工事に着手することで有収率の向上につなげていきたいと考えております。

今後、AIを活用した漏水探知等については、引き続き情報収集を行い、業務の効率化、負担軽減

などを念頭に実績や費用効果等を考え、導入を研究していきたいと考えております。

これからも、村民の皆様に安全で安心な榛東村の水を提供し続けられるよう努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 次に、道路管理へのAIの活用についてお聞きします。

国土交通省の道路デジタルメンテナンス戦略の一つとして、道路パトロール車両に搭載したカメラでリアルタイムな情報を収集して、AIによる画像解析を行い、舗装の損傷を自動検知するものがあります。令和2年度より実証実験が進んでいますが、実用化には至っていません。今後、AIを活用した道路管理が実現していくと考えます。

本村の道路管理の現状についてお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 狩野建設課長。

〔建設課長 狩野宏記君発言〕

○建設課長（狩野宏記君） 道路維持管理の現状についてでございますが、現在、建設課では職員による巡視、巡回と皆様からの情報提供、通報によって、道路や橋梁、河川などの安全維持管理に努めておるところでございます。こうして発見された危険箇所等へは職員が駆けつけて現状を把握し、必要に応じてLINEグループで情報共有を行い、安全の確保を最優先として、現場の応急処置等の対応を行っております。その後、修繕の方法や範囲、時期等について、一番よいと思われる方法をその都度課内会議で検討しまして、対応に当たっているところでございます。また、把握した情報については写真や動画で記録に残し、日時や対応方針、対応結果等を修繕台帳に記録し、情報の共有と蓄積を図っております。

全国的な普及はまだまだ先の話になると思いますが、AIの活用については、道路維持管理の事務の軽減、最適な判断の手助けになるものであると期待できるため、今後も情報収集に努め、活用については積極的に研究したいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） AIの活用ではありませんが、現在、建設課では職員がスマートフォンのLINEを活用し、道路の破損状況や復旧状況を情報共有しているとのことでした。

道路の損傷等を住民が通報するLINEを活用したシステムを導入している自治体もあります。今後、これを導入すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 道路損傷箇所等の把握につきましては、今後、村でLINE公式アカウントの機能を新設し、発見者からの情報提供システムを含めた幅広い村民サービスのデジタル化の取組と併せて計画を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 最後になりますが、AIを活用した乗合タクシー、デマンドバス、デマンドタクシーなど、高齢者の移動手段は高齢化に伴い村民の関心も高く、要望も多く聞きます。

バス路線がある地域であっても、歩行が困難になってきている方は、バス停まで歩くことができないため、バスに乗ることができないのが現状です。ですから、免許を返納することをちゅうちょしてしまう方もいます。高齢者の方の声を聞くと、ドア・ツー・ドアで外出できたらありがたいとの声が多く聞かれます。AIを活用した乗合タクシーやデマンドタクシー、バスなどを導入している自治体も増えてきています。本村も、高齢者の移動手段にAIを活用すべきと考えます。

また、日中空いている介護施設の車を活用し、高齢者の通院や買物に利用しているところもあります。今後、高齢者の足の確保の見直しをする際、ご検討をお願いいたします。見解をお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 公共交通におけるAIの活用状況を見ますと、渋川市の北橋地区を運行する北橋メグール、それから富岡市で運行する乗合タクシー愛タク、こちらなどは、乗るバス停から降りるバス停の間を運行事業者がAIを活用して最適な配車や最短ルートで運行を行っております。

高齢者の足の確保につきましては、高崎市では、本年9月から、外出困難な高齢者支援として食品や日用品の配送を電話で受け付ける買物配送サービスを始めました。渋川市では、社会福祉協議会が、買物が困難な高齢者を相乗りで買物を補助するサービスを実施しております。

他自治体の活用事例を参考にしながら、本村においてもAIの活用を研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 最後の項目で、障害者福祉の向上についてですけれども、村では、紙おむつを必要とされている方、高齢者及び障害者の方に対し紙おむつを給付していますが、この給付の内

容の説明をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 通告のございました障害者を対象といたしました紙おむつの給付事業、こちらの現状でございますが、3歳以上65歳未満の身体障害者手帳1級または2級の重度身体障害者、それから、療育手帳A判定の交付を受けまして、常時失禁状態の方を対象といたしまして、一月当たり7,000円分の紙おむつを支給しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 給付対象者を他市町村と比べてみると、対象が広い市町村があると聞いております。これについて、一定以上の障害があり、医師の診断によって排せつの管理が困難と認められる方にも、紙おむつを給付することができるようにすべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 紙おむつ等の給付につきまして近隣自治体との状況の比較、これを申し上げさせていただきますと、障害の程度、身体障害者手帳の級、これにつきましては本村と同様でございました。ですが、本村の場合は、障害の程度だけでなく、常に失禁状態にある方、この条件が付加されておまして、障害者の身近にいらっしゃいます相談員、それから医師の意見を添えてもらっているところでございます。

給付額についてでございますが、給付は1回当たり5,000円で年3回までといった自治体、団体、それから1回当たり1万円で年2回といった自治体、それから月5,000円の団体と、近隣を見ただけでありまして様々な状態でございました。年間数万円の団体がある中で、本村は先ほども申し上げましたが月7,000円、年間に換算いたしますと8万4,000円ということになります。常に失禁状態にある方ということの条件がついておりますが、日々紙おむつを必要とされる方々の負担を軽減していただこうと、紙おむつの給付額、これにつきまして他団体より多くなっていると、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 次に、訪問入浴サービス事業について、事業の内容の説明をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 訪問入浴サービス、こちらでございますが、事業の内容といたしまして、在宅の重度身体障害者の自宅を訪問いたしまして、浴槽を提供して入浴サービスを実施するものでございます。利用回数は週1回で、利用者の全身状態、それから体温、血圧、脈拍等の健康チェックも同時に行います。

サービス内容は、介護保険等で行います訪問入浴介護と同じ内容になっておりまして、利用者負担等はございません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 訪問入浴は他の市町村でも週1回から2回の団体が多いようですが、この実施回数が最低でも週1回、さらに夏場は回数を増やす、こういったことはできないか、見解をお聞きいたします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） こちらにつきましても近隣自治体、こちらとの訪問入浴サービスの状況を申し上げますと、前橋市が月8回、それから吉岡町が週2回のサービスとなっております。前橋市は自己負担はございませんが、吉岡町は1回当たり1,250円、委託料の1割の自己負担がございます。それから高崎市、渋川市、こちらにつきましては、週1回のサービスで、渋川市ではやはり同じように1,290円、1割程度の自己負担をいただいているところでございます。

ただ、近年の夏場の気温上昇、これは異常とも言えるような状態が続いておりますので、寝たきりの障害者の皆さん等々では、ちょっと背中が蒸れたりいたしまして大変だと、このように思いますので、年間を通じて増やすことができないか、今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 以上で、11番清水健一議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時40分といたします。

午前10時21分休憩

午前10時40分再開

○議長（生方勇二君） それでは、会議を再開いたします。

質問順位2番波多野佐和子議員の一般質問を許可いたします。

7番波多野佐和子議員。

〔7番 波多野佐和子君登壇〕

○7番（波多野佐和子君） 改めまして、皆さん、こんにちは。議席番号7番波多野佐和子でございます。

傍聴においでの皆様、榛東村議会に関心を寄せていただき、お出かけくださりまして本当にありがとうございます。

今回の一般質問は、交通弱者対策、また、住民生活の充実として、今までに質問しました猫の去勢避妊手術費の補助、電動生ごみ処理機購入費の補助、プラスチック資源促進法により本村でも来年度からプラごみ回収が開始されるとのこと、そのスケジュールや予算の執行等、新しい村政となり、改めて質問し、考えや新展開がありましたら伺いたいと思います。そのほか、子育て支援、障害者支援、デジタル化、そして、孤独・孤立対策について本村がどのように考えているか伺おうと思います。

まずは1問目、交通弱者対策でございます。

交通弱者は、高齢者だけではございません。7月に行われた夏休み子ども楽集スクールにボランティアとして参加しました。子どもたちにはとても貴重な体験になったと思います。ただ、場所が楽集センター、隣保館です。参加するには、そこまで大人が連れて行かなければなりません。イベントや教室、誰でも気軽に参加できてこそ、誰一人取り残さない社会、また、企画となるのではないのでしょうか。

交通弱者対策の一つ、福祉タクシー券の利用状況を伺います。

では、自席に戻り質問を行います。

○議長（生方勇二君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 榛東村福祉タクシー利用補助金の令和4年度の利用実績でお答えさせていただきます。

利用者221人、利用枚数1万1,249枚、補助金額にしまして562万4,500円ございました。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 実は、タクシー券についてなんですけれども、下新井の方が役場まで投票に来るのに往復で幾らかかったと思いますか。何と4,600円かかったとのこと。役場までの往復のほか、タクシー会社から自宅に来てもらう、役場で待っていてもらう、会社に戻る、そのような金額は余分に発生するということです。そうしますと、年間4万円では思うように使えないと思います。

先ほどの答弁でもありましたが、利用が伸びているということは、交通弱者も増えているということです。

また、現状での満足度のアンケートで調査、または、タクシー券の増額などの考えはございますか

しょうか。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 本村の福祉タクシー券補助金は最大4万円分、500円券掛ける80枚でございますが、これは周辺自治体と比べましても高額でございます。

また、周辺の自治体では、利用時の枚数制限や利用できる会社の制限を行うなど、利用者に対する一定の制限もあることから、本村のタクシー券は利用しやすいとの意見もいただいているところでございます。

福祉タクシー券の交付額の増額の件につきましては、今後、企画財政課が実施する予定のアンケート調査の中で福祉タクシーに関する質問を設けていただき、回答結果を検証していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 続きまして、タクシー券の補助金額は令和3年度では545万3,000円、令和4年度では562万4,500円と、過去を遡って徐々に増えているということを先日伺いました。

これからさらに利用者が増えるとなると、タクシー券よりも誰でも利用できるドア・ツー・ドア、または、各自治体に班ごとにあるごみ集積所、そこを乗降場所として使うなど、予約型のデマンドバスの導入も考える時期になったとも言えます。デマンドバスの運行事業について本村の考えを伺います。

○議長（生方勇二君） 飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） デマンド交通につきましては、過去に試行運行や他市町村の状況把握など、様々な検討を行ってまいりました。高齢化とともに、交通弱者の移動手段の確保は重要な課題であると認識しております。

今定例会の補正予算におきまして、先ほど住民生活課長が申し上げた福祉タクシーアンケートと併せまして、公共交通に対する住民アンケートを実施するための必要経費を計上しております。アンケートの結果を分析し、運行方法や他市町村との連携を含め、今後の方針を見極めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 現在、緩やかではありますが、移住するなど、若い世帯も増えておりま

す。そのような方々が永住の地として選んでいただくためにも、公共交通手段の充実はなくてはならないものと思います。誰もがどんなときでも社会と関わり、生き生きと生活ができるよう、対策を講じていただきたいと思います。

続きまして、住民生活の充実について、まず1問目、猫の去勢避妊手術費の一部補助について伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 猫の去勢避妊手術の補助金についてでございますが、以前、波多野議員から、令和3年第4回定例会でもご質問をいただいていたものでございます。

この補助金の創設につきましては、現在も県内自治体の補助金の交付状況、それから、費用対効果等について調査をしているところでございます。引き続き、補助金設置に係る費用対効果等について検討していきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 過去に我が家の猫の手術の際の話なんですけれども、獣医さんのお話です。ある日、女子高生が捨てられていた数匹の子猫を連れてきて、手術をしてほしいと言われたそうです。費用とすれば、雄ですと当時1万5,000円くらいからで、あと雌ですと2万3,000円からぐらいで、数匹というところである程度の金額がまとまるような形だったと思われま。彼女は、貯金やお小遣いから支払うので分割でお願いしたいと言われたそうです。そのように、心ない飼い主に捨てられた猫をかわいそうに思い、手術を受けさせてお世話をする方も少なくありません。

2019年に殺処分された猫は2万7,108匹とあります。そのような猫を増やさないためにも、近隣市町も交付している猫の去勢避妊手術費の補助の考えを伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 先ほども申し上げましたが、県内の自治体で同様の補助金を設置しているのは20自治体、57%という結果でございました。これも先ほどもお答えしましたが、引き続き、補助金設置に係る費用対効果等について検討していきます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 併せて、地域猫活動の推進も継続していただきたいと思います。

続きまして、これもリマインド、いわゆる再確認というところでございます。

電動式生ごみ処理機購入費の補助について、本村の考えを伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 電動生ごみ処理機購入費に対する補助金の考えはということでお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、南村長就任後、すぐに県内の状況等を調べるように指示をいただいていたところでございます。そうしたところ、県内で既にもう25自治体は同様の補助金もあるということでも分かりましたので、こちらにつきましては、今回、以前からある生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱を改正いたしまして、電動式生ごみ処理機を補助対象として追加させていただきました。

また、年度末までの申請台数を5台見込みまして、今回9月補正予算に計上させていただいたところです。

また、補助金額につきましては、周辺自治体の交付状況を参考に、1台当たり2万円を上限というふうに設定をさせていただいたところです。

今回、補正予算が可決されましたら、村広報紙やホームページ等でお知らせをするとともに、10月1日に開催するエコフェスタの中でデモ機を展示するなどして、村民の皆様にPRを図りたいと考えているところです。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） ごみの減量化に一步前進したといううれしいお話を聞き、安心しました。

家庭から出る可燃ごみの約3割が生ごみと言われていています。生ごみの約80%が水分です。生ごみを減らすことは、ごみの重量が減少するほか、ごみの燃焼効率にもつながります。ぜひこれからも進めていってほしいと思います。

続きまして、来年度から本村でも始まると聞いております、プラスチックごみの回収についてです。

環境省でも、プラスチックは「えらんで、減らして、リサイクル」と奨励しております。前回の一般質問では、私が10日間のごみの分別をして、いかにプラごみが多いのかが分かりました。

もう既にプラごみ回収に向けての準備が始まっていると思いますが、これからのスケジュールを伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 波多野議員からのご質問の中でもあったとおり、令和6年度4月からの分別収集開始に向けて進めているところでございます。

スケジュールでございますが、現在も渋川地区広域市町村圏振興整備組合と構成市町村、渋川市、

吉岡町、榛東村の担当者による協議を継続しているところでございます。併せて、回収方法や回収場所の検討も今行っております。また、ごみ収集業者さんとの意見交換や調整も併せて行っているところでございます。

スケジュールでございますが、村民に対するPR活動を10月頃から開始する予定でございます。

また、今回、指定ごみ袋を新たに作る予定でございますので、その作成を行い、販売を来年2月頃から開始できるよう準備を進めてまいります。そして、令和6年4月から分別収集をスタートさせていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） スムーズにプラスチックごみの回収が始まるといいと思っております。

また、回収回数や回収した後の処置と費用が増えると思いますが、プラごみ回収に係る村の新たな費用と、また、個人の直接増えるであろう費用の詳細を伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 新たに生じる費用ということのご質問でございますが、まず村の負担としましては、指定ごみ袋製造販売業務委託料が増加となります。これにつきましては、こちらも当初予算で見込んでおりませんでしたので、今回9月補正予算に予算を計上させていただいたところであります。

また、村民の皆様の負担という部分でございますが、指定ごみ袋を作成して各家庭から排出していただきますので、ごみ袋の購入代金が増加になる見込みでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） また、渋川地区広域市町村圏振興整備組合へのプラごみのリサイクルに係る費用の増額について、今後の見込みを伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合の負担金が増加になる見込みでございます。こちらは、令和6年度から増加になる見込みでございます。

今年度、渋川広域組合清掃センターでは、回収したプラスチックごみを保管する場所の設置を今年度中に行う予定でございます。また、回収されたごみにつきましては、リサイクル業者さんに引き渡していくという予定で、そういった費用もかかってきますので、負担金が増加になる見込みでございます。

ます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） いずれにしても、ごみの減量化は環境への負荷を軽減し、限りある地球資源を有効に活用するなど、これまでにない幅広い視野に立って推進していただきたいと思います。

続いて、子育て支援についてです。

今年、令和5年3月14日に厚生労働省が、保育士や保護者の負担軽減にもつながることから、使用済みおむつを保護者が持ち帰るのではなく、保育所で処分を行うことが推奨となりました。本村の考えを伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 使用済み紙おむつの持ち帰り廃止につきまして、園長会議におきまして現在も協議を続けているところでございます。

村としましても、できるだけ早期の実施を各園に対して要望していく予定でございます。

また、村としましても、使用済み紙おむつ持ち帰りの廃止に向けて2点ほど支援策を講じてきましたので、紹介させていただきます。

まず、1点目でございますが、渋川地区広域市町村圏振興整備組合と構成市町村長、南村長、高木市長、柴崎町長の協議によって、広域県内の保育園、こども園から排出される使用済み紙おむつにつきましては、本来、産業廃棄物になるものでございますが、これを事業系の一般ごみとして清掃センターで受入れしていただく。受入れが可能となりました。

もう1点目でございますが、国及び県の補助金を活用しまして、各園において使用済み紙おむつを排出・保管する場所の設置経費に係る補助金を新設いたしまして、各園における設置経費に係る予算、補助金を今回9月補正予算に計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） では、使用済みおむつ等を適切に処理するための施設の整備を行う事業というふうな話を伺ったんですけれども、そのほか、吉岡町のように村からの処分費用の助成はあるのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 吉岡町さんがこの4月から持ち帰り廃止を開始されておりますが、

担当にお伺いしたところ、やっぱり当初、処分するおむつにつきましては産業廃棄物であるということで、処理費用も上がるということで、創設された理由の一つというふうにお伺いしております。今回、使用済み紙おむつも一般ごみとして清掃センターで受入れが可能となりましたので、現在のところでは、村としましては別に事業に対する補助金を交付する予定はございません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 産廃となりますと、また費用面でも変わりますし、そこを事業系の一般ごみにしていただいたということは、村のお力があつたからかなと思っております。いずれにしても、官民が連携して、子どもが健やかに育つための第一に考えてもらいたいと思います。

続きまして、障害者支援についてです。

これもリマインドとなりますが、先日、2023ぐんま手話言語条例シンポジウムが開催され、たくさんの方々に参加されたようです。近隣の市町も制定されている手話言語条例の制定について、本村の考えを伺います。

○議長（生方勇二君） 早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） まず、手話でございますが、全て障害者は可能な限り言語、この場合手話を含みますが、その他の意思疎通のための手段、これについて選択の機会が確保されなければならないと。手話は言語に含まれていることが、平成23年に改正されました障害者基本法、法律によって明記されております。

この法律を受けまして、各都道府県、市町村では、手話は言語であることの認識の下、手話言語への理解促進及び普及等の施策を推進することによりまして、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すため、こういった目的といたしまして条例制定がされており、県内でも約半数の自治体で制定されております。

本村では、この条例制定をしてはございませんが、隣、吉岡町と手話奉仕員の養成講座を共同で開催しているほか、手話や要約筆記をコミュニケーション手段として用いている方などに対しまして、例えばですが役場での相談や手続、それから、医療機関の受診の際に必要な応じまして手話通訳者を派遣するなどの事業を実施しております。

現在、条例制定に向けまして、県内他市町村の条例内容等を調査・研究しているところでございます。できるだけ早い時期の条例制定に向けて進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 条例を制定するというのは、とても大きな問題だと思います。

平成27年に群馬県でも手話言語条例を制定されております。聾者と聾者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本とするためにも、このような整備をしておくのは地域の発展にもつながると思います。

続きまして、インクルーシブ社会に向けた取組についてです。

まずは、インクルーシブ社会とは何ぞやというところでございます。調べてみますと、障害の有無や国籍、年齢、性別に関係なく、違いを認め合い、共生していくことを目指す社会、そのほかにもあると思いますが、とありました。

まずは、住民にその意識づけや知識を持ってもらうための取組を伺います。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） インクルーシブの説明につきましては、先ほど議員さんのほうでおっしゃっていただいたとおりでございます。こういったことを目的といたしまして、福祉施策の理念、こういうふうに掲げまして世界的に広がってきている運動でございます。

村といたしましては、ハード面、ソフト面の両面で、先ほど議員さんもおっしゃいましたが、子どもや障害者、高齢者、外国人等々、社会的弱者の立場に立った利用しやすい施設、それから、参加しやすい事業などを企画・運営していけるように努めているところでございます。今回提案させていただきます補正予算の中にも、障害の方がおむつ替えや胃ろう注入などで使用する TENT、それから移動式ベッドなどを購入するための予算、これらについて計上させていただいてございます。

それから、県内の動きというところで DET 群馬ですか、議員さん通告の際に教えていただきましたが、こういったところでは、住民、学校、自治体向け、様々な研修、これらを実施しているというところでございます。本村におきましても、まずは内部職員向けの研修、これを来年度行えたらと、実施に向けて検討しているところでございます。

今後も先ほど申し上げました理念、これが村民皆さんに浸透しますように、人権教育をはじめ各種研修会等でインクルーシブ社会、これの普及に向けました啓発活動、それから情報発信に努めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 早川課長もおっしゃられたように、実はこの間、夏に私はその DET がやっております障害平等研修を受けました。そこで本当に今までの意識が変わりました、はっきり言って。そういったところでやはり皆さんに学んでいただきたい。皆さんにインクルーシブ社会に向けて、こういうところで気持ちを一つにするというのはとても重要だと思います。多様性を認め、全て

の人が支え合いながら共に生活できる社会の実現に向けて、村民の学びの機会をつくっていただきたいと思います。

続いて、障害者の文化芸術活動支援についてです。

障害者文化芸術推進法に定められた鑑賞、創造、発表等の11の施策がありますが、その中で本村において取り組んでいるものがあれば伺います。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） お尋ねの障害者の文化芸術活動ということでございますが、活動を通じまして障害者自身の個性、それから能力の発揮、社会参加の促進など、障害者を取り巻く家族や支援者の考え方、これらの方々の考えを前向きにするなど、周りの人々や地域におけます多様な人々をつなぐことができ、相互理解、それから関係が深まるというような考えがあり、促進されているところでございます。

現在の村の状況といたしましては、これまでも障害者の方々から創作活動をしてみたいというようなご相談がありましたら、相談員が相談に乗ってきている状況でございまして、創作活動を行っております障害者施設等を紹介しているところでございます。そういった施設で作られた作品等々につきましては、県庁で行います作品展、これらなどにも出品されていると、そのように聞いております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） そういった作品が、ぜひ榛東村で行われる催し等で展示されたいいなと思っております。

オリンピックの直後に同じ場所で開催される、もう一つのオリンピックと言われているパラリンピック。パラリンピック教育の目的は、「障害のある人々への理解や気づきを生み出す教育システムに、理念と価値を統合させること」とあります。

榛東村でも、10月と11月に榛東村民文化祭が開催され、先日、作品展示部門、芸能発表部門の募集要領が配られました。たくさんの団体や個人が参加すると思われまます。障害をお持ちの方が安心して参加できるようになったらいいなとも思っております。

今後、障害者の文化活動支援をどのように考えているか伺います。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 今後、これからというところでございますが、障害者が一般の方々と一緒に文化活動等ができますように、相談があった場合には、村の事業、それから村の文化協会、これらをはじめとする各種団体と相談等々を進めていきたいと考えております。その際、実施に当たり

ましては、実施内容を周知する際に、障害者が必要なサポートを申し出ていただけるようなアナウンスなど、これらもしていきたいと考えております。

どのような活動をされている方が村内にいらっしゃるのか、それからどのような支援があるのか、また、どのような支援が求められているのか、これらなどの情報を収集していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 今年、全国障害者芸術・文化祭が「いしかわ百万石文化祭2023」として開催されます。行く行くは国民文化祭と一体的な実施を目指しているようです。先駆けて、榛東村で始めてみてはいかがでしょうか。

まずは、先ほど課長がおっしゃられたように、障害者の鑑賞の機会の拡大、また創造の機会の拡大、または作品等の発表の機会の確保と、徐々に進めていってほしいと思います。

続きまして、デジタル化の推進について伺います。

現在、LINEの利用率は83.7%とされておりまして。

そして、私も近隣市町や子どもの住んでいる自治体のLINE公式アカウントを登録しています。そうしますと、最新情報がすぐに入るのでとても便利です。榛東村ではまだやっていないようですが、このようなサービスは当たり前となってきているようです。今後の考えを伺います。

○議長（生方勇二君） 飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 現在、様々な行政手続や相談、情報提供手続は、役場に来庁していただいているところがございます。

清水議員の一般質問の答弁でも申し上げましたが、本年度策定を予定しております村のデジタル化推進に係る計画の中に、村公式LINEアカウントの構築についても盛り込む予定でございます。LINEを入り口といたしまして、オンライン申請、決済サービスの提供など、幅広い村民サービスのデジタル化を図ろうとするものでございます。

県内では、前橋市をはじめとして、約半数の自治体の実施してございます。

多くの人が使い慣れたLINEを役場のデジタルサービスの基点といたしまして、オンライン予約等のデジタルサービスを提供することで、住民の利便性を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 続きまして、道路の破損、落書き、街灯の故障、不法投棄など、それを

住民がスマートフォンやタブレット端末で現場の写真を投稿して、問題を共有しながら解決していく、そのように住民に協力をしていただき解決につなげていく取組が、他の自治体では行われているようですが、本村の認識や考えを伺います。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 村民からのそういったプッシュ型による様々な情報発信とともに、相互にコミュニケーションを取るスマホ、タブレットでの簡単な投稿機能につきましては、公式LINEアカウントを新設した際には、サービスの中に入れて実施してまいりたいと考えております。

導入によりまして、住民からの情報提供を基に住民の安全確保や危険回避、これに伴う迅速な対応が期待できるものでございます。運用の際は、目的やルールを明確にして進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 暮らしやすい榛東村をつくるためにも、小さなところから住民にご協力いただくのもよいかと思います。

最後になりました。孤独・孤立対策について伺います。

望まずに孤独になり、または社会的に孤立して、必要な支援を受けることができない状態に陥る方が増加しているようですが、数年前に県からひきこもりの現状把握をするようにと指示があったようですが、その結果を伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 令和3年6月に群馬県健康福祉課からの依頼によりまして、民生委員、児童委員の協力を得て、実態調査を実施してございます。

このときの質問項目としまして、対象の方のお名前は無記名でございしますが、性別や年齢層、同居家族の状況、そして家計の状況などを調査したものでございます。この調査は、群馬県が実施した調査であり、各市町村の状況等について公表していないため、群馬県が公表している調査結果でお答えさせていただきます。

民生委員、児童委員が、担当地区にひきこもりの状態が「いる」と回答したのは19%、「いない」と回答したのは31.4%、「分からない」が48.7%という結果でございました。群馬県全体で、ひきこもり状態と把握した方の人数は974人でございます。その内訳としまして、男性が7割を占め、年代別では30代から50代の割合が多かったと。また、ひきこもり状態にある期間は、「不明」が最も多く、「10年以上」という回答も32.2%ございました。そして、ひきこもり状態になったきっかけは、「不

明」が最も多く、次いで「性格」、「特性」、「疾病等」、「不登校」などの順であったということでございます。

本村から報告した内容につきましては答弁を差し控えさせていただきますが、実際に本村におきましても、ひきこもり状態にいらっしゃる方がいることは把握をしているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 細かい情報をありがとうございます。

また、令和6年4月1日に孤独・孤立対策地域協議会を各地方自治体に設けることが努力義務となるようです。榛東村としての設置の考えがあるか伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 孤独・孤立対策協議会を設置するだけで全ての問題が解決に至るといふふうには考えておりません。孤独・孤立対策とは、孤独・孤立の状態となることの予防や孤独・孤立の状態にある方への迅速かつ適切な支援、そして、孤独・孤立状態からの脱却に向けた取組であるといふふうを考えております。

孤独や孤立にある方やそのご家族の現状把握に努めるとともに、関係各課や局、関係団体、村社会福祉協議会などと連携し、相談窓口の周知、広報をはじめ、相談しやすい環境の整備に努めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 私がこの孤独・孤立対策について、今回一般質問しようかと思ったきっかけがでございます。

知人のお子さんの話なんですけれども、お子さんは、大学までとりわけ問題もなく順調に成長しましたが、社会人になり、人間関係がきっかけだったかどうかは分かりませんが、生きづらさを感じるようになったのでしょうか。家に籠るようになってしまい十数年、ご両親はいつかは社会復帰できると願っていましたが、昨年、脳疾患により運動障害を引き起こしてしまい、そこで初めて行政の力を借りることになったようです。現在は、若い人たちが通うリハビリ施設に行くようになり、表情も明るくなり、前向きにリハビリに通っていると聞きました。

しかしながら、親御さんは、こうなる前にどこかに相談すればよかったのではないかと、どこかに相談したらいいのかわからなかったと言います。なかなか相談、周りの方たちに話ができる問題ではなかったとも思われます。

孤独・孤立の状態は、人生あらゆる段階において何人にも生じ得るものでございます。ヤングケアラーや、望まずにして妊娠して出産する女性及びその子への支援等についても同様、現在ですからSNSなども活用して、まずは早期発見、そして支援をし、誰もが社会とつながりを確保しつつ、日々の生活を送ることができる環境の整備をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わりにいたします。傍聴においでの方皆さん、夏の疲れに気を付けてお過ごしください。どうもありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で、7番波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時25分休憩

午後1時再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位3番浅見隆議員の一般質問を許可いたします。

3番浅見隆議員。

〔3番 浅見 隆君登壇〕

○3番（浅見 隆君） 皆様、こんにちは。議席3番の浅見隆でございます。

おかげさまで、4月の村議補選よりはや5か月目です。村民の皆様のよりよい暮らしへの希望は、日々、私のところへ届いております。

本日はお忙しい中、村民の皆様も村議会にご参加いただき、一緒に議論できることを大変ありがたく思っております。今回、私、2回目の一般質問となるわけですが、この壇上で皆様の声をお届けするという事は、本当にぎりぎりまで真剣に取り組まないと一言も発言できません。

しかしながら、今回、事務局より委員会での質問についても、開催日の2日前までに質問内容を提出するようとの通知がありましたが、委員会といえども、ぎりぎりまで調査検討し質疑させていただきます。

議員になりたての頃は、日程や議案書をもう少し早く配付してくれるようお願いいたしましたが、執行の皆さんも、やはりかかる時間を短縮することはできないようです。まして我々新人議員は、質疑して初めて村民の声をお届けできるので、この委員会での質疑事前通知は、私にはまだできかねますので、他の新人議員共々ご容赦願います。

○議長（生方勇二君） 浅見議員、関係のない発言はやめてください。

○3番（浅見 隆君） それでは、第1問目は、先月8月31日に中央公民館、学校給食センターの条件付一般競争入札が行われましたが、建物は2棟ですが、工事は建築と電気と機械設備工事の3工事となっているようです。これらは約50億円の工事費ですが、大変分かりづらい発注となっていましたので、村民の皆様から一番声の多かったこの入札について榛東村のホームページで閲覧し、気づいた

点をお尋ねいたします。

2問目は、新教育長が就任2か月目となり、その所感についてお聞きします。

3問目は、村内どこもかしこも草だらけです。耕作放棄地と言われますが、農家の皆様の声は、放棄ではなく、高齢になったり、機械の入替えができずに耕作ができないんだとの声が多いわけですが、その耕作不可能者の急増対策についてたださせていただきます。

4問目は、8月9日に村が東京高裁への控訴を取り下げた、すなわち元職員への2階級降任の分限処分取消判決に対し控訴を取り下げた件について、元職員の謝罪やかかった弁護士費用など、違法な処分をした人に請求するようとの村民の声が多くありましたので、たださせていただきます。

それでは、1問目、条件付一般競争入札について。

この条件付入札は、村民へのメリットはありますか。ホームページで確認しますと、前橋市、高崎市、渋川市、または榛東村に本店、本社がある企業となっています。これは2つの建物で50億円と、村にとって超大型であり、よりよいものを村民のために造りたいと考えますと、入札業者の可能性は広く捉えたほうがよいと思いますし、経費面でもより適切な工事ができると考えますが、この公民館の入札条件の前橋市、高崎市、渋川市及び榛東村の条件に見合う業者はどのくらいいるのか。……

.....

それでは、自席に戻り、回答をお聞きいたします。

○議長（生方勇二君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 質問の要旨が条件付一般競争入札でありますので、実質的な責任者であります私から条件付一般競争入札制度の導入の経緯を含めて答弁をさせていただきたいと思っております。

なお、答弁の内容が6月22日の議会全員協議会での工事等入札制度についての説明と一部重複することがあることをお許しいただければと考えております。

先ほど実質的な責任者と申し上げましたが、本村では、村が発注する建設工事と契約を厳正かつ公正に実施するために、榛東村建設工事等入札審査選定委員会の設置及び運営に関する要綱、これ昭和61年制定ですが、制定されております。

要綱では、第4条に委員会の構成というのがありまして、4条の2項で、委員長は副村長の職にある者をもって充てるとなっております。

前後してしまい恐縮ですが、委員会の所掌事務は第3条で決められておりまして、次のとおりとなっております。少し長くなりますが、読み上げさせていただきたいと思っております。

榛東村の発注の建設工事等に関し、次の各号に掲げる事項を審査する。

(1) として一般競争入札による場合。

ア、入札参加資格に関する事。

イ、入札参加資格の審査に関すること。

ウ、入札参加資格の有無に関すること。

エ、入札参加資格がないと確認されたものの聴聞に関すること。

(2) でございます。指名競争入札による場合。

ア、指名競争入札に参加させるものの選定案に関すること。

イ、技術資料の提出の必要性の有無及び技術資料の審査に関すること。

(3) でございます。建設工事等に係る競争入札参加の資格審査及び級別格付に関すること。

(4) 入札参加資格の取消しに関すること。

(5) 指名競争入札に参加させる者の選定に関すること。

(6) でございます。前号までに掲げるもののほか、第2条に掲げる設置目的を達成するために必要と認める事項となっております。

私は、副村長の就任に当たり、南村長から村内業者の育成に配慮しつつ、村の入札制度について公平性、透明性、客観性の観点から、その改革に取り組んでほしいとの指示を受けております。村長からの指示は、まさに榛東村建設工事等入札審査選定委員会の設置目的達成のために必要と認められる事項そのものでありまして、村が発注する建設工事等契約を厳正かつ公正に実施するために必要なものと考えております。

令和5年度の工事については、広報しんとう5月号において、令和5年度榛東村における250万円以上の工事予定として28事業を掲載し、その入札方法は全て指名競争入札となっていました。

先ほど説明させていただきましたが、委員会の所掌事務には、(5)で指名競争入札に参加させる者の選定に関することとあり、指名業者の選定の権限を審査委員会のほうは持っております。

選定委員会では、工事規模等によって業者の選定を行いますので、その内容は、第6条の3項で委員会は非公開とすると定められています。選定委員会では、こうした状況を踏まえまして、透明性、公平性を確保し、でき得る限り情報が公開できる明確な説明ができるようにする。そのためには、まず5,000万円以上の議会の同意案件について条件付一般競争入札を導入していくことが適当だろうという結論に達したわけでございます。

入札制度は、指名競争入札と一般競争入札に大別できます。条件を付さない一般競争入札制度は、どの業者でも応札することができ、応札件数は増えますが、応札業者の事後の審査事務が膨大になることなどから、多くの自治体で条件付一般競争入札制度を導入しているのが現実でございます。

条件付一般競争入札の導入は、委員会の所掌事務でも一般競争入札として明記されておりましたし、本村は、榛東村条件付一般競争入札実施要綱、これは令和4年4月1日施行で制定されておりました。こうした状況でしたので、本村を挙げての大規模工事である防災中枢機能施設整備事業の入札には、指名競争入札ではなく条件付一般競争入札を導入するべきだというのが審議会の総意でございました。

条件付一般競争入札制度は、既に群馬県内のほとんどの自治体で導入されている現実がございます。

入札制度の透明性、公平性、客観性を確保し、限りある財源で目的に合った良質な工事等を実施し、村民の利便性が向上するようになり、村政運営に対する理解が得られるものと考えているところでございます。

なお、本村における条件付一般競争入札は、村始まって以来の取組でしたので、条件の設定等につきましては、事業規模を基に近隣自治体の入札条件等を参考にしながら決定いたしました。

また、群馬県県土整備部のご指導をいただきながら、最終的には村の判断で進めてきたものでございます。

また、入札制度の改革に当たり、村長からの指示のあった村内事業者の育成については、村内の雇用の場の確保、事故や災害時の復旧において率先して村民の暮らしを守るために貢献していただいていることなど、その重要性を認識しつつ、条件付一般競争入札においては、今後、条件の設定、指名競争入札においては、事業規模等に応じた指名回数の平準化を図るなど、村内業者においても公正な競争原理が機能する入札制度の改革を進めていきたいと考えているところでございます。

先ほど申し上げましたが、選定委員会の内容は、その性格上、非公開となっております。この非公開の部分をごできるだけ少なくし、村民の皆様に必要な情報が提供できるように、今後も入札制度の改革に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

入札制度の改革は、一般競争入札制度の導入だけでは成し遂げられるものではありません。議会全員協議会でも説明させていただきましたが、6月の入札から最低制限価格制度を導入し、低価格での競争を減らし、正常な競争原理が生じる環境を整え、適正な価格で良質な工事ができる体制も目指しているところでございます。この制度についても、群馬県内のほとんどの自治体で既に導入済みだという現実があります。

また、予定価格については、入札、随意契約ともに見積書提出期限の後に、村長に予定価格調書を作成してもらうなど、決裁システムの改善も取り組みました。

今後も信頼される村政運営を目指して、入札制度はもとより、行財政改革に取り組む所存でございますので、ご理解とご協力のほうをお願いします。

以下、事務的な答弁は、入札担当課である総務課長に答弁させます。

なお、何度も申し上げて恐縮ではございますけれども、委員会は、その性格上、非公開とするというのがございますので、明確なお答えができない場合もあると思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） よく分かりました。

それで、吉岡町の場合には、排除されているんですけども、その件につきましては榛東村内の業者を入れて村に税金が落ちるようにという、その配慮はよろしいかと思えます。

ただ、吉岡町自体は榛東村を排除していないですよ。ですから、この件につきましては、吉岡町と榛東村の関係上はどのような考えを持っているのか。榛東村は排除していますが、吉岡町は要綱をもってちゃんと一般競争入札で入っております。その辺はいかがなものでしょうか。

〔「議長、休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後1時16分休憩

午後1時16分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） お答えいたします。

先ほど副村長が答弁したとおり、一般競争入札、条件付につきましては、条件の設定については、事業規模を基に近隣の自治体の入札条件等を参考にして決定したものでありますので、その内容に基づき公告をしているものでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 先ほど最低制限価格について触れられておりました。この最低制限価格というのは、これは地方自治体のみですよ。

もう1つ、国なんかも扱っている低入札価格調査制度ございますけれども、この最低制限価格というのは、ダンピング防止法のためにつくられていると思うんですが、今、この状態でやられているのは、全国のやはりあれですか、町村関係、ほとんどなさっているんですか。今、移行されていると、今現状は、国なんかの低入札価格調査制度、これに移行しているという段階なんですけれども、その辺の関係はどうでしょうか。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 最低制限価格の導入、これにつきましては、全国的に導入が進んでいる状況でございます。これにつきまして県内の状況だけになってしまいますが、確認をさせていただいたところ、全部で35市町村ございますが、この中で導入がまだされていない市町村につきましては、5町村という状況でございます。ほかの自治体につきましては……

〔発言する声あり〕

○総務課長（山口誠一君） 失礼しました。

最低制限価格につきまして3町村ですね。本村を含めて5年の時点で調査されているものでございますけれども、3町村がまだ導入されていなかった状況でございました。本村につきましては、本年度から導入をしている状況でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

それでは、次に、一般競争入札の中の郵便入札をお伺いいたします。

今回の入札方法で郵便入札をしましたが、この郵便入札は、コロナ禍の対策で、5月からコロナは2類から5類に移行し、先ほども言いましたように2類から5類に移行しました。経済状態もよくなりましたので、このような状態の中でコロナ禍の郵便入札は、競争入札の効果が薄れると思いますが、郵便入札での公平、公正性の考え方、これをお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 浅見議員のおっしゃるとおり、入札方法につきまして、令和2年度より、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、提出期限を設けまして、郵送、または役場持込みということで受付をさせていただき、入札を実施してきたところでございます。郵送についての入札行為そのものについての当然公平性というのは確保できていると考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） これ確認しました。榛東村の公正性の考え方。入札執行という形で、入札担当課以外の所属職員の立会いの下で開札しますと。このような方法で公正が守れますか。

今、実際にスマホだとかLINEだとか、そういったものですぐ手元に入ってくると思うんですが、この公正性というのが保たれるか。もしできたら、やはり一般の今までの形式に早く戻していただきたい。8月31日じゃ、もうこの50億円のあれは郵便入札で終わりましたので、今後とも速やかに移行のほうをお願いしたい、そのように思っております。

次にまいります。

一般競争入札の条件は、要綱でなく、今回用だけに制定した公告、榛東村ですね、公告、これは公に告げると書く公告ですが、それぞれ建築工事は56号、電気工事は57号、機械工事は58号となっているようです。これは皆さんご存じですか。これは榛東村のホームページに書いてあります。一般入札の要件の中で3つに分かれております。56号、建築工事。お分かりにならないかな。

ホームページの中にあります。榛東村告示56号、57号、58号ですが、この中でこれを見たんですが、

何と会社更生法、または民事再生法に基づき更生手続開始、または再生手続開始の申立てがなされているものについては、手続開始の決定後、資格の再認定を受けているものとわざわざ認定しております。この条件をなぜ入れたのでしょうか。この本村の役場の庁舎は約22億円の予定で造っている最中に、建設業者が倒産して村内外から大きく非難を浴びました。これを鮮明に覚えている村民も多いです。この二の舞になるのは絶対避けなければなりません。なぜこの条件をわざわざ明記したのでしょうか、お伺いします。

〔「議長、休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後1時23分休憩

午後1時23分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

浅見議員、先ほどの質問は通告にないそうです。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） はい、了解しました。この件につきましては取り下げます。

では、次にいきます。

1問目の最後になりますが、関東圏で一流の企業を入れなかったメリットはどのようにお考えいたしますか。大手ゼネコンなんです。ちょっと言わせていただきます。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

○3番（浅見 隆君） どうぞ。

○議長（生方勇二君） 質問がありますか、まだ。

○3番（浅見 隆君） 結構ですよ。どうぞ。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） ただいまのご質問ですが、条件付一般競争入札は、一定の条件を満たせば入札参加があるということであり、個別の事業者を指名するものではございません。

答弁が繰り返しとなりますが、条件の設定は、事業規模ともに近隣自治体の入札状況等を参考に決定したものでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

今さらながら、榛東村の図書館は50億円出しても、村民に造ってあげることできません。図書館

とは、本をそろえて読書することを限定するのではなく、学習や憩い、子どもや住民が本にも親しめ、人生の快適な空間を創出する場所、拠点です。

前村長が中央公民館と学校給食センターを複合施設と名づけて、南村長は防災中枢機能拠点と呼んで、何だか村民はどっちが本当なのかと言う人もいますが、それよりも、私も村民の皆様も、図書館がないことを未来永劫までも残念に思っている次第です。

それから、この箱物は建てて終わりではなく、維持管理といったランニングコスト、すなわち税金の投入が必要となります。将来的に必要な大規模改修や廃止するにも解体費用がかかります。

政治家は、自らの功績として大きな箱物を誇りますが、未来に対して無責任な思い違いがほとんどと言われます。

30年、50年先を見据え、村民の皆様より建ててよかったと言われるような建造物となるよう議員の一人として監視してまいります。このことをお伝えして2問目に入ります。

私は、しんとう広報で須永教育長就任の挨拶を拝読いたしました。その中で特に学校教育の基本方針の目標である1つ、児童生徒一人一人に対応した学習活動、1つ、個性を伸ばす、1つ、多様性を重視、これ多様性の重視が、先ほど教育長がおっしゃった、中学校を卒業してそれぞれの進路へ行くために一生懸命やりますと言ったとおりでと思います。多様性の重視とありましたが、これが榛東村の教育に特化した内容とお見受けしました。私も同様の考えを持ち公約に掲げ、村議補選に臨みましたので、深く感銘いたしました。

質問は、2度目になってしまいますが、新教育長就任2か月の所感についてお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（生方勇二君） 須永教育長。

〔教育長 須永光明君発言〕

○教育長（須永光明君） それでは、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

私も就任をさせていただいて2か月でございます。7月に就任をし、1学期末でございました。この長い夏休みを終えて、子どもたちが元気に活動を始めたところでございます。こうした中で、なかなか子どもたちの学習の様子などはまだ十分に把握できていないところでございますが、校長等から伺いますと、本村の子どもたちは大変素直で、一生懸命やっているというようなお話を伺います。

また、男女にかかわらず、仲良く、お互いの意見を交換できるような雰囲気、大変いい雰囲気があるんだと、そんなふうに伺っているところでございまして、私も、ここで行われましたぐんぐんサマー塾に参加している子どもたちの様子を見たり、郡の小学校の水泳の記録会が北小で行われたんですが、そこに参加している子どもたちの様子を見て、なるほどなというふうに思ったところでございます。

また、それほど多くの機会ではないんですけども、村民の皆さんがいろいろ活動されているところに伺う機会もございまして、こんな中で、村の将来を考えると、子どもたちをしっかりと育てなきゃ

いけないんだと、教育に力を入れなければいけないんだという村の皆さんのお考えを強く感じたところでございます。こうした皆さんの考え方が子どもたちに影響しているんだろうなと、そんなふうに捉えているところでございます。

この子どもたちの素直さというのは、新しい学習なんかに向かったときにチャレンジしていく気持ちにつながっていくというふうに思いますし、友達のよさを認め合うということは、考え方の違いを乗り越えて、意見を交流してさらに深い学習ができる状況にあるだろうな、こんなふうに思っているわけでございます。

また、先ほど清水議員さんのところでも答えさせていただいたんですけども、本村では学校の数が少ないということがデメリットのように感じるんですけども、逆に連携をするという意味では非常にメリットがあるというふうに考えていますので、一貫した教育が行える大変いい条件がそろっているというふうに思っています。こうした条件、それから皆さんが子どもたちに対する強い思い、これを受け止めながら、本当に子どもたちにいろいろな力をつけていかなきゃならないなというふうに考えているところでございまして、同じことの繰り返しになりますけれども、中学校を卒業する段階で自分が進みたい進路、これ何も進学校へ行くということだけを目指しているわけではなくて、商業高校へ行ってしっかり簿記を習いたいんだとか、建築を自分は勉強したいんだとかという子どもたちがいるんだと思うんです。そういう子どもたちが希望したところへ行けるだけの力をまず中学校段階でつけること、これが大事だというふうに考えています。

村の皆さんの思いを受け止めながら、それを生かしながら、子どもたちの持っているよさを生かしながら、教育の充実を図ってまいりたいと思います。

なお、2学期がスタートしました。これから運動会等がございましてけれども、授業などの様子をよく見ながら、さらに子どもたちの力を伸ばしていくように精いっぱい努力をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

少しでも子どもたちや村民に接する機会がございましたら、積極的にお会いになって、学校教育、生涯教育、社会教育の推進にその指導力を遺憾なく発揮していただくようお願い申し上げます。

続きまして、3問目、まず耕作不可能者の急増対策についてですが、この件と2番目の農業生産人口、平均年齢を考えた具体的な対策についてのこの質問は、合同で質疑のほうをお願いしたいと思いますが、産業振興課長、よろしくお願ひいたします。

○議長（生方勇二君） 浅見議員、その前に、2番の（2）はよろしいんでしょうか。

○3番（浅見 隆君） はい、結構です。よろしくお願ひします。

○議長（生方勇二君） なしの場合には、やらないことを伝えてください。

○3番（浅見 隆君） はい。2番のほうを削除させていただきます。失礼いたします。

○議長（生方勇二君） 岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） まず、1点目でございますけれども、農地の管理の行き届いていない農地で、農地の所有者が県外の方で管理できずに耕作放棄の状況になっていたり、高齢のため耕作できずに耕作放棄の状態になっている農地など理由は様々ございます。

農業委員会では、農地利用最適化推進委員会を中心に、毎年7月に農地パトロールを実施し、耕作放棄地の調査を行っています。8月に、7月の農地パトロールで耕作放棄地として洗い出された耕作放棄地の所有者等に対して管理改善通知を送付し、管理を行っていただくように依頼を行っています。

9月には、8月の管理改善通知を送付した結果、管理されていなかった農地の所有者等へ農地の利用意向調査を実施し、農地の所有者等の意向を確認しております。

利用意向調査を実施しましても、県外や村外の農地所有者等から回答が返ってこなかったり、農地を貸したいと回答をいただいても、農地が狭かったり形状が悪かったりする場所では、借手が見つからず耕作放棄の状態になっている農地がございます。

耕作放棄地の調査結果の推移といたしますと、令和2年度の状況は7万5,147平米、80筆、令和3年度の状況は8万4,301平米で90筆、令和4年度の状況は7万3,976平米で74筆となっております。

引き続き農業生産人口、平均年齢を考えた具体的な対策についてというところですが、2020年の農林センサスによりますと、榛東村の基幹的農業従事者の平均年齢は69.1歳となっております。年齢別基幹的農業従事者——個人経営体でございますけれども——は290人です。その内訳は、65歳から69歳が59人で24.3%となっております。70代が100人で34.48%、80歳以上が54人で18.62%です。つまり65歳以上の基幹的農業従事者につきましては213人、73.44%で過半数を大幅に超えている状況となっております。今後もますます高齢化することが予想され、担い手の確保は重要な課題であることは承知しております。

第6次榛東村総合計画後期基本計画でもうたっておりますけれども、令和元年度から令和7年度までに5名の新規就農者の育成を目指しているところです。今年度は1名の方が新規就農としてとなっております。来年度も1名新規就農する予定となっております。

また、現在、新規就農について相談を1件受けているところでございます。

関係機関と協力しながら、新規就農者をサポートしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） どうもありがとうございました。

私もこれ初期の段階で一番問題にしていたのは、65歳から69歳、70歳から74歳、これは60%を超えていると。村民の皆様から私のところに要望が来ましたのは、今、74から75歳の方が80歳になったときに、耕作放棄地が圧倒的に増えてしまうから、何とかこの5年以内に早急に検討してもらいたいということを言われました。これにつきまして引き続き私のほうは、これについて検討していきたいと思いますので、この資料を参考にさせてもらいまして勉強させていただきたいと思います。

続きまして、3番目の農業法人などへの支援はどのようになっておりますか。端的によろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 農業法人などへの支援につきましては、農業法人に限定したことでございますけれども、農業法人として認定農業者になることによって、各種の農業制度資金の融資を受けることができたりします。その一例といたしまして、施設の取得、機械の購入、長期運転資金を対象に最大で2億円の融資が受けられる農業近代化資金等がございます。村から利子補給を行っております。

また、村の補助金といたしまして、榛東村認定農業者農業改善補助金がありまして、30万円以上の農業用機械や施設の導入に対して経費の30%、最大30万円の補助金を交付しております。

そのほかにも、県や国の補助金も各種ありますが、本年度は国の補助金、県を經由してくる補助金ですけれども、補助金や県単独の補助金、農業機械を導入する法人や個人を支援する補助金が本年度3件ございます。

今後も農業者から要望があれば、補助金等を紹介するとともに、補助金の申請の事務手続等について協力していきます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

農業は自然と向き合って成果を得るものでありますが、今年みたいに災害時、突発的なことは結構ありましたので、農業法人に寄り添って協力していただきたいと思います。

続きまして、4問目に入らせていただきます。

元職員、いや、分限処分が取り消されましたから元課長と言いますが、この元課長への2階級降任の分限取消の判決に対し、村が東京高裁へ控訴したのを取り下げ、先月、8月23日には臨時議会で元課長への賠償のための補正予算を議決したことをお伝えし、質問いたします。

村が取り下げたということは、その処分の責任の所在は明確になったのでしょうか。お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 私としては、責任の所在の意味が理解しかねるところもありますが、決まったことと申しますと、第一審の判決で2階級降任の分限処分の取消しが判決として出たと。村が総合的に判断し、控訴を取り下げたことにより確定したというのが事実だと考えております。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） この件につきましては、平成27年12月3日頃に、前村長になりますが、榛東村職員の行政処分審査委員会、これを設置し、元課長に対する分限処分の可否及び程度について諮問したところ、委員会は12月4日に開催され、審査委員会、先ほど言いました審査委員会ですね、副村長以下の、分限免責処分が相当である旨の答申をしたと記載されています。前橋地方裁判所の判決は、2階級の降任でも取り消すようにとの命令なのに、その処分委員会の委員であった人たちは、なぜ免職に決定したのでしょうか。

今回の回答は、個人情報ということでしょうか。そのような調査、精査、検討はされたか。なぜなら、判決書には、分限処分をした真塩村長の判断に裁量権の行使を怠った違法があると認めるのが相当である。5の19号事件について、以上のとおり本件分限処分は、その裁量権の行使を誤った違法なものであるから、その余の点について、その余の点ですよ、判断するまでもなく、取消しは免れないと、そのように言っていますよ。真塩村長からの責任が明確に書かれているのでお聞きします。

ですから、私は、この件につきましては、昭和22年法律第125号、国家賠償法第1条、国または公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体が、これを賠償する責に任ずる。前項の場合において、公務員に故意または重大な過失があったときは、国または公共団体、すなわち村ですね、この公務員に対して求償権を有する。この求償権です。これを私は言っているんです。

この求償権につきましては、この判決文、違法なので、そのために村がなぜ弁護士費用を払わなければならないか。これ後ろで聞いている皆さんもそうなんですけれども、村の血税を弁護士費用に充てて、それで済んでしまうのでしょうか。その点に疑問を持ちました。

その証拠には、昨年10月7日は、議案第80号、このところで、皆さん、7名の議員さんたちが賛成して、上告までなされる。4番の（2）に上告まですると書いてあるんです。上告というのは、最高裁判所まで上訴するというのを賛成なさっています。この件について賛成なさっていると、逆に賛成した皆さんは、あなたたちにも責任が生じるんじゃないですか、そういうことをうたっております。どのように考えになりますか。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後1時44分休憩

午後1時46分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 最後になりますが、村は元課長に謝罪する。また、しんとう広報等で分限処分を取消しを村民に明らかにする責任があると考えますが、どうですか。なぜなら、この分限処分がなくなれば、元課長は、なぜなら、この分限処分がなければ、元課長は定年までの残り2年間でそれまでと同じようにむらづくりに尽力したのではないのでしょうか。

この4月にも何名かの職員が定年を迎えていると思いますが、役場の職員は大概定年まで働くわけです。元課長の人生、役場を信じて、むらづくりを支援された村民の皆様へのせめてものおわびというんでしょうか、権力を持つ者の自戒の念を込めて説明を果たすことが必要だと思いますが、南村長、人として、議会人として、人道的に対処していただきたい、いかがですか。

○議長（生方勇二君） 副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） この問題に関しましても、8月23日の臨時議会のときに答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） では、最後になります。

これは江戸時代の儒学者、荻生徂徠先生の言葉です。人材登用で心がけるべきこと。人を用うるの道は、その長所をとりて、短所はかまわぬこと。また、長所を用うれば天下に棄物なし。その好みに合う者のみを用うることなかれ。

この言葉を南村長に贈らせていただき、これで私の全ての一般質問を終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で、3番浅見隆議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を午後2時といたします。

午後1時48分休憩

午後2時再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位4番吉澤浩一議員の一般質問を許可いたします。

2番吉澤浩一議員。

〔2番 吉澤浩一君登壇〕

○2番（吉澤浩一君） 皆様、こんにちは。議席番号2番の吉澤でございます。

傍聴席の皆様、傍聴、ありがとうございます。

本日ご質問させていただく事項につきましては、住民の方から寄せられたご意見をまとめたものでございます。大きな体で細かい部分をご質問させていただきますが、よろしくお願いたします。

まず、スポーツ関係でございますが、榛東村の子育て世代のお父様、お母様がご心配されていることについてご質問します。

まず、村のサッカー場、テニスコート、多目的運動場でのけが、熱中症、体調不良者が発生した場合の対応についてお聞かせ願いたいと思います。

以後は自席において順次質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（生方勇二君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） それでは、答弁をさせていただきます。

村有の社会体育施設、それを使用しているときのけが等への応急対応につきましては、使用者の判断と責任において対応いただくこと、これを基本としてございます。

ただ、しんとうスポーツアリーナ及び社会体育施設の管理事務所には、AED及び救急箱を設置しておりまして、必要に応じて使用していただけるようにしてございます。

また、使用者からけが等の連絡をいただく場合もございます。そのような場合には、使用者の要望を受けて救急車を呼ぶこともありまして、実際には救急搬送が必要な場合のほとんどは、管理事務所の職員から連絡をしているという状況でございます。その際には、職員が使用者と相談の上で、応急処置等の援助を行ったり、救急車両の誘導等の手伝いを行ったりするなどの対応をしております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 2番。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） 1問目と重複するような感じがしないでもないんですが、各種運動場使用時の応急対応等対応する際の予防策でございます。対応策と予防策、これについてご質問いたします。よろしくお願いたします。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 予防策ということですが、体育施設をお貸しする際に、準備運動等をしっかりしていただく、また安全に使用していただくようなお声がけをさせていただきます。

また、管理事務所の敷地内に、以前、別の用途の使用を想定しておりましたスペースが、今、空き

スペースとなっております。そのスペースを例えば中学校の部活動の大会ですとか、そういう大会等で使用する際には、救護スペース等を含めたユーティリティスペースとして使用者に提供しております。

また、サッカー場等近くにある管理事務所のスペースに、今年度、特に暑さが激しいですので、日よけのテントを張りまして、ミストシャワーを設置して熱中症対策の一助としておりまして、使用者には好評を得ているところでございます。

しんとうスポーツアリーナにつきましては、屋外施設ではございませんが、熱中症対策を主な目的といたしまして、エアコンを設置する工事を令和3年度に実施したところでございます。

現在は、熱中症の危険性を捉えるための指標である暑さ指数（WBGT）の数値を基準といたしまして、その基準値を超えた場合には、エアコンを職員の手で稼働するようにしてございます。

また一方、今年度は特に気温の高い日が多く、熱中症の危険性が高まることを考慮しまして、村長の指示による救急避難的な措置としまして、小中学校の体育館、これを社会体育施設として貸出しをしておりますが、この貸出し時に使用する方のお申出によりエアコンを使用できるようにと進めてございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 2番。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） ありがとうございます。

次の質問になります。

他の地域では、グラウンド等運動施設において、医務室及び救護室等が併設している施設もあるようですが、村でそのような施設整備のお考えについてお伺いします。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 救護スペース、救護室ですが、しんとうスポーツアリーナには救護室がございまして、必要に応じて活用いただいているところでございます。

グラウンド等には救護室等の施設がございませんので、グラウンド等使用時にけがや体調不良等があった場合、管理事務所を臨時的に活用していただくなどの対応を行っておりまして、今後もそのような対応を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 2番。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） ありがとうございます。

管理棟についてご説明いただきましたが、ご提案ですが、利用者に対していわゆる管理等、アリー

ナ等のご案内だけでなく、負傷者、体調不良者が発生した場合において、その対処についてペーパー等、掲示物等で周知徹底を図ったらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 先ほど答弁の中で申し上げましたように、けが等への応急対応につきましては、使用者の判断と責任において対応いただくことを基本としております。その上で、今、議員のおっしゃった周知についてですけれども、申し上げた内容についての周知は、現在、十分とは言えないところがあったかというふうに考えております。

今後につきましては、団体等の代表者が管理事務所においてになって使用のやり取りをする際に、その代表者を通じて使用者の方に理解をしていただけるように、施設の貸出しの際の窓口対応の機会を捉えまして積極的に説明をしていきたいというふうに考えておりますし、また、今ご提案いただきましたペーパーですとか、それから貼り出して掲示するもの等についても具体的に検討して進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 2番。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） ありがとうございます。

土曜日にもサッカー場をご利用されている少年たちの親等にちょっと市場調査をしましたところ、今日ご質問したような内容につきましてやはり心配されているところがございますので、これからよろしくお願いいいたします。

続きまして、消防団員確保についてご質問いたします。

全国的に消防団員の確保の難しさについて問題になっておるところでございますが、住民に対して消防団員の仕事をPRできる場面や方法についてお考えを聞かせていただきたいと思っております。

また、ご提案ですが、現在、団員から興味ある方に消防団の見学等ご理解を深めていただける活動をしているのですが、これを村としてチラシ等ご案内をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） それでは、お答えいたします。

消防団活動でございますけれども、本年10月、来月でございますが、秋季点検を実施する予定となっております。こちらにつきましては、点検の中でポンプ操法を披露する予定でございます。

また、本年度の秋季点検におきましては、村民の方にも幅広く多くの方に見学してもらえよう、しんとう広報の9月号であるとか、村内の回覧、こちらのほうでも秋季点検を実施する旨お伝えをさ

せていただき、見学者を増やしたいと考えております。

また、秋季点検につきましては、ただ見学するだけではなくて、体験という部分におきまして、秋季点検終了後に、消防署と連携し、水消火器などの体験、また消防団活動をアピールするイベントを実施する考えでございます。

また、秋の全国火災予防運動期間中には、消防本部と連携し、消防団活動をアピールする予定でございます。これにつきましては一日消防長の行事を考えております。

また、過去におきまして、コロナ以前ではございますけれども、過去におきましては、保育園や学童保育所、こういった施設を利用しまして、児童、園児等に防災啓発を兼ねてポンプ車の操作展示等を見学いただいたということもございます。今後につきましても、このような機会を設けられるよう考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 2番。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） ありがとうございます。

今日のこの質問につきましては、実際に消防団員の方とお話をしたときに、彼たちは一生懸命、消防団員の成り手を探している。そして、PRをしている。しかしながら、成り手が少ない。その中で村の行政のほうが強くアピールしてもらえないかということが多く聞かれたものですから、ご質問させていただきました。ありがとうございました。

続きまして、榛東村の道路の停止線、外側線の白線が消えかかっている箇所の整備についてお尋ねします。

1、停止線及び止まれの標記管理は公安委員会、県ですが、公安委員会管理外である村道の停止線及び外側線の標記は道路管理者である村であると思っております。

何年も整備されていない箇所があると指摘されていますが、整備計画及び補修計画等ございましたらご説明いただきたいと思っております。お願いします。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 停止線につきましては、法令等により停止することとされている場所に止まれ標示と併せて設置されるものや、横断歩道前に設置されている停止線など、公安委員会の管理するものと村道で停止を誘導するために交差点手前などに設置する停止誘導線などがございます。

何年も補修されていない場所ということでございますが、外側線や停止線、停止誘導線、ドットライン、交差点マークなど、道路標示線について住宅地や公共施設、特に小学校や中学校の児童生徒の通学する道路、標示が薄くなっているなどの場所を地区をまとめて修繕する方法で対応しております。

今後につきましては、予算計上の方法等を工夫し、自治会からの要望にスポット的に対応できる手

法について改善していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 2番。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） ありがとうございます。

次に、公安委員会に対して整備依頼をした場合、整備対応していただける期間はどれぐらいかかるでしょうか、お尋ねします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 本村におきましては、渋川警察署規制係に確認しております。各市町村の自治会長等からの要望を渋川警察署の規制係において取りまとめを行い、県警本部規制課へ上申するという流れでございます。

また、県内の各警察署からの上申書を取りまとめの中で、上申の数や時期に応じて施工業者への発注を行っているということでもございました。

施工時期につきましては、上申書の数やまとめる状況により変わるため、発注時期については明確なものはありません。

渋川警察署等に要望の確認をしたところ、自治会長からの要望があったとき、こちらのほうは村で取りまとめをさせていただき、要望を上げさせていただいているという内容になっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 2番。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） ありがとうございます。

一緒にご質問すればよかったのですが、すみません。村の場合は、不良箇所確認後、整備完了までの期間についてお尋ねします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） 道路標示等の補修の必要な箇所につきまして、場所の確認等、その修繕の必要な数量をある程度まとめた補修という流れで進めてまいります。

小学校や中学校、または保育園、幼稚園などの施設の周辺や、児童生徒の通学路、こちらにつきましては、状況を確認しながら補修順位を考え対応しております。

修繕場所の決定後は、事業費、規模にもよりますが、事業者の選定、発注、履行までの一連の流れを行うことで進めてまいり、ライン等を引く際には天候等にも考慮が必要なため、施工時期も考えながら実施をしていくという流れでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 2番。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） ありがとうございます。

この白線等につきましては、子育て世代のお子さんたちをお持ちのやはりご両親様、家族の方たちが交通安全について非常にご心配しているところがございますので、ぜひ早めにお願ひしたいと思います。

私、吉澤は、村民の皆様のご意見、小さな声を村政に届けることを選挙公約に当選させていただきました。大きなことはできませんが、こつこつ働かさせていただきますので、これからも細かいところを質問させていただくと思ひます。よろしくお願ひいたします。

以上で吉澤の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（生方勇二君） 以上で、2番吉澤浩一議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を午後2時30分といたします。

午後2時16分休憩

午後2時30分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位5番須田仁美議員の一般質問を許可いたします。

5番須田仁美議員。

〔5番 須田仁美君登壇〕

○5番（須田仁美君） 皆様、こんにちは。5番須田仁美でございます。

傍聴席の皆様におかれましては、議会へのご参加、誠にありがとうございます。

このたびは、通告に従い4項目について一般質問します。

まずは、1、ふるさと納税の運営についてから質問させていただきます。

前回は時間の都合でできなくなり、大変申し訳ございませんでした。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、（1）活用実績報告についてです。

本村へのふるさと納税において、細かい使い道を指定して寄附することができます。村のホームページには、令和4年度、寄附の項目、件数と金額の受納報告が掲載されておりました。今後はどのような事業に有効活用したのか、活用実績の報告をしていくお考えはありますか、お伺ひいたします。

以後、自席にて順次質問させていただきます。

○議長（生方勇二君） 岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 令和4年度の近隣市町村の状況といたしまして、前橋市、渋川市は寄附者へ使い道を報告しております。吉岡町についても寄附金の使途をホームページに掲載していますが、使い道までは公表しておりません。

本村におきましても、ポータルサイトを通じて寄附を頂くときに、先ほど須田議員のほうからあったと思うんですけれども、1番目といたしまして、自然環境の保全に関する事業、2番目といたしまして、村民の健康増進及び福祉の向上に関する事業、3番目といたしまして、産業の振興及び魅力ある観光地づくりに関する事業、4番目といたしまして、文化財や生涯学習文化振興に関する事業、5番目といたしまして、その他の目的達成のために必要な事業と5項目を選んでいただいております。

寄附者様には、使い道等を郵送等により報告等をしておりませんが、先ほど須田議員のほうからありましたとおり、選んでいただいた5項目の内訳、件数、金額をホームページで掲載してお知らせをしております。

寄附金額は一般財源、使途を特定しない財源として受け入れているため、特定の事業の財源としてはおりません。1から4に該当する事業全体の事業に充てているという一般財源の一部と考えております。

今後なんですけれども、寄附者様に個別に郵送することになると、また郵送料等発生してまいります。また、充当先の選定により職員の負担等が見込まれる可能性がございます。そのため、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。

ウェブから寄附される方も多いと思います。村委託のサイト上では、実績報告を載せるページも設けてありますので、金額等は細かく、一般財源ということですので、内訳はなくとも、このようなことに使われているよというような事業内容ですとか掲載していただければなと思います。一度限りではなく、実績を報告して、寄附者への感謝とアフターフォローもしっかりとりピーター獲得等につなげていただきたく思います。

では、（2）配送料・物価高などによる値上げについてです。

①冷蔵・冷凍品等で送料等の経費が増大傾向ですが、値上げ等の現状はどうなっていますか、お伺いします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） ふるさと納税の指定を受けるには、送料、手数料、返礼品代等の経費の総額を5割以下にすることと返礼品の割合を3割以下にすること、地場産品であることの基準が

ございます。ここ数年の物価高による送料の値上げはありませんが、寄附金額の少額な商品につきましては、冷蔵・冷凍等で配送する場合や遠方へ配送する場合は割高になってしまいます。

本村の寄附金額の75%ほどが1万円以下のものとなっており、経費総額を5割以下とするため、昨年度から返礼品割合を今まで30%だったものを25から27%に変更しております。これによりまして、返礼品の割合を変更したことによりまして、事業者様には負担にはなっておりません。

以上で説明を終了させていただきます。お願いします。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 今のご説明で、そうすると、返礼品の割合が30%から25%から27%ほどに下げられたということですが、そのために寄附数や寄附金額等への影響は出ていますでしょうか。分かる範囲でお答えください。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 昨年度と本年度の7月までの実績を比較しますと、昨年度の累計寄附金額は7,211万9,000円、累計寄附件数は7,706件、本年度の累計寄附金額は4,524万8,000円、累計寄附件数は4,125件となっております。昨年度と比べまして、累計寄附金額は2,687万1,000円の減、累計寄附件数は3,581件の減となっております。

昨年度と比べまして寄附件数が減っているのは、返礼品割合が30%から25から27に変更した影響が大きいと考えております。

本年度の新たな取組といたしまして、プロカメラマンによる返礼品の写真撮影会を実施いたしました。ホームページに掲載される写真が魅力的なものになれば、寄附者様も増えるのではないかと考えております。

また、本年10月から制度が厳格になり、今まで事業に要する経費として算定していなかった募集に付随する経費、寄附金受領証の郵送費や人件費も含め寄附金額の5割以下とするようになります。

ふるさと納税制度が厳格化されることによって、本村の寄附金額の75%ほどが1万円以下であることから、制度の変更によるさらなる減少につながり、本村でも影響はあると考えております。

しかしながら、これをチャンスと捉え、魅力ある返礼品の調査研究を行っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 去年のほうと今年で7月までかなり減っているということで、返礼品の割合が下がったことの影響が大きいのだと分かりました。

プロカメラマンの撮影によって寄附したくなる方が増えるといいなと思いますが、今後も調査研究し、寄附増額を図っていけるように工夫をお願いいたします。

次に、(3) 返礼品ラインナップの取決めについてです。

①サイトから榛東村の返礼品を検索してみると、事業者によって返礼品数の多いところ、少ないところとあります。1事業者の返礼品の登録上限はありますか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 事業者の返礼品の登録数の上限はございません。ふるさと納税制度の趣旨からしますと、寄附を頂いたお礼として地場産の返礼品を送るということですので、地場産のものであれば上限はございません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 地場産であれば上限はないということでした。

次に、2番、一部海外産利用の商品などを検索してみるとあったんですが、事業者が村内で生産していないものも、例えば仕入れた商品等についてもセットとかであれば返礼品として登録ができるのでしょうか、お伺いします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） ふるさと納税指定制度の基準に地場産品基準がございます。

まず、1つ目といたしまして、当該地方団体の区域内において生産されたもの。当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。3番目といたしまして、当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。4番目といたしまして、返礼品等を提供する市区町村の区域内で生産されたものであって、近隣の他の市区町村内で生産されたものと混在したもの。5番目といたしまして、地方公共団体の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズやこれに類するものであって、当該地方団体の独自の返礼品であることが明白であることなどの基準がございます。

榛東村の村外で生産され仕入れたものは、返礼品として認定することができません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 細かく基準があるということが分かりました。

総務省では、返礼品として認める地場産品の基準の見直しが行われたということです。また、費用

がかさんで、実質的な経費が5割を超えてきたと後から発覚する自治体もあるようで、今後も基準や趣旨に沿った返礼品となるように注意をしていただくようお願いいたします。

(4) 全国の自治体で返礼品があふれている状況の中、各自治体で工夫を凝らしています。食べ物以外の返礼品、例えば工業製品であるとか体験型商品など、先ほどの商品の基準にもお話いただきましたけれども、榛東村でいうとしんとうちゃん、もしグッズとかあれば、そういったものも使用ができるかもしれません。そういったものの開拓など含めて、村内事業者へのアプローチなどはされているでしょうか、伺います。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 須田議員のおっしゃったとおり、本村の寄附の返礼品は、卵、パン、お肉など食べ物が多くを占めております。

現在、食べ物以外の返礼品を充実させるため、村内の企業にアプローチを行っているところでございます。今後も本村の地場商品の情報を集めまして、商工会にも協力していただきながら、新しい返礼品を登録する取組を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ありがとうございます。

返礼品として、レンタル型の返礼品もある自治体もありますし、体験型という、創造の森等での体験としての返礼品もいいかもしれません。村の企業の応援にもつながると思います。ぜひ今後も商工会の方とご協力いただきながら、新しい開拓のほうをお願いいたします。

次に、(5) クラウドファンディング型ふるさと納税の村の現状と今後について伺います。

現状はどうなっていますか。

○議長（生方勇二君） 飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 県内の様子でございますが、県内におきましては、複数の自治体でクラウドファンディング型ふるさと納税を実施してございます。目標金額や事業の趣旨を明確にして取り組むため、地域の発展や愛郷心の育成等に有効であると考えますが、本村において実績はございません。

現在、他市町村の実施状況や既存のふるさと納税との連携を含めまして研究中でございまして、実施に向けて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 県内でも実施している自治体が複数あるということですので、今後、調査研究していただいて、ぜひお願いいたします。

（6）です。企業版ふるさと納税の村の現状と今後についてです。

企業版ふるさと納税の村の現状はどうなっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 本村の企業版ふるさと納税は、榛東村まち・ひと・しごと創生推進計画として、令和5年3月31日に国の認定を受けたところでございます。1回に10万円以上の寄附が対象で、最大で寄附額の約9割が軽減されるということで、企業の負担が約1割にまで圧縮される仕組みとなっております。

子育て環境の充実や農業、産業の発展などの施策を目標に掲げ、ホームページで計画のPRと寄附のお願いを行っているところでございます。

寄附期限につきましては、令和7年3月31日までとなっておりますが、現在のところ寄附の申込み実績はございません。

県内ではほぼ全ての自治体が計画を策定しておりまして、令和4年度の実績でございますが、その7割の団体が寄附の実績がございました。

村では過日、指定代理金融機関でございます群馬銀行さんから、取引のある企業に対して本村とのマッチングを支援するという提案がなされました。これを進めるとともに、寄附につながる努力を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。

県内では7割実績があるということで、本村でもぜひ一つでも寄附していただきたいと思うんですけども、マッチングのほうを今進めていただいているということで、今後もよろしくお願いいたします。

企業版のふるさと納税ポータルサイトには、子育てなど25項目で分野別の寄附募集事業が選べるようになっており、近隣市町村でも分野別の募集事業を掲載しているところも多いです。ぜひ村でも登録をし、各企業の方が検索しやすいようにしていただくとよいと思います。よろしくお願いいたします。

ふるさと納税全般について、全国では4分の1の自治体が赤字と聞きます。成功している自治体も参考に、ぜひ現状維持ではなく、どんどん挑戦していただきたく思います。ありがとうございます。

ました。

では、大問2、幼保こ小の接続について質問します。

(1) 幼保こ小の円滑な接続のための本村の取組について現状をお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） お答えいたします。

本村では、幼児教育の質的向上、そして小学校教育との接続の円滑化を図ることに向けまして、年間を通して幼稚園、保育園、こども園と小学校との連携接続に取り組んでいるところです。

現在は、幼保こ小中というところで、中学校まで含めて進めていこうということで、今年度はさらに取組を充実させていきたいところでございます。

まず、現状で言いますと、具体的な取組としまして、年長児観察会ですとか、教育支援委員会、そして年度末の教員同士の引継ぎ会等、多様な機会を通して情報共有を図っております。特に今年度は、幼稚園、保育園、こども園の合同園長会議を新たに実施する予定でございます。

それから、2つ目としまして、保育授業参観や講演会等、幼稚園、保育園、こども園の教職員が共に学ぶ研修会を設けております。

3つ目としまして、接続を意識した教育活動や行事を設定しております。例えばこれは年長児が小学校に出向いての試しの入学ですかね、小学校の体験入学というようなことで実施するなども行っております。

4つ目としまして、幼児期の遊びを中心としました園生活、これを引き継ぎまして、子どもたちは遊びの中で学んでいるわけなんですけれども、それを小学校に行って、小学校のスタイルに急に変わるのではなくて、学校での学びに園での遊びを中心とした学び、それを円滑に接続するために、特別なカリキュラムでありますスタートカリキュラムと申しますが、これを受け入れる側の小学校において設定しまして実施をしております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 丁寧にご説明ありがとうございます。

スタートカリキュラムということで、今まで遊び中心であった生活の年長児が小学校に行って、学校に行くというのは、とても生活や環境が変化するところだと思いますので、そこで円滑なサポートや援助が充実していることはとてもありがたいことです。

本村では、学習支援員の方が入学時についていただいていることが子どもたちの初めの取組にとってもありがたいことでした。

小学校の先生や各園の先生方の共同の研修会もあるとのこと。

(2) にもなるんですけども、そういった研修会等で垣根を越えて座談会ですとか、その会のごときに先生方がお話をされる等で、同じ考えを共有いただくということもいいのではないかと思います。

教育長が午前中おっしゃっていたように、公立の幼小中、一貫した同じ考えをとということなんですけれども、ぜひ村内、私立のこども園や保育園ともすり合わせをし、スケールメリットを生かした村内全域の連携を目指していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） ただいま研修等の在り方についてもご指摘、ご意見をいただいたところです。議員のおっしゃること、本当に大事なことだというふうに考えております。

今、例えば幼小中連携協議会というものを設定しております、これが一つの研修の機会でもあるんですけども、この中で保育、教育に係る教職員を対象としまして、例えば講演会ですとか、それから実際に授業を見る機会、保育を見る機会等を設定しながら、そのことについて意見交換する機会などを設けると、そういうことも取組をしてございます。

2つの小学校には、議員がおっしゃるように、公立の幼稚園だけでなく、保育園、こども園がございまして、さらに本村のスケールメリットを積極的に生かすということを考えますと、このような研修をさらに充実させて、子どもたちが安心して小学校に接続をし、自分の力を十分発揮しながらさらに成長していけるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 今後、協議会のほうでの充実をお願いいたします。

また、子どもたちが年長児の体験入学等で、ほかの園の子たちと初めて会ったりするわけだと思うんですけども、その際にレクリエーションなど楽しい遊びを通じて交流すると、入学時の緊張の中で知り合うよりもスムーズに仲良くなれるのではないかなと思いますので、ぜひ子どもたちの交流についても今後ご検討をお願いいたします。

幼児教育、保育と学校教育のスタイルの違い、かなり今、円滑に接続できるようにと研究していただいているところではあると思うんですけども、今後も子どもたちが生活の変化に対応し、つまづくことなく生活するために、先生方の援助、サポートのほうをどうぞ手厚くお願いいたします。ありがとうございます。

では、大問3、日本最先端のデジタル県を目指す群馬県でデジタル難民とならないためにです。

(1) 高齢者のデジタルデバインド——情報格差ですけれども——についてです。

①村の現状はどうなっていると感じになりますか、お答えください。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） デジタルデバイド（情報格差）についてです。

現状についてですが、取組といたしましてですけれども、小学生等を対象にしましたデジタルリテラシーを高めるためのプログラミング教室の実施を昨年度からしてきておりまして、今年度は中学生を講師として実施してきたところです。

ただ、高齢者等を対象にしましたスマホ相談や教室などの講座は実施していないというふうな現状がございます。

デジタルデバイドの解消やデジタルリテラシーの向上の必要性等が現代的な課題となっていることは承知をしておりまして、今後その充実に向けて取り組む必要はあるかと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ありがとうございます。

現在は各携帯事業者も順に3G回線を終了していっております。もうすぐガラケーと言われる電話のみの携帯電話は使えなくなってきます。今後は簡単なものもあるとは思いますが、高齢者もスマートフォンを選ばなければいけない時代となっています。

群馬県でも、例えばGunMa a Sですとか、便利な公共交通機関の利用もスマホからの利用です。スマホがなくては生活に不便するようになってしまいました。

スマホ相談、スマホ教室の今後を考えていただけると先ほどお答えいただきましたが、（2）番の質問、お答えを先いたできてしまったので、割愛でよろしいでしょうか。すみません。ありがとうございます。

総務省では、デジタル活用支援推進事業が令和3年から始まっており、今年度も募集をしていました。上限はありますが、携帯ショップがない自治体で10分の10の補助で携帯ショップ等から出張した公民館等を利用しての講習会や相談ができる事業だそうです。本村には携帯ショップがありませんので、応募要件は満たしていると思います。ぜひ国の支援も充実、拡充しているので、補助を活用しながら高齢者等のデジタル活用の不安解消と格差解消に力を入れていただきたいと思います。

群馬県でもぐんま広報にスマホの学校を掲載しています。過去のスマホ講座も閲覧できるようですが、まずは、村からリンクを貼って学べるようにするところから始めるのもいいのではないのでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

（2）ショートメッセージなどで届くフィッシング詐欺などの被害と対策ということです。

現在、固定電話では、詐欺電話に対して録音することで被害を防ぐ電話というものに補助がありません。SNSでのフィッシング詐欺には対策が難しく、開かない、個人情報を入力しない等で身を守る

しかなく、まずは偽物のメッセージが来ることがあることを認知することが重要です。現在、村での被害の報告はありますか。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） ご質問のショートメールメッセージなどで届くフィッシング詐欺、こちらにつきましては、メールや偽サイトに通じた不正アクセスを行う行為であることから、不正アクセス罪が適用される犯罪行為となっております。

なお、本事案につきましては、今のところ村内へのそういった事案の発生については、報告は届いておりません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 不正アクセスということに対して、私たちでも結構日々メッセージが届いて、うっかり開きそうになってしまうときがあります。対策をぜひ行っていただきたいんですが、今後も広報しんとうや回覧板などで、怪しいメッセージに対応しないようにというような注意喚起のほうができるようでしたらお願いしたいと思います。

（3）移動型スーパーやネットスーパーについて。

公共施設を巡回してもらうなど包括連携協定を結ぶ自治体もありますが、本村での導入の考えはありますか。

スーパーの商品を載せた移動販売車が近年、全国で増え、榛東村でも回っているようですが、まだまだ村民の認知度も高くないようです。ネットスーパーも村への配達のあるスーパーも増えましたが、スマホの利用が難しい高齢者には利用が難しく、そこでも生活の利用の恩恵が受けられなくなってしまう現状があります。移動手段に困る交通弱者ほどデジタルデバイドの格差も重なるようです。

榛東村にあるスーパーフレッシュでは、前橋市で市役所や公民館、公園を回る移動販売車が活躍しています。包括連携協定をして子育て支援や見守り支援にもつなげる自治体もありますが、村でそういった連携を進める考えはありますか、お伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） スーパーマーケットと自治体との包括連携協定の様子について申し上げます。

千葉県白井市では、令和4年3月に地元のスーパーマーケットと相互に緊密な連携を図り、総合的な住民サービスを図るため、包括連携協定を締結したところでございます。

千葉県白子町におきましては、令和5年2月、移動スーパーの実施や住民サービスの向上に関する

ことについて包括連携を締結してございます。公共施設をはじめとする各地区の主な施設を巡回する移動スーパーを実施しているということでございます。

まずは、本村においては、本年度、これから実施を予定しております公共交通アンケート、そういったものを実施を予定しておるんですけども、これらの活用状況や認知度、こういったものを設問に加えるなど、実態を把握して調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ありがとうございます。

アンケートに加えていただけるということで、ぜひ村民の皆様のご意見を伺って、住みやすいように、このような包括連携協定を結ぶことも検討いただければと思います。

ぜひ買物弱者の支援として行っていただきたいのですが、ネットで調べることが得意でない方々のために、便利なサービス等を村からお知らせできる仕組みをお願いしていきたいと思うんですが、榛東村の便利帳もかなり古い情報となっています。新規でつくるなど考えていただけると幸いです。ありがとうございました。

では、大問4、令和6年度からのごみ収集についてです。

（1）新たに始まるプラスチック製容器包装の回収についてです。

令和6年4月からプラごみの分別が開始ということで、大きな変化となります。午前中の波多野議員のご質問と重なる部分もありますが、ご容赦ください。

①回収内容についてです。

プラスチック製容器包装ということで設問にありますけれども、プラごみについての回収内容、どのようなものになるのかご説明をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 分別収集を開始いたします回収内容についてお答えさせていただきます。

回収する内容でございますが、まずプラスチック製容器包装とプラスチック製品を予定してございます。

プラスチック製容器包装とは、商品が入っているものや包んでいるもので、中の商品が使われたり、取り出されることによって不要になるプラスチック製やビニール製の容器包装をいいます。具体的に申し上げますと、商品トレーやパック、カップ類、袋、ボトル、キャップ類、商品ラベル、ネット類など、そのほかにも発泡スチロールや緩衝材もこちらに含まれます。

また、もう一つ、プラスチック製品とはでございますが、こちらはプラスチック製の洗面器や歯ブ

ラシ、バケツ、ハンガー、おもちゃ類などが挙げられますが、金属製の部品を含まない100%プラスチック製の製品をいいます。そのほかシリコン製品やウレタン製品、スポンジなどもこちらに含まれます。

また、分別していただく際に注意事項がございます。

回収されたプラスチックごみは、一度、渋川地区広域の清掃センターで保管されますが、その後、リサイクル業者に引き渡されリサイクル、再資源化されます。回収されたごみが汚れている状態ですとリサイクルできなくなるため、汚れている容器や包装、ボトル等については、汚れが見えなくなる程度に水洗いしていただくなどして搬出していただく必要がございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 丁寧にご説明ありがとうございます。

洗浄しても汚れていてリサイクルできないようなプラスチックごみも出ると思うんですけども、そういった場合は燃えるごみでしょうか、燃えないごみなんでしょうか、お伺いします。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 先ほど議員がおっしゃったとおり、汚れているもの、あとチューブ類などで中身が洗えないようなもの、そういったものは可燃ごみ、燃えるごみとして出していただくようになります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 分別にはより配慮が必要ということが分かりました。

では、②回収用ごみ袋について、販売金額や開始時期等は決まっていますかということですが、午前中、販売予定は2月頃と伺っております。販売金額については決まっていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 新たに作成しますごみ袋の販売金額につきましては、現在のところまだ未定となっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ありがとうございます。

次に、③ですが、まず10月頃からPR活動をされると先ほどお聞きしましたが、プラスチックの回収は、容器包装に限らずプラスチック全般いろいろな種類があるということで、選別に慣れるのに時間がかかるかもしれません。村民の方々が困らずに分別できるように、ぜひ住民へ広報、周知を徹底していただきたいですが、どのようにPRしていく予定でしょうか、お聞かせください。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 住民生活課では、今、3点ほどの方法で啓発していきたいというふうに、PRしていきたいというふうに考えているところでございます。

まず、1点目は、チラシ作成による啓発ということで、啓発チラシを作成しまして、回覧や公共施設での広報、またイベント時に配布などを行っていく予定でございます。

2点目でございますが、村の広報やホームページを活用した啓発ということで、啓発チラシを村広報紙や村ホームページに掲載してPRを図っていく予定でございます。

そして、3点目でございますが、現物の展示による啓発ということで、イベント会場や役場庁舎、それから資源ごみストックハウス等におきまして、実物、現物を分別ごみの状況の展示などを行いPRを図ってまいりたいと思っております。

来年度からの分別収集開始に向けて創意工夫を図って進めてまいります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 実物の展示などもして啓発していただけるとのことでした。掲示物などで見て分別が分かるのはとてもいいと思います。多くの人が集まる場所で多くの方への周知をよろしくお願いします。

また、啓発チラシのほうですね、配布したり掲示されたりすると思うんですけども、イラスト入りなどで誰でも分かりやすくを心がけていただき、作成していただきたいなと思います。

では、③の問題なんですけれども、円滑な開始と広報周知の一環として、初めの1袋目を全世帯に配るといふのはいかがでしょうか。

販売時期が2月頃ということですが、買い逃してしまったり、売り始めのときに販売店で売り切れとなったりすることもあるかもしれません。回覧板や広報を見逃して、開始を知らなかったという家庭もあるかもしれません。全世帯が分別収集開始とともに円滑に分別ができるように、1袋目、1枚目などを事前に全戸配付するとよいと思いますが、どうお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 現在のところでは、新たに作成する指定ごみ袋を配付する考え、計画はございませんが、円滑にスタートできるように努めてまいります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） チラシ等は見逃す方がいても、ごみ袋の現物があれば、誰もが手に取るかと思えます。ぜひご検討いただければと思いますが、そのほかPR、広報活動をぜひよろしくお願いいたします。

（2）ですが、他地域で、資源ごみは自由な袋で無料回収ですが、燃やせるごみは有料、燃やせないごみはもっと割高に有料といったように、埋立てするごみを有料としているところもあります。

村では、単純指定袋制度として、ごみ袋だけ指定購入し、ごみ収集料金は村負担になっているとお聞きしました。

今年度、渋川清掃センターへ持ち込むごみの料金の改定がありましたので、今後、回収ごみの料金改定も予定されているでしょうかとお聞きしようと思ったんですけども、組合の負担金額増の話を先ほど伺いいたしましたので、割愛させていただきたいと思えます。ご容赦ください。

ごみが多い家庭、少ない家庭もありますので、処理料を一律に税金で負担するよりも、1袋当たりでごみ処理料金が加算される方式も公平で、ごみ減量にもつながるのではないかなと思いました。今後の改定時にはご検討いただけますと幸いです。

それでは、これで5番須田仁美、一般質問を終えさせていただきます。

執行の皆様、丁寧なご回答、大変ありがとうございました。

傍聴席の皆様、最後までどうもありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で、5番須田仁美議員の一般質問を終了いたします。

◇

◎散 会

○議長（生方勇二君） 以上で、本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第3回定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時15分散会

令和 5 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

9 月 5 日 (火)

令和5年第3回榛東村議会定例会会議録第2号

令和5年9月5日（火曜日）

議事日程 第2号

令和5年9月5日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 議案第54号 令和4年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第55号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第56号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第57号 令和4年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第58号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第59号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第60号 令和4年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第61号 令和4年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第10 議案第62号 令和4年度榛東村下水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第63号 令和4年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第12 報告第 5号 令和4年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について
- 日程第13 報告第 6号 令和4年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について
- 日程第14 報告第 7号 債権の放棄について
- 日程第15 議案第64号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第16 議案第65号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第66号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第67号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第68号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第69号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで議事日程に同じ

追加日程（第2号の追加1）

追加日程第1 議案第71号 防災中枢機能施設整備事業建築工事契約締結について

追加日程第2 議案第72号 防災中枢機能施設整備事業電気設備工事契約締結について

追加日程第3 議案第73号 防災中枢機能施設整備事業機械設備工事契約締結について

出席議員（11名）

1番	飯塚久夫君	2番	吉澤浩一君
3番	浅見隆君	4番	齊藤将史君
5番	須田仁美君	6番	三俣実君
7番	波多野佐和子君	8番	小板橋尚君
9番	生方勇二君	10番	善養寺孝君
11番	清水健一君		

欠席議員（1名）

12番 早坂通君

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務課長	山口誠一君	企画財政課長	飯塚邦守君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	早川弘行君	産業振興課長	岡部貴一君
建設課長	狩野宏記君	上下水道課長	富澤光彦君
会計課長	一倉学君	教育長	須永光明君
教育委員会 事務局 局長	足達哲也君	代表監査委員	石坂郁夫君

事務局職員出席者

事務局 局長 浅見英一 書記 新井佐智子

◎開議

午前9時30分開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。早坂議員から、昨日に引き続き欠席の届出がありましたので、出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

また、本日は大変お忙しい中、石坂郁夫代表監査委員が出席されております。石坂代表監査委員におかれましては、お暑い中、連日決算審査に当たられました。大変お疲れさまでした。本日、決算等審査意見につきまして、よろしく願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。



◎日程第1 一般質問について

○議長（生方勇二君） 日程第1、一般質問についてを議題といたします。

質問順位6番齊藤将史議員の一般質問を許可いたします。

4番齊藤将史議員。

〔4番 齊藤将史君登壇〕

○4番（齊藤将史君） 皆さん、おはようございます。榛東村の地下に新幹線の駅を造る齊藤将史です。

今、経済状況を見ると、その現実味がますます増してきているように見受けられます。もうちょっとコロナの影響が下がってくれば、経済状況も日本の現在を考えれば、株価も3万2,000円を超えております。これは32年ぶり。私が現役で都市銀行に働いていたときをよく思い出します。株価の指標というのは経済の先行指標とよく言われます。実際に、現実としてそういうふうにはなっておりますが、今後ますます今の状態が続けば、景気も好転していくというふうには私は見えています。

私自身は、東京理科大学理学部数学科を卒業し、先ほども申し上げたように都市銀行、現在は三菱UFJ銀行となっている銀行に、約10年間勤めてまいりました。そのときを思い起こすと、かなり忙しかった。あの当時、融資案件として、2,100億円の融資案件に追われていたというのを思い出します。

今日の質問ですが、教育と林業ということで取り上げさせていただきます。

先ほども申し上げたように、日本の置かれている経済環境、世界を見ると様々なところで混乱が発生している状況の中で、日本の経済状況は今のところ堅調というふうなことになっています。実際、物価も上昇し、燃料価格は、ガソリン価格ですが、200円に達するような状況になってきています。

ここで、教育と林業との関連をつけるために、ざっくりとこの場をお借りして、ちょっと長めに説明をしていきたいと思っております。これは今回の質問に重要な部分を占めることですので、この場で皆さ

んにお伝えしておきたいと思います。

教育の中で、今回私が取り上げる理系教育、これに関して言えば、今世間で騒がれている……………
……………事前に処理をした何の問題もない水を海水の中に放出するというにほかなりません。IAEAが検査をし、その中身、水の中身を精査し、安全だというふうに言われているもの。日本国内の環境基準から言えば、グローバルスタンダードで置かれる環境基準よりもさらに厳しい状況で、処理水という形で海洋放出をするということになっています。今現在、海洋放出されています。

ですが、日本国内のみならず、近隣の諸国は何となくばか騒ぎをしている。理系の私から言うと、何をそれほどばか騒ぎすることがあるのかというふうに、ちょっとおかしいというか、疑問に思っている部分が大きいです。

皆さんの生活の中で、このように理系に関わる知識あるいは考え方、こういったものは、知らず知らずのうちに自らが使って生活をしております。言うなれば、まともな考え方というのに理系の考え方というのは通じている。そのように私は考えています。

次に林業ですが、先ほども申し上げたように、国家の安全保障、日本を取り巻く状況としては、安全保障を考えなければいけない状況になっています。日本の木材の自給率は38%。これは、農業自給率ととんとんというような現状ですけれども、農業のほうはカロリーベース。金額ベースに引き直したら、大体それなりのパーセンテージに行くというふうにも言われていますが、実際に日本国内は木造建築なり、あるいは梱包材、そういったもの、木材を使っている商品、製品というのは多岐にわたっています。現在、多くの木材を輸入している国は、ロシア、北米、南米、アジアの近隣諸国。とりわけ、ロシアから輸入している木材は、パーセンテージではものすごく高くなっています。

安全保障という言葉で最近よく言われるのが、経済安全保障。つまり、経済を人質に取って、この商品、製品、ものは日本に売らないというようなことで、安全保障を脅かすような国々が出てきています。そういった見地からも、今回、この質問を取り上げました。

では、1つ目の質問に移りたいと思います。

議長、ちょっと自席戻っていいですか。

○議長（生方勇二君） 自分で言って戻ってください。

○4番（齊藤将史君） では、ちょっと自席に戻ります。

では、1つ目の質問です。

1、教育について。

（1）長期休暇時の小・中学校の講習、補習は、どのように現在なっていますか。回答を。

○議長（生方勇二君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 長期休業中の、いわゆる夏休みや冬休み等になるかと思いま

すが、小・中学校の補習等につきましてですが、夏季休業中ですが、こちらぐんぐんスクール、ぐんぐんサマー塾として、補習を行っております。

具体的には、児童・生徒の希望者を対象にしまして、小学校・中学校の教員による補習を、各学校を会場に行っております。これはぐんぐんスクールというふうに呼んでおります。

加えまして、希望者を同じように対象にしまして、教育委員会事務局職員と教職を目指す大学生とが指導に当たる補習を、役場庁舎を会場として実施をしております。夏季休業中のものをぐんぐんサマー塾というふうに呼んでおります。

なお、週末土曜日には、年間を通じて十数回ですけれども、同じように役場の庁舎でぐんぐん土曜塾ということで、これは長期休業中ではございませんけれども、行っております。

なお、中学校におきましては、冬期休業中、冬休みですね、にも3日間の補習を実施しております。これは中学校ではぐんぐんウィンター塾という名称で実施をしております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 昨今、教育にお金がかかるというふうに、これは昨今のみならず昔から言われています。家計負担も、教育に対する割合が増大してきているということで、民間における夏期講習なり、あるいは冬期講習、そういったものの補助ということではなく、きちっとした教育として、ぐんぐんサマー塾、今現在なされているものを強化していってほしい。これは、家計負担を軽減するにも寄与することですので、ぜひ今後とも続けていってほしいと思います。

では次に、教職員の長期休暇時の業務内容はどのようになっているのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 教職員の長期休業中の業務内容ということですが、児童・生徒やその保護者の皆様に関わる業務としまして、先ほど申し上げましたような補習の指導、それから三者面談や保護者を対象とした教育相談、中学校では部活動の指導等を行っております。

また、その他の業務といたしまして、児童・生徒、その保護者等と直接かかわらない業務になりますけれども、こちらにつきましては研修、そして2学期以降の学習内容についての研究や、教材等の準備、2学期以降の指導や学校運営に関する会議や打合せ、修学旅行や校外学習等の下見や計画立案、その他各分掌、分担する業務に関する様々な業務、そのほか、学校に係る事務、それから校舎内の環境整備、清掃、備品や施設の点検等を行っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 先ほども申し上げたように、日本の経済は上向きの状況になっています。現状を見れば、民間企業の給料、上がってきています。つまりは、先日も発表され、最近発表されていますけれども、企業の収入・収益が過去最高益になったという報道が、多くの企業でプレス発表されています。ということはどういうことを示しているかということ、来年あたりの人事院勧告によって、公務員の給料が上がるだろうというふうに想定されます。高い給料に見合った教育、優れた教育を、今後ともやっていってほしい。死ぬ気でやってほしいというふうに、私自身は考えています。

そうは言っても、仕事改革というのがありますので、無理な勤務、劣悪な労働環境ということでは話になりません。そういったことも加味しながら、質の良い教育というのを目指して今後とも頑張っていってほしいと、そのように考えています。

では次に、補助教材の利用方法を生徒にしっかり教えているか。

この質問は、私の念頭にあったのは国語の辞典、あるいは英和辞典。これの最終ページに、下手な参考書よりもたべになることが記載されています。そういった既存の資料を活用しながら教育を進めていってほしいという思いがあって、この質問をしています。

利用方法を生徒にきっちり教えているかどうか、回答を。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 先ほど、議員のほうからお話がありました国語辞典や英語に関係する辞典等につきましては、初めて扱う機会などに、基本的で具体的な活用方法について、これ教育課程の中で位置づけて指導を行っております。これは、学習内容として教育課程上に明確に位置づけておりますので、計画的に扱うことになっております。

また、地図帳や資料集等についても同様に、初めて扱うときに活用方法について指導をする時間を確保しております。

またその後、国語辞典や英語に関係する辞典等については、新たな教材文等に会う際に、意味ですとか、それから使い方の分からない単語等について調べる時間を設定するなどして、国語や外国語の授業時間を中心に、繰り返し活用する機会を設けております。

具体的な活用の程度につきましては、これは各教員の裁量によって異なります。

また、地図帳や資料集等につきましては、様々な情報の中で必要な資料を選び出す。そして、資料同士を関連づけて自分の考えを持つなどの能力であります資料活用能力、このように呼びまして重視をしております、その能力を十分発揮できるよう、社会科の学習、理科の学習等を中心に、繰り返し指導を行っているところです。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 分かりました。

その資料の説明等と参考書、教材、そういったものの説明で、教職員間で情報交換あるいは情報共有というのをしているかどうか。その部分について、ざっくりと構いません、答えられる範囲で回答を。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 情報交換、情報共有についてですけれども、具体的な活用の程度というのは、先ほども申し上げましたように、教員の個別の裁量によって異なるものです。いわゆる指導のコツと言われるような部分も当然含まれます。これらにつきましては、研修の機会ですとか、または日常の情報交換の中で、他の内容と併せて情報共有は進めているものになります。辞書ですとか補助教材のことについて、それだけを取り上げてということにはならず、様々な指導方法の研修や、それから日常のディスカッションの中で共有されているということでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 先生というのは、ある意味優秀な人材がそろっているというふうに私は考えています。つまり、それなりに勉強をし、そしてその知識を得ている。そこには方法であったりやり方であったり、つまり勉強の仕方、自分なりの方法というノウハウを持っているはずです。そういったことも含めて、子どもたちに伝授していくというのは大仰かもしれませんが、伝えていってほしい。つまり、方法を自分で探すのには時間がかかります。人のやり方を、様々なやり方を見て、そこから学び取れる、子どもたちが学び取れるということも数多くあると思います。そういったことも含めて、今後とも教職員の諸君にはやっていってほしいというふうに考えます。

では次に、理系教科離れが指摘されていますが、対策をどのように講じているか、回答を。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 義務教育段階としまして、自分にとって関心の高い分野や得意分野、自分の夢や進路の実現に欠かせない分野等を見つめられるようにするために、様々な分野、内容に興味関心を持てるようにすることが大切だというふうに考えております。理系教科についてもその一つとして、他の教科等と同様に、指導の充実に努めているところです。

各教科の学習指導を行う際には、学習内容を確実に定着させることが大切ではありますが、それとあわせて、他の教科等の学習においても働かせる必要のある能力を培うという側面もあります。そういう意味では、先ほど議員のおっしゃいました理系教科がいろんな生活の中で、または他の学習の中で培ったものが働かされるということは十分あると思いますし、ほかの教科においても同じよう

に、他の教科等で働く力というものがありますので、そのようなことも大事にしながら指導の充実を図っているところです。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 先ほども申し上げたように、私はばりばりの理系の人間です。ですが、実際私自身は、文系の教科のほうが得意です。つまり、今回は理系という分野を強力的にプッシュしておりますけれども、偏った教育ということでは、豊かな暮らし、文化的な暮らし、そういったことにつながらないというふうに私自身は考えています。程よいバランスということで、今後とも理系をさらに一層強化すると同様に、そのバランスを取るような状況で文系の分野も頑張っていってほしい。

先ほど申し上げたように、日本の経済環境は好転をするというふうに申し上げましたが、各製造メーカー、民間の企業見てみると、生産拠点を国内回帰という形で、あるいは日本国内の製造強化ということで、どんどん戻ってくるような状況になってきています。それを踏まえて人材が必要になってくる。そういった観点からも、理系教育は大切なことですので、ぜひとも頑張っていってほしいと思います。

では次に、金融教育が導入されましたけれども、中学校での予備教育についてどのように考えているか、回答を。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 令和4年の4月から高等学校で、学習指導要領の中に金融教育に関する内容が位置づけられてございます。

予備教育というような意味合いでよろしいかと思うんですけれども、取り出して中学校等において学習するということは、義務教育段階では、中学校では行っておりません。既に、社会科や家庭科の学習内容には、金融教育につながる経済に関する学習内容や、金銭の使い方に関する学習内容が位置づけられております。これらの学習は、金融に関する専門的な内容の基盤、基礎となるものと考えておりまして、社会や家庭科等の学習、これらを中心に、今後も充実を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 今回取り上げた金融教育といっても、運用であったりお金の使い方、多岐にわたります。実際、以前にもちょっと議会の中で話をしましたが、様々な関数というのが存在しています。消費関数であったり所得関数であったり、当然貯蓄関数というものも存在します。

先ほどの話、質問の内容で、理系教育というふうなことにもつながっていくのですが、今や運用は、様々なハイテク商品を組み込んだ運用商品が、今や掃いて捨てるほどあります。その中で、各個人に合った運用方法、財形と言われるものですが、そういったことで資産を増やしていく。そういうことは必要になってくる話だとは思いますが、ただ昨今、ニュースなどで報道されていますが、経済犯罪に関わる、そういったことも取り沙汰されています。知らず知らずのうちに、そういった経済犯罪に手を染めてしまう未成年。先日も報道されましたが、詐欺の受け子、オレオレ詐欺ですとかフィッシング詐欺ですとか、そういったものに関わってしまった高校生の事件が報道されていました。運用一辺倒では、金融教育はまさに不備があるというふうに私自身は思っています。教育長にこの場を借りてお願いをいたしますが、経済に関わる犯罪行為も含めて教育をしていくように、上層部に話をする機会があれば伝えてもらいたい。そのように考えています。

手前みそで大変恐縮ですが、先ほども申し上げたように私自身は、ある意味都市銀行に勤めていた分、金融のプロです。そういったことで、もし教育に関わる良い人材を探しているのであれば、ぜひ私に声をかけていただきたい。ぜひご勘考を。このように考えています。

では次に、課外授業はどのように行い、成果の把握はどのようにしているのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） 課外教育、これは校外学習というふうに解しまして、答弁をさせていただきますと思います。

社会科や理科等の学習につながる現場学習ですとか、教科の学習内容にしばられない校外学習を、現状としては実施をしております。発達の段階と学習内容を踏まえまして、特に日帰りで行う校外学習等につきましては、小学校が中心となっております。

成果の把握についてご質問でしたけれども、校外学習実施後につきまして、感想文や振り返り、成果文をまとめる活動を随時設定をしております。それを成果の把握として行っております。また、理科や社会科等の学習につながる現場学習、これにつきましては、教科の学習の中に現場学習を位置づけておりますので、感想文や振り返り、成果文の取りまとめということとはまた別に、現場学習で気づいたことや分かったことなどを記録をしておきまして、その後学校に戻ってから、記録しておいたことを発表し合う学習活動等を設定をしております。その際の発言内容ですとか学習のまとめで表した文章等から、成果の把握を行っております。

以上となります。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 課外授業によって、自分の得たものをある意味ペーパーに落とし込むなり、そういった知識を、教育長も先日話していましたが、書いてみる。体を使ってやる。そういうことが

身につく、そういったことの一つの助になると、私自身も考えておりますので、しっかりとした行動を伴った成果の把握、それに努めていってもらいたいというふうに考えています。

では次に、林業について質問をいたします。

関連機関との連携は、今現在どのようなになっているのか。

林業というのは、農林水産省、林野庁、それと森林総合研究所、昔で言うところの林業試験場です。そういったところとどのような連携を取っているのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 関係機関との連携というところでございますけれども、個人所有の森林のうち、維持管理ができていない森林につきましては、市町村が所有者から管理の委託を受けて、市町村が管理する森林経営管理制度という林野庁の事業が、平成31年度から開始となりました。この事業では、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度となっております。

令和4年度、昨年度に、山子田、新井の一部の森林所有者に意向調査を実施して、榛東村に管理委託を希望する森林を把握いたしました。その森林につきましては、本年度、この管理制度を活用しまして、林業経営の適否について調査を実施いたしまして、経営管理集積計画案というものを作成する予定でございます。次年度、この計画案を基にしまして経営管理権を設定いたしまして、この経営管理権を、この権利を設定した森林につきましては民間業者に委託をしまして、間伐事業を実施し、森林の維持管理を実施していく予定でございます。

今後も、森林管理につきましては管理制度を活用いたしまして、県の機関である森林事務所や森林組合と連携し、適正に管理していく予定でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 先ほどの質問でちょっと気になった点を、これ通告にないんですが、質問をさせてもらいますけれども、これも答えられる範囲内で結構です。

先ほど、経営管理権、この管理権は譲渡可能なのかどうか。これについて回答を。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 経営管理権というものが、先ほど申し上げたのは、森林所有者の委託を受けて伐採等を実施するために市町村に設定される権利というところでございますけれども、それがほかの人にできるかというのはちょっと確認してみないと分かりませんので、分かったらお伝えしたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） この管理権というのが譲渡、もし仮にされるのであれば、大きな問題につながりかねないというふうに私自身は考えています。つまり、身元の知れない業者にその管理権が移った場合、日本の先ほども申し上げたような安全保障、そういったことに関わるような問題につながりかねないような状況をはらんでいる。その部分については重々注意をして、確認をしてもらいたいと思います。

では次に、これ、内容が林林業経営についてと書いてありますが、林業経営ということで、林林業経営でも別に間違いではないような気はしますけれども、まあここは、

林業経営について、村の取組がどのようになっているのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） 林業経営は、後継者不足による経営困難と、輸入材の流通による木材価格の下降により事業者の採算が合わず、林業の規模は縮小傾向にあります。

このような状況の中、2020年の農林業センサスで、榛東村での林業経営体の数は、個人の1経営体となっております。

林業経営については、植林して規模を拡大して売っていくのではなく、森林の維持管理が主となっていると考えております。先ほどの答弁でもお答えしましたけれども、森林経営管理制度による森林の管理を行っていかねばと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 今、林業、日本の産業全般に言えることですが、林業は先ほども申し上げたように、ロシアからの木材の輸入というのが滞るような状態になりつつあります。そういったことも踏まえて、林業にとってはチャンスです。加えて、経済安全保障という観点から言えば、日本の全般的な産業に関わってくる問題ですけれども、日本は特に木材建築、さっきも言ったように梱包材等も全部木材で作られています。

平成23年だったと思いますけれども、農林水産省が木材の国内自給率50%を目指して、そういった目標を掲げて現在に至っております。ですが、さっきもお伝えしたように、国内自給率はいまだ38%ということにとどまっています。

後継者の育成、あるいは仕事の効率化、作業の効率化、スマート林業というようなことで、今導入されつつありますけれども、そういった仕事の改革、仕方の改革等も含めて、様々な補助金が出てい

ます。そういったことを業者の皆さんに伝え、どんどん活用をしていってほしい。そして、地元の林業を盛り上げてほしいというふうにも、それが行政の仕事だというふうには考えておりますので、ぜひ今後とも進めていってほしいというふうにも思います。

それでは、これで私の質問を終わりにいたします。

○議長（生方勇二君） 以上で、4番齊藤将史議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時30分といたします。

午前10時16分休憩

午前10時30分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第2 議案第54号 令和4年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、議案第54号 令和4年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉会計課長。

〔会計課長 一倉 学君発言〕

○会計課長（一倉 学君） そうしますと、議案書の1ページになりますが、議案第54号 令和4年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてをご覧ください。

それでは、ご説明のほうを申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見もつけて、議会の認定に付すものとなっております。

それでは、決算書5ページをご覧ください。

一般会計の実質収支に関する調書となっております。

1、歳入総額73億1,321万4,795円でした。

2、歳出総額71億137万9,111円です。

3、歳入歳出差引額2億1,183万5,684円となっております。

4、翌年度へ繰り越すべき財源中、繰越明許費繰越額3,446万5,000円となっております。

5、実質収支額1億7,737万684円となっております。

実質収支を前年度と比較いたしますと、歳入総額は2億2,808万2,466円の減となっております、増減率につきましては3%の減となっております。

引き続き、歳出総額につきましては9,594万9,296円の増となっております、増減率につきましては

は、1.4%の増となっております。

引き続きまして、決算書6ページ、7ページをご覧ください。

一般会計歳入歳出の決算の歳入の部分の説明となります。

7ページの収入済額から説明させていただきます。

なお、前年度比の増減額、増減率は読み上げのみとさせていただきます。

7ページの収入済額をご覧ください。

1 款村税、収入済額16億2,137万1,365円で、前年度比3,470万5,843円の増でした。増減率は2.2%の増です。

2 款地方贈与税の収入済額は8,231万6,000円で、前年度比54万8,000円の増でした。増減率は0.7%の微増となっております。

3 款利子割交付金の収入済額は70万7,000円で、前年度比63万8,000円の減でした。増減率は47.4%の減となっております。

4 款配当割交付金の収入済額につきましては914万8,000円で、前年度比175万8,000円の減でした。増減率は16.1%の減となっております。

5 款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は694万4,000円で、前年度比513万7,000円の減でした。増減率につきましては42.5%の減です。

6 款法人事業税交付金の収入済額は2,024万1,000円で、前年度比748万1,000円の増でした。増減率につきましては58.6%の増となっております。

7 款地方消費税交付金の収入済額は3億4,362万8,000円で、前年度比1,505万5,000円の増でした。増減率は4.6%の増です。

8 款ゴルフ場利用税交付金の収入済額は1,005万9,840円で、前年度比96万7,680円の減でした。増減率は8.8%の減です。

9 款環境性能割交付金の収入済額は913万9,000円で、前年度比40万9,000円の増でした。増減率は4.7%の増です。

続きまして、10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金の収入済額は7,194万6,000円で、前年度比180万2,000円の増でした。増減率は2.6%の増です。

11 款地方特例交付金の収入済額は2,489万5,000円で、前年度比3,184万6,000円の減でした。こちら増減額につきましては56.1%の減です。こちら、主な理由といたしますと、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の減額によるものでございます。

続きまして、12 款地方交付税の収入済額は16億6,065万円で、前年度比956万9,000円の減でした。増減率は0.6%の減です。

続きまして、13 款交通安全対策特別交付金の収入済額は162万6,000円で、前年度比41万円の減でした。増減率は20.1%の減となっております。

14款分担金及び負担金の収入済額は1,081万7,280円で、前年度比51万5,500円の減でした。増減率は4.6%の減となっております。

続きまして、8ページ、9ページをご覧ください。

15款使用料及び手数料の収入済額ですが3,049万5,975円で、前年度比547万4,191円の増でした。増減率は21.9%の増となっております。内訳といたしますと、主に農業使用料の行政財産使用料、またキャンプ場使用料、ふるさと公園使用料、体育施設使用料などの増加が主な要因となっております。

続きまして、16款国庫支出金の収入済額13億3,049万5,160円で、前年度比3億3,995万8,653円の減でした。増減率は20.4%の減です。

17款県支出金の収入済額5億2,259万4,602円で、前年度比512万8,022円の増でした。増減率は1%の増となっております。

18款財産収入の収入済額は2,631万4,913円で、前年度比2,791万4,024円の減でした。増減率につきましては51.5%の減となっております。主な理由といたしますと、令和3年度におきましては、群馬県の県道南新井前橋線バイパスの道路建設用地といたしまして、土地売買によります普通財産売払収入があったためとなっております。

続きまして、19款寄付金の収入済額3億4,998万3,000円で、前年度比5,022万9,000円の減でした。増減率は12.5%の減です。

20款繰入金の収入済額4億4,274万6,583円でした。前年度比1億8,696万4円の増でした。増減率は73.1%の増となっております。主な理由といたしますと、財政調整基金の繰入れによるものでございました。

続きまして、21款繰越金の収入済額5億3,586万7,446円で、前年度比1億5,147万9,896円の増でした。増減率は39.4%の増となっております。

22款諸収入の収入済額1億72万8,631円で、前年度比661万7,435円の増でした。増減率は7%の増となっております。また、収入未済額4億2,424万3,655円でした。主な理由といたしますと、令和3年度、住宅新築資金等貸付特別会計から一般会計へ引き継がれたことに伴いまして、収入の未済額が増えたこと、またほかに、エネルギー地域循環創造事業補助金返還金等が含まれております。

続きまして、23款村債の収入済額1億50万円で、前年度比1億7,480万円の減でした。増減率は63.5%の減となっております。

以上、歳入合計といたしまして、収入済額73億1,321万4,795円、不納欠損額262万4,736円、収入未済額4億5,842万1,955円でございます。

続きまして、10ページ、11ページをご覧ください。

一般会計歳入歳出決算書の歳出の部分となっております。11ページの支出済額から説明させていただきたいと思っております。なお、前年度比の増減額、増減率は、歳入同様読み上げのみとさせていただきます。

1 款議会費、支出済額7,206万7,137円で、前年度比904万7,986円の減でした。増減率は11.2%の減です。

2 款総務費、支出済額12億1,668万5,025円で、翌年度繰越額100万円、前年度比1億1,076万619円の増でした。増減率は10%の増です。主な理由といたしますと、職員給与等に関する増加の要因のほか、地方創生臨時交付金費の経済活性化対策事業業務全般にわたりまして、また財政調整基金の積立金等によるものでございます。

3 款民生費、支出済額23億2,933万4,955円で、前年度比2億3,149万1,875円の減でした。増減率は9%の減です。

4 款衛生費、支出済額4億9,416万7,709円で、前年度比7,535万3,384円の増でした。増減率は18%の増となっております。主な増額の要因といたしますと、母子保健費の出産子育て応援給付金、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の負担金の増額、上下水道施設費の水道料基本料金減免事業としての公営企業補助金によるものでございます。

続きまして、5 款労働費、支出済額394万7,247円で、前年度比165万2,014円の減でした。増減率は29.5%の減となっております。

続いて、6 款農林水産業費、支出済額4億5,637万6,825円で、翌年度繰越額2,039万4,000円、前年度比1億2,373万8,882円の増でした。増減率は37.2%の増です。主な要因といたしますと、農業用水管理費の電気料、また農業集落排水事業の公営企業補助金等でございます。

7 款商工費、支出済額1,046万8,091円で、前年度比8万6,447円の増でした。増減率は0.8%の増です。

続いて、8 款土木費、支出済額5億4,419万5,850円で、前年度比5,751万6,154円の減でした。増減率は9.6%の減となっております。

9 款消防費、支出済額2億7,733万8,247円で、前年度比1,944万497円の増でした。増減率は7.5%の増です。

10 款教育費、支出済額13億7,928万8,986円で、翌年度繰越額2,728万円です。前年度比8,458万3,462円の増でした。増減率は6.5%の増です。主な要因といたしますと、教育施設整備基金の積立金や複合施設整備費の公有財産購入費の皆減によるものでございました。

続きまして、12ページ、13ページをご覧ください。

11 款の災害復旧費の支出はございませんでした。

12 款公債費、支出済額3億1,750万9,039円で、前年度比1,830万5,966円の減でした。増減率は5.5%の減です。

13 款、14 款、こちらの支出についてはございませんでした。

以上、歳出合計といたしまして、支出済額71億137万9,111円、翌年度繰越額5,127万3,000円、不用額4億9,388万3,889円でございます。

なお、14ページから213ページまでは歳入歳出決算事項別明細書。また、214ページから218ページまでは財産に関する調書。219ページは地方債となっております、お手元の決算書に記載のとおりでございます。こちらにつきましては、後ほどご確認いただければと思っております。

以上、令和4年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

石坂代表監査委員。

〔代表監査委員 石坂郁夫君発言〕

○代表監査委員（石坂郁夫君） 代表監査委員の石坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、決算審査意見の概要を申し上げます。

令和4年度榛東村決算等審査意見書をお開きください。

まず、3ページをお願いいたします。

審査対象につきましては、令和4年度の榛東村一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、学校給食事業特別会計、太陽光発電事業特別会計でございます。

審査の期間でございますが、令和5年7月24日からここに記載の5日間にわたり行ったところでございます。

審査の方法であります、各会計に係る歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか、計数の誤りがないか、予算の執行及び関連事務が適正に行われているかについて、関係職員から直接説明を受けるとともに聞き取りをして審査を行いました。

また、例月現金出納検査結果及び定期監査結果についても本審査の参考といたしたところでございます。

次に、審査の結果であります、各会計に係る歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他の書類と照合した結果、誤りのないことを確認いたしました。また、予算の執行及び関連する事務は適正に行われているものと認められました。

次に、4ページをご覧ください。

ここから審査の概要について申し上げさせていただきます。

まず、一般会計における決算収支につきましては、先ほど説明もあつたところでございますけれども、歳入は73億1,321万4,795円、歳出は71億137万9,111円、形式収支で2億1,183万5,684円、実質収支が1億7,737万684円のそれぞれ黒字でございます。単年度収支につきましては、1億8,161万4,762

円の赤字でございます。前年度と比較した決算収支の状況は、ここの記載の表のとおりでございますので、ご確認ください。

次に、歳入でございますけれども、最終予算に対する収入率は95.64%、調定に対する収入率は94.07%となっております。また、不納欠損額は262万4,736円、収入未済額は4億5,842万1,955円でございます。前年度と比較しますと、収入済額が2億2,808万2,466円の減少、不納欠損額が70万4,379円、収入未済額が4億1,260万4,742円それぞれ増加しております。

款別の決算状況は、5ページに記載の表のとおりでございます。

次に、ちょっと飛びまして、9ページをお願いいたします。

歳入の過大・過小について申し上げます。

最終予算と収入済額に500万円以上の差が生じている科目について審査を行ったところでございます。額の確定は年度末ということで、全ての事案につきまして補正予算に計上することは困難と認められましたが、予算の執行状況の管理によって過大・過小が縮小できると思われる案件も見られたことから、予算管理の精度を高めるよう努めていただきたいと考えているところでございます。

次に、10ページをご覧ください。

収入未済、滞納整理についてでございます。

滞納整理の実施状況、関連帳票の管理状況等について審査を実施いたしました。

いずれの科目についても、滞納整理の実施、関連帳票の管理が適切に行われているものと確認をいたしました。

収入未済額については、全体的に解消への取組が進められておりまして、その全体額は、近年大幅に減少をしております。公平性の観点からも引き続き明確な目標値を定めて収入未済額の一層の縮減に努めていただきたいというふうに考えております。

次に、11ページでございます。

歳出について申し上げます。

支出済額は71億137万9,111円、執行率は92.87%でございます。翌年度繰越額は5,127万3,000円、不用額は4億9,388万3,889円となっております。不用額の減少と執行率の改善が図られている状況でございます。

款別の歳出決算状況は、ここの表に記載のとおりでございます。

次に、またちょっと飛びまして、16ページをご覧ください。

16ページは、高額の不用額について申し上げます。

事務事業の節単位で250万円以上の不用額が生じているものについて審査を実施をしたところでございます。

不用額が生じた理由は、額の確定が年度末であったということなど、全て必然的なものでございませぬけれども、予算の補正により不用額の減額が可能と思われる事案も見受けられました。予算管理に

注意し、より有効に予算を執行していただきたいというふうに思っております。

次に、17ページ、抽出審査でございます。

ここに記載の消費的事業につきまして、また次の18ページに記載されております投資的事業につきましても抽出で実施をいたしまして、いずれも適切に執行されていることを確認をいたしました。また、投資的事業につきましては、現地踏査を実施しております。

次に、このページの下にあります交際費でございます。

議長、村長、教育長及び農業委員会長の交際費の執行状況について審査を実施したところ、いずれについても適正に管理、執行されていることが認められました。状況につきましては、ここに記載の表のとおりでございます。

次に、大分飛びまして37ページにお進みください。37ページです。よろしいでしょうか。

公有財産の状況でございます。

土地の増加の主な理由につきましては、財政調整基金に関わる条例改正による数値の変更が理由でございます。建物の増加の理由は、公有財産台帳の整理によるものでございまして、前年度から現状としての変更はありませんでした。明細は表のとおりでございます。物件は、しんとう温泉の源泉権でございます。有価証券は前年と変わりません。

それから、次の38ページに記載の出資による権利等ですが、出資、出捐、その他合計で1億1,726万4,400円でございますが、当年度は前年と増減はございません。

次の39ページの物品につきましては、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計が企業会計に移行したことによりまして、それぞれ車両1台が減少をしているところでございます。

次に、40ページの基金の状況でございます。

当年度における全会計の基金残高は59億8,268万6,070円、前年と比較して3億3,700万662円増加しております。明細はここに記載の表のとおりでございます。

次に、42ページをご覧ください。

財政分析を行いました。これは、普通会計で行うものでございまして、普通会計とは、本村においては、一般会計、学校給食事業特別会計の合計から各会計間の繰入れ、繰出し等を控除したものが普通会計でございます。普通会計の決算額は、歳入が73億7,239万2,000円、歳出が71億6,047万6,000円、形式収支で2億1,191万6,000円の黒字、実質収支で1億7,745万1,000円の黒字、単年度収支では1億8,155万2,000円の赤字となっております。

43ページをご覧ください。

歳入の構成につきましては、一般財源と特定財源の構成比が71.77対28.23となっております。前年度と比較しまして一般財源が1億6,531万2,000円増加しており、特定財源が3億9,961万1,000円減少しているという状況でございます。

次、44ページに記載の歳出の構成につきましては、義務的経費が前年度と比較して2億3,752万

7,000円減少しております。投資的経費につきましては2億5,522万円減少、その他の経費で前年度と比較して5億8,241万7,000円増加している状況でございます。

次に、45ページをお願いいたします。

主要財政指標について申し上げます。

財政力指数は0.53で、前年度と比較しまして0.02ポイント減少をしております。経常収支比率は91.5%で、前年度と比較して4.3ポイント増加をしております、依然として財政状況は膠着した状態となっております、改善に努めていただきたいというふうに考えております。実質公債費比率は7.7%で、前年度と比較して0.5ポイント減少をしております。

なお、財政力指数につきましては、1を超えれば普通交付税の不交付団体となります。また、経常収支比率は、町村においてはおおむね75%程度が妥当というふうにされておるところでございます。実質公債費比率は、18%以上になりますと起債に際して許可が必要になるというものでございます。

では、審査意見について主なものを申し上げます。

46ページをご覧ください。

一般会計における歳入において、村税は継続して収入未済額が縮減し、徴収率が向上しております、大いに評価をするところでございます。また、税外収入においても収入未済額が縮減しております、取組を評価するとともに、より一層の収入未済額の縮減に向けて継続的な滞納整理に努めていただきたいというふうに考えております。

歳出におきましては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、休止や縮小をせざるを得ない状況を確認をいたしました。今後は、5類感染症に移行した現実を踏まえまして、各事業の再開、それから代替事業などを検討して、その事業効果が得られるよう適切に取り組み、総合計画等に掲げる目標が達成されるよう努めていただきたいというふうに思います。

不用額につきましては、前年度と比較して減少しておりますけれども、限られた財源を有効かつ効果的に活用するため、事業の目標値を明確にし、目標達成に資する精度の高い予算編成と計画的な予算執行を徹底していただきたいというふうに考えております。

財政指標につきましては、先ほどご説明したところでございますけれども、全国的な傾向といたしまして、今後も扶助費などの経常的経費の増加が予想されることから、経常収支比率等の改善に向けて努めていただきたいというふうに考えております。

全体的な内容といたしましては、次の47ページの後段に記載のとおり、令和4年度の決算状況、財政状況等を勘案すると、審査の範囲において、当年度は適切に財政運営が行われ、財政状況は健全に維持されていると考えます。

事務の管理及び執行については、法令・規則等に基づき、経済的、効率的かつ効果的な遂行が基本であることから、組織体制の強化に努め、職員一人一人の業務遂行能力の向上に期待をしたいと考えております。

最後になりますけれども、社会情勢等の変化を敏感に感じ取り将来を見極めることは極めて困難な作業でありますけれども、行政と村民が共に知恵を出し合い、総合計画が示す村の将来像「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」の実現がされるよう、創意工夫による様々な事業が展開されることを期待いたしまして、審査意見とさせていただきます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（生方勇二君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は総括的な質疑に限定し、1人3回までといたします。また、対象は一般会計のみでございます。

質疑ございませんか。

3番浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 決算報告、ご苦労様でした。

それでは、監査委員さんに総括的な質問を3問ほどさせていただきます。

まず、1問目ですが、お手元の決算審査等意見書の3ページの一番下ですが、よろしいですか。

本審査において、意見を付した事項については、適切な措置を講じられたいと監査委員さんの声がありました。この意見書を一読させていただきますと、意見書の46ページ、下から4行目です。意見書の46ページ、下から4行目が目につきましたので、ここを読み上げますが、「新型コロナウイルス感染症の分類は、これまでの2類相当から季節性インフルエンザと同様の5類感染症に移行した現実を踏まえ、各事業の再開や代替事業などを検討し、その事業効果が得られるよう適切に取り組み、総合計画等に掲げる目標が達成されるよう努めていただきたい」とありました。

私、昨日の一般質問でこのことを肝に銘じ、8月31日に中央公民館の条件付一般競争入札が郵便入札で行われたことを懸念し、コロナ禍仕様の郵便入札では一般競争入札の契約手続の公正性が担保できないと質問した次第です。

そこで、監査委員に、令和4年度の決算監査意見書に「目標達成」と書かれましたので、今後の郵便入札の可否にご意見があればお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 代表監査委員。

〔代表監査委員 石坂郁夫君発言〕

○代表監査委員（石坂郁夫君） 入札の方法につきましては、私のほうから、例えばこれをやってみてくださいとかということではなくて、私の立場からしますと、やられた結果について、やった方法等について、それが正しいものなのかどうかということを見るということですので、私のほうからこうしてくださいということは私の立場からは申し上げられないというふうには考えております。

○議長（生方勇二君） 3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） よく分かりました。

続きまして、2問目へ入ってもよろしいですか。それとも、もう1回手を挙げてやるべきですか。

○議長（生方勇二君） 今、指しました。

○3番（浅見 隆君） はい、すみません。

では、2問目ですが、これも非常に大切な内容ですので質問させていただきます。

決算意見書の16ページです。②高額不用額についての意見について、この歳出の高額不用額（250万円以上）の表に総務課所属のコミュニティ共用施設費で工事請負費の不用額が353万7,000円とあります。これは、かねてより4区区民の皆様がおかしいと言われていた内容で、私も注視しておりました。何を注視したかと言いますと、議会だより101号の最終ページに、「おわびと訂正」とあり、この中ほどを読み上げますと、「14ページ、第3回定例会補正予算（誤り）は、1区コミュニティセンターフェンス設置工事423万円」矢印で「正しいのは1区コミュニティセンターフェンス設置工事89万円」と書かれていました。この差額が334万円ですね。これがと思ったんですが、今の説明で違うことが分かりました。

そして、4区の皆さんがおかしいと言うのは、ホームページで令和4年10月執行入札結果の中に、令和4年10月28日金曜日に行われた令和4年度榛東村第4区コミュニティセンター擁壁改修工事が消費税込みで1,342万円で落札されていました。これが今度は、厚いほうの冊子、令和4年度決算書の77ページ、歳出予算です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員、具体的な内容については、この後、特別委員会を行う予定です。その場所で質問してください。総括的な質問です。

○3番（浅見 隆君） ですから、この監査の結果についてもう一度説明を求めますということで、1区と4区の区民から言われていたものですから、この場にあったので、私調べて申し上げました。これについてお答えいただきたいと思ったんです。

○議長（生方勇二君） 聞きたい内容、質問をもう一度言ってください。端的に。

○3番（浅見 隆君） 端的にですね。コミュニティセンター擁壁補修工事は、1,003万2,000円とあります。この入札による請負価格の1,342万円とこの金額の差額は不用となって少し合わないんですけども、ここに書かれている不用額353万7,000円というこの数字が合致するのか、それをお聞きしたかったんです。

午前11時9分休憩

午前11時10分再開

○議長（生方勇二君） 先ほども申し上げましたけれども、この場は総括的な質問です。具体的な内容じゃございません。質疑の場なんで、質問じゃございませんから。

3番浅見議員。

○3番（浅見 隆君） よく分かりました。

では、最後の質疑にいたします。

意見書の5ページ、款別歳入決算状況の表を見ると、対前年度を見ると黒の三角マークが大変多く、歳入すなわち収入が少ないということかと存じます。先ほどもありましたように、左側の4ページの一番上の一般会計の決算収支に、単年度収支は1億8,161万4,762円の赤字となっているとありましたから、もろに大きい数字だと思いました。ここで、令和4年度は赤字と言われますと、血税から払わなくてもいいものは払わないようにしなければなりません。これは、私だけでなく村民全体の意見と考えます。

○議長（生方勇二君） 浅見議員、ここの場は意見を言う場ではございません。質疑をしてください。分からない点を質疑をすることです。

○3番（浅見 隆君） 私は、国家賠償法1条の求償権について述べたいんですが。

○議長（生方勇二君） 議員の意見を言う場ではございません。この決算の内容についての総括的な質疑でございます。議員の意見を述べる場ではございません。

○3番（浅見 隆君） はい、大変分かりました。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第54号については、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第54号については、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時20分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

先ほど設置が決定いたしました決算審査特別委員会を開催し、互選により正副委員長が決まりましたので報告いたします。

委員長に清水健一議員、副委員長に小坂橋尚議員が就任いたしました。

ここで、委員長に就任いたしました清水議員よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

[決算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇]

○決算審査特別委員会委員長（清水健一君） このたび、委員長を務めさせていただきます。決算審査は、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかをしっかりと住民に代わって審査していきたいと考えております。ご協力のほどよろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 審査のほどよろしく願いをいたします。

◇

◎日程第3 議案第55号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第3、議案第55号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

[健康保険課長 早川弘行君発言]

○健康保険課長（早川弘行君） では、議案書のほうは2ページお願いいたします。

議案第55号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

続いて、決算書のほうの221ページお願いいたします。

実質収支に関する調書。歳入総額は13億9,004万1,784円、歳出総額13億8,723万290円で、歳入歳出差引額は281万1,494円となりまして、翌年度に繰越しております。

続いて、222ページお願いいたします。

歳入の説明でございます。

1款国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれの現年度分、滞納繰越分合わせまして、収納済額が2億6,960万7,370円、不納欠損額290万307円、収入未済額1,941万6,119円となりました。

2款一部負担金の執行はありませんでした。

3款使用料及び手数料は、保険税の督促手数料の1万7,259円ございました。

4款国庫支出金は、マイナンバー制度の啓発に係る補助金3,000円ございました。

5款県支出金は、保険給付費等交付金におけます医療費分の普通交付金と特定健診等負担金分などとして交付される特別交付金で、合わせまして9億5,931万6,287円となりました。

6款財産収入は、国民健康保険基金の利子で6万868円ございました。

7款繰入金は、一般会計からの繰入金で8,590万9,090円となりました。

8款繰越金は、前年度からの繰越金で5,690万3,992円でした。

9款諸収入は、一般被保険者の延滞金や第三者納付金、前年度の精算金などで1,822万3,918円でした。

以上、歳入合計は13億9,004万1,784円となります。

続きまして、224ページ、歳出に移らせていただきます。

1款総務費は、国民健康保険事業を管理するための総務管理費、国保税の賦課徴収費用、国保運営協議会の費用などで、合計743万4,351円でした。

2款保険給付費は、1項の療養諸費から6項の傷病手当金まで、合計で9億2,940万2,677円となりました。

3款国民健康保険事業費納付金、こちらは医療給付費分後期高齢者支援金等分、介護納付金分、合わせまして3億9,014万3,367円となりました。

4款財政安定化基金拠出金は、執行はありませんでした。

5款保健事業費は、生活習慣病重症化予防事業の委託料や特定健康診査、特定保健指導の委託料、人間ドックの助成金など、合わせまして2,140万1,697円でありました。

6款基金積立金は2,851万2,868円。

7款諸支出金は、国保税の過誤納還付金や還付加算金、保険給付費等交付金の償還金などで1,033万5,330円でありました。

8款予備費の執行はありませんでした。

以上、歳出合計は13億8,723万290円となりました。

252ページに飛んでいただきまして、こちらのほうに財産に関する調書がございます。252ページです。

財産は、国民健康保険基金、こちらで年度末残高は4億7,099万61円となっております。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

石坂代表監査委員。

[代表監査委員 石坂郁夫君発言]

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、国民健康保険特別会計の決算審査意見の概要を申し上げます。

決算意見書の20ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計における決算収支ですが、先ほども説明がございましたけれども、決算額は歳入が13億9,004万1,784円、歳出が13億8,723万290円となっております。歳入から歳出を差し引いた形式収支、それから形式収支から翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は、ともに281万1,494円でご

ございます。ここから前年度の実質収支額5,690万3,992円を控除した単年度収支は5,409万2,498円の赤字となっております。

21ページをご覧ください。

歳入の過大・過小については、全ての事案について補正予算に計上することは困難というふうに認められたところでございます。

次に、22ページをご覧ください。

収入未済、滞納整理につきましては、目標値を定めた効率的かつ効果的な滞納整理によりまして、徴収率が向上しております。引き続き、収入未済額の縮減及び徴収率の向上に努めていただきたいというふうに考えております。

次に、抽出審査ですけれども、23ページ、一番下のところにありますけれども、記載の消費的事業につきまして審査を実施をして、適切に執行されていることを確認をいたしました。

なお、審査意見の詳細につきましては、先ほど一般会計の際にご覧いただきましたけれども、46ページ、47ページのところに記載している中のおりでございます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第55号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第4 議案第56号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第4、議案第56号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 続きまして、議案書の3ページお願いいたします。

議案第56号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会の認定

に付すものでございます。

続きまして、決算書のほうで253ページお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億5,502万8,599円、歳出総額1億5,502万8,599円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに0円となっております。

続いて、254ページお願いいたします。

歳入の説明に移らせていただきます。

1款後期高齢者医療保険料、こちらは特別徴収と普通徴収合わせまして収入済額が1億1,621万2,051円、収入未済額83万3,649円となりました。

2款繰入金は、事務費繰入金、それから保険基盤安定繰入金合わせまして3,827万7,628円でございます。

3款諸収入は、保険料の延滞金、保険料の還付金、広域連合からの過年度分精算金などで53万8,920円となりました。

以上、歳入合計は1億5,502万8,599円となっております。

続きまして、256ページお願いいたします。

歳出に移ります。

1款総務費は、後期高齢者医療事務を管理するための総務管理費、保険料の賦課徴収費用などで、合計116万5,767円ございました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、こちらは事務費の負担金、保険料等負担金、合わせまして1億5,367万4,332円となりました。

3款諸支出金、こちらは保険料の過誤納還付金で18万8,500円でした。

4款予備費の執行はありませんでした。

以上、歳出合計は、収入と同額の1億5,502万8,599円となりました。

以上でございます。ご審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

石坂代表監査委員。

[代表監査委員 石坂郁夫君発言]

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、後期高齢者医療特別会計の決算審査意見の概要を申し上げます。

意見書の24ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計における決算収支ですけれども、先ほども説明ありましたけれども、決算額は歳入歳出ともに1億5,502万8,599円となっております。歳入から歳出を差し引いた形式収支、形

式収支から翌年度繰越財源を差し引いた実質収支及びここから前年度の実質収支額を控除した単年度収支につきましては、いずれも0円となっております。

25ページをご覧ください。

収入未済、滞納整理につきましては、前年度と比較して収入未済額は減少しております。引き続き、収入未済額の縮減に努めていただきたいというふうに考えております。

次に、抽出審査ですけれども、26ページの一番下に記載されておりますけれども、消費的事業について審査を実施をいたしまして、適切に執行されていることを確認をいたしました。

なお、これにつきましても、審査意見の詳細につきましては、先ほど一般会計の際にご覧いただきました46ページ、47ページに記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第56号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第5 議案第57号 令和4年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第5、議案第57号 令和4年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 続きまして、議案書の4ページお願いいたします。

議案第57号 令和4年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

続きまして、決算書の267ページお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額12億4,652万8,527円、歳出総額は12億3,214万7,750円で、歳入歳出差引額は1,438万777円となり、翌年度に繰り越ししております。

続いて、268ページお願いいたします。

歳入の説明になります。

1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者分の介護保険料となります。特別徴収、普通徴収合わせまして、収入済額が2億8,385万4,200円、不納欠損額が24万8,800円、収入未済額151万5,894円となりました。

2款国庫支出金は、介護給付費に対します法定の負担金や介護予防事業の取組状況などにより交付される交付金などで、合わせまして2億5,042万8,957円が交付されております。

3款支払基金交付金は、介護給付費等に対して一定割合で交付される交付金で、3億1,397万6,000円が交付されております。

4款県支出金は、こちらも同様に介護給付費等に対する県の法定によります負担金や補助金で、1億8,059万6,000円でした。

5款介護予防支援費、こちらは地域包括支援センターが行いました介護予防支援に対する報酬で、647万1,840円でした。

6款財産収入は、介護給付費準備基金の利子で7,285円。

7款繰入金は、一般会計からの繰入金で、介護給付費等に対する法定の負担金や事務費に対する繰入金などで、1億8,337万7,207円となりました。

8款繰越金は、前年度からの繰越金で、2,743万4,368円でした。

9款諸収入は、被保険者延滞金や共同設置しております介護認定審査会の精算金などで、38万2,670円でした。

以上、歳入合計は12億4,652万8,527円となりました。

続きまして、270ページ、歳出に移ります。

1款総務費は、介護保険事業を管理するための総務管理費、保険料の賦課徴収費用、介護認定調査、介護認定審査会の費用などで、合計2,174万3,565円でした。

2款保険給付費は、1項の介護サービス等諸費から6項のその他諸費まで、合計で11億2,811万7,693円となりました。

3款地域支援事業は、介護予防に関する事業が主なものとなっておりまして、4,446万302円となりました。

4款基金積立金は1,372万5,285円。

5款諸支出金は、国や県、支払基金に対する前年度精算還付金のほか一般会計への繰出金などで2,410万905円となりました。

6款予備費の執行はありませんでした。

以上、歳出合計は12億3,214万7,750円となっております。

続いて、302ページお願いいたします。

302ページに財産に関する調書がございます。財産は、介護給付費準備基金。こちらは年度末残高が8,799万228円、それから軽貨物自動車3台となっております。

説明は以上でございます。ご審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

石坂代表監査委員。

〔代表監査委員 石坂郁夫君発言〕

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、介護保険特別会計の決算審査意見の概要を申し上げます。意見書の27ページをご覧ください。

介護保険特別会計における収支決算ですが、先ほども説明ありましたが、決算額は歳入が12億4,652万8,527円、歳出が12億3,214万7,750円となっております。形式収支、実質収支は、ともに1,438万777円で、ここから前年度の実質収支額2,743万4,368円を控除した単年度収支は1,305万3,591円の赤字となっております。

次に、29ページの収入未済、滞納整理について説明をいたします。

前年度と比較をして収入未済額は減少して、徴収率は複数年で継続して向上をしております。これまでの取組を継続、点検、強化しながら収入未済額の縮減に努めていただきたいというふうに考えております。

次に、31ページの高額の不用額についてですけれども、全ての事案につきまして補正予算に計上することが困難であるというふうに認められました。

次に、その下にあります抽出審査ですけれども、ここに記載の消費的事業について審査を実施をいたしまして、適切に執行されていることを確認をいたしました。

なお、審査意見の詳細につきましては、先ほどの一般会計の際にご覧いただきましたけれども、46ページ、47ページに記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第57号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第6 議案第58号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第6、議案第58号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） それでは、議案第58号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

議案書は5ページをご覧ください。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

説明につきましては、決算書に基づき行いたいと思います。

決算書303ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

収入総額1億2,853万1,412円、歳出総額1億2,845万785円でございます。歳入歳出差引額は8万617円となっております。実質収支額も同額となっております。実質収支を前年度と比較いたしますと、収入総額は291万2,129円の増、増減率は2.3%の増でございます。歳出総額は285万2円の増、増減率は2.3%の増となっております。

続きまして、304ページをお開きください。

歳入歳出決算書の歳入について説明申し上げます。

305ページの収入済額から説明させていただきます。なお、対前年度の増減額、増減率は読み上げのみとさせていただきます。

1款事業収入、収入済額5,830万2,130円、対前年度86万8,650円の減、増減率につきましては1.5%の減となります。この事業収入につきましては、保護者及び教職員から徴収する給食費となっております。

続きまして、第2款使用料及び手数料です。収入済額は7,500円、対前年度同額となっております。増減率も0%となっております。

3款繰入金、こちらは学校給食センターの維持管理及び運営に係る経費、そして給食費の村の補助分となっております。収入済額は6,987万9,042円、対前年度で382万7,586円の増となっております。増減率につきましては5.8%の増です。

4款繰越金です。収入済額1万8,490円、対前年度で1万9,080円の減となっております。増減率につきましては51.9%の減です。

5款諸収入です。こちらは消費税の還付金及び廃物の売払収入となっております。収入済額32万

4,250円、対前年度は2万6,827円の減、増減率は7.6%の減となっております。

収入合計ですが、収入済額で言いますと1億2,853万1,412円、不納欠損額は0円、収入未済額につきましては204万5,486円となっております。

続いて、306ページをお開きください。

歳入歳出決算書の歳出です。

307ページの支出済額から説明させていただきます。なお、対前年度の増減額、それから増減率は歳入同様読み上げのみとさせていただきます。

1款総務費、こちらは学校給食センターの維持管理及び運営に要する費用となっております。支出済額は5,581万7,663円、対前年度47万4,240円の増、増減率につきましては0.9%の増となっております。

2款事業費です。こちらは賄材料費となります。支出済額は7,263万3,132円となっております。対前年度237万5,762円の増となります。増減率につきましては3.4%の増です。

3款予備費につきましては、0円となっております。これは昨年度と同額で支出はございませんでした。

歳出合計につきましては、支出済額1億2,845万795円、翌年度繰越額は0円、不用額は625万5,205円となっております。

なお、308ページから313ページまでが歳入歳出決算事項別明細書、314ページが財産に関する調書となっております。お手元の決算書の記載のとおりとなっております。

以上、令和4年度榛東村学校給食事業特別会計決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、慎重審議よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

石坂代表監査委員。

[代表監査委員 石坂郁夫君発言]

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、学校給食事業特別会計の決算審査意見の概要を申し上げます。

意見書の32ページをご覧ください。

学校給食事業会計における決算収支ですが、これも先ほど説明がありましたけれども、決算額は歳入が1億2,853万1,412円、歳出が1億2,845万795円となっております。

形式収支及び実質収支はともに8万617円で、ここから前年度実質収支額1万8,490円を控除した単年度収支は6万2,127の黒字というふうになっております。

33ページに記載のあります収入未済、滞納整理につきましては、前年度と比較しますと増加をして

おりますけれども、継続的な滞納整理の効果によりまして、複数年にわたって収入未済額が縮減していたところをごさいます、滞納繰越分につきましては、引き続き縮減をしております。これまでの取組を点検、強化しながら収入未済の縮減に努めていただきたいというふうに考えております。

次に、抽出審査ですけれども、34ページをご覧ください。

34ページ、一番下になりますけれども、ここに記載の消費的事業につきまして審査を実施し、適切に執行されているということを確認いたしました。

なお、審査意見の詳細につきましては、先ほどと同様、一般会計の際にご覧いただきましたけれども、46ページ、47ページに記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第58号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで昼食休憩といたします。

午前11時58分休憩

午後1時再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第59号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第7、議案第59号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） それでは、令和4年度太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

議案書6ページをご覧ください。

議案第59号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明をい

たします。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

決算書315ページをご覧ください。

太陽光発電事業特別会計の実質収支に関する調書です。

1、歳入総額3,581万7,526円、2、歳出総額3,559万5,468円、3、歳入歳出差引額22万2,058円、5、実質収支額22万2,058円、同額でございます。実質収支を前年度と比較しますと、歳入総額は81万1,922円の増、増減率2.3%の増、歳出総額は523万1,707円の増、増減率17.2%の増となっております。

次に、決算書316ページ、317ページをご覧ください。

太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の歳入でございます。

317ページの収入済額から説明をさせていただきます。

なお、対前年度の増減額、増減比率は読み上げのみとさせていただきます。

1款事業収入、317ページの収入済額をご覧ください。収入済額3,117万5,493円、対前年度86万9,645円の減、増減比2.7%の減です。

2款財産収入、収入済額190円、対前年度2,523円の減、増減比93.0%の減です。

3款繰越金、収入済額464万1,843円、対前年度168万4,090円の増となっております。56.9%の増です。

4款諸収入0円、ございませんでした。

歳入合計、収入済額3,581万7,526円、不納欠損額、収入未済額は、ともにございません。

次に、318ページ、319ページをご覧ください。

太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算書の歳出です。

319ページ、支出済額から説明させていただきます。

なお、前年度比の増減額、増減比率は歳入同様、読み上げのみとさせていただきます。

1款総務費、319ページの支出済額をご覧ください。支出済額2,994万5,890円、対前年度421万8,177円の増、増減比率16.4%の増です。

2款管理費、支出済額564万9,578円、対前年度101万3,530円の増、増減比率21.9%の増です。

歳出合計、支出済額3,559万5,468円、不用額10万8,532円、翌年度への繰越額はございません。

320ページから323ページは、歳入歳出決算事項別明細書となっております。

324ページは、財産に関する調書となっております。説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上、令和4年度太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

石坂代表監査委員。

〔代表監査委員 石坂郁夫君発言〕

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、太陽光発電事業特別会計の決算審査意見の概要を申し上げます。

意見書の35ページをご覧ください。

太陽光発電事業特別会計における決算収支ですけれども、先ほども説明がありましたが、決算額は、歳入が3,581万7,526円、歳出が3,559万5,468円となっています。形式収支、実質収支は、ともに22万2,058円で、ここから前年度の実質収支額の464万1,843円を控除した単年度収支は、441万9,785円の赤字となっております。

次に、抽出審査でございますけれども、36ページをご覧ください。

この一番下ですけれども、ここに記載の消費的事業につきまして審査を実施し、適切に執行されていることを確認いたしました。

なお、審査意見の詳細につきましては、先ほどと同様、一般会計の際にご覧いただきましたけれども、46ページ、47ページに記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第59号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第8 議案第60号 令和4年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第8、議案第60号 令和4年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） それでは、議案第60号 令和4年度榛東村上水道事業会計決算の認

定について提案説明をいたします。

議案書7ページをご覧ください。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

それでは、決算書325ページをご覧ください。

まず、事業報告書でございます。

1、概況の(1)総括事項ですが、記載のとおりではあります、事業概要や様式の変更についても触れておりますので、読み上げさせていただきます。

(1)総括事項、本年度の主な事業として、水道施設の老朽化対策に本格的に着手するために老朽管路更新計画を策定しました。当該計画に基づき、長期的な設備投資を行うことで管路更新率や有収率の向上を図るものです。

当該計画では、耐震化基準に適合する管路を採用しており、水道施設の長寿命化、耐震化を推進するものとなっています。また、本年度は相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業を活用して、新北部浄水場実施設計業務委託を発注しました。こちらも水道施設の老朽化対策として、翌年度に北部浄水場の建て替えを行うために実施したものです。

経営指標に関する事項については、本年度から過去5年間の実績を計上することで過年度との比較を容易に行えるようにしました。本年度の実績としては、料金回収率は88.86%、供給単価が112.64円と前年度から大きく減少しましたが、これは、地方創生臨時交付金を活用して実施した水道料基本料金減免事業により、一時的に給水収益は減少したためであり、給水収益の減少分は、全額補助金による補填を受けています。

また、有収率は73.82%となり、前年度比3.69ポイントの減少となりました。水道施設の老朽化による漏水の増加が原因と考えられます。

工事については、本年度から管路工事及び施設工事の概況のほか修繕工事の概況を計上することで、漏水対策の取組状況を報告できるようにしました。

管路工事では、村道の配水管布設替え工事により総延長546.8mの管路を更新しました。修繕工事では、738万円の事業費で75件の修繕工事を発注しました。

業務量については、年度末における給水人口は1万4,552人、給水件数は6,035件となり、前年度比で、人口は11人の増加、件数は151件の増加となりました。また、1日最大配水量は8,157m³で、前年度比1,489m³の増加となりましたが、これは、1月の寒波により村内で宅内の水道管の凍結事故が多発したためです。

事業収支に関する事項では、当期純利益として3,895万1,774円を計上しました。会計については、企業債として地方公共団体金融機構から6,420万円の借入れを行い、水道施設の更新を行いましたとなっております。

それでは326ページに移りまして、（３）議会議決事項、（４）行政官庁認可等事項、（５）職員に関する事項、２、工事の部分は記載のとおりでございます。

327ページ、中ほどの３、業務でございます。

（１）業務量の（イ）業務内容の主な項目を説明いたしますと、先ほどの総括事項と兼ねる部分もでございます。お許してください。

業務内容の主な項目を説明いたしますと、給水人口1万4,552人、給水件数6,035件でした。これは、どちらも前年度より増加しております。

しかしながら、右の表に移りまして、総有収水量163万2,326㎥、対前年度3万6,471㎥の減であったことから、本村は、加入件数は増加傾向にあります。使用水量は減少しているということになります。また、先ほどの総有収水量163万2,326㎥を総排水量221万1,360㎥で割り返したものが有収率73.82%の根拠となります。こちらは令和4年度の数値ですが、令和3年度は77.51、令和2年度は77.83%でございました。残念ながら令和4年度においては、有収率を上昇させることができませんでした。日々の漏水調査、漏水工事を着実にいった上で、長期計画に基づく老朽管更新を行いまして、引き続き有収率の改善を図る所存でございます。

327ページに戻りまして、下段の（２）事業収支、また328ページの議会の議決を経なければ流用することのできない経費、（４）棚卸資産の購入に関する事項、こちらも記載のとおりでございます。棚卸資産とは、水道の量水器のものでございます。

続いて、４、会計ですが、（１）重要契約の要旨は、該当ありません。

（２）企業債及び一時借入金の概況は記載のとおりでございます。企業債の本年度末残高は、合計で2億9,816万8,566円、昨年度と比して3,207万4,945円の増となりました。

329ページをご覧ください。

令和4年度榛東村上水道事業決算報告書でございます。

（１）収益的収入及び支出のうち、収入でございます。款の合計、決算額のみ申し上げます。

第1款水道事業収益、決算額3億1,596万6,302円、対前年度682万9,218円の減、増減比2.1%の減でした。

続いて、下段の支出でございます。第1款水道事業費用、決算額2億7,031万3,771円、対前年度420万7,388円の減、増減比1.5%の減でした。

続きまして、330ページをお願いします。

（２）資本的収入及び支出のうち収入でございます。款の合計、決算額のみ申し上げます。

第1款資本的収入、決算額7,899万円、対前年度3,028万円の増、増減比62.2%の増でした。

下段、支出でございます。第1款資本的支出、経済額1億1,705万1,982円、対前年度2,823万7,991円の増、増減比31.8%の増でございました。

なお、表の下段に記載してありますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,806万

1,982円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額632万4,307円及び過年度分損益勘定留保資金3,173万7,675円をもちまして補填しております。

331ページをご覧ください。損益計算書、令和4年4月から令和5年3月までのものです。

下から4行目、3,895万1,774円、こちらが当年度純利益です。一番下の行の当年度末未処分利益剰余金も同額でございます。

332ページは、剰余金計算書でございます。説明は省略させていただきます。

333ページをご覧ください。

令和5年3月31日付の貸借対照表でございます。最後の行、固定資産及び流動資産を合わせました資産合計は、33億9,038万6,864円です。

334ページ、負債の部では、負債合計15億9,197万5,339円です。

335ページ、資本の部で下から2行目、資本合計は17億9,841万1,525円で、負債資本合計は33億9,038万6,864円となっております。

336ページ、337ページは、重要な会計方針に係る事項に関する注記、338ページは、キャッシュフロー計算書でございます。

以下、説明書類が続きますが、いずれも説明のほうは省略をさせていただきます。

以上、雑駁ではございましたが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

石坂代表監査委員。

〔代表監査委員 石坂郁夫君発言〕

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、上水道事業会計の決算審査意見の概要を申し上げます。

意見書の59ページをご覧ください。

地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、榛東村長から審査に付された令和4年度榛東村上水道事業会計につきまして、同法の定めるところにより審査を実施いたしました。

審査の方法でございますが、ここに記載のとおり、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書が関係法令に準拠して作成され、計数の誤りがないか確認をし、また、予算の執行及び関連事務が適正に行われているかについて、関係職員から直接説明を受けるとともに、聞き取りをして審査を行いました。審査に当たっては、その事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されていたかについて、特に意を用いて行いました。また、例月現金出納検査結果及び定期監査結果につきましても、本審査の参考といたしました。

次に、審査の結果でございますけれども、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び

附属明細書は関係法令に準拠して作成されており、当年度の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

審査の概要については、意見書に記載のとおりでございます。

次に、審査意見を申し上げます。

ちょっと飛びますけれども、72ページをご覧ください。

72ページ、審査意見でございます。当年度における業務実績を見ますと、前年度と比較して給水人口、給水件数、総配水量はそれぞれ増加をしております。経営成績を見ると、当年度の総収益は2億9,506万6,859円、総費用は2億5,611万5,085円で、前年度と比較して総収益は4,701万8,177円減少し、総費用は283万2,723円増加をしております。純利益は3,895万1,774円で、前年度と比較して638万3,053円減少しております。

当年度の有収率は73.82%で、前年度と比較して3.69ポイント減少し、複数年にわたって減少しているところでございます。漏水箇所の特定制と迅速な改修工事など、有収率の向上に資するための取組を認めることではありますが、全国と同規模団体の平均値であります79.49%、それから第6次榛東村総合計画後期基本計画に掲げる目標値であります82.00%とは乖離をしている状態です。水道水の継続した安定供給とともに有収率向上のために計画的、効果的な対応を検討していただきたいというふうに考えております。

水道料金に係る未収金は、前年度と比較をしまして1,140万6,124円減少しております。不納欠損処分や滞納整理等を行いまして、未収金の縮減に向けた取組を評価するところでございます。水道料金は、上水道事業収益の根幹をなすものでありまして、水道料金を確実に徴収することが事業の健全運営にとって不可欠であることから、効果的な徴収対策を幅広く検討の上、引き続き未収金の縮減に取り組んでいただきたいというふうに思います。

令和4年度の総収益対総費用比率は、前年度と比較すると2.69ポイント減少しております。しかしながら、当年度を含んだ過去5年間の経営成績は、例年3,300万円から5,200万円程度の経常利益を確保されていることから、健全な経営状況にあるというふうに認められます。今後も会計指標等を注視し、独立採算による公営企業として収益の確保及び効率的かつ効果的な投資を行いながら、経営の健全化の確保に努めていただきたいというふうに思います。

人口減少社会の到来など水道事業を取り巻く状況や水道需要は刻々と変化をしております。職員一人一人が組織の目標に対して共通認識を持ち、今後も安心、安全かつ良質な水が持続的、長期的に安定供給されることを望みまして、審査意見といたします。

以上です。

○議長（生方勇二君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しております。質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第60号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第9 議案第61号 令和4年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について

○議長（生方勇二君） 日程第9、議案第61号 令和4年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第61号 令和4年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について提案説明をさせていただきます。

議案書8ページをご覧ください。

令和4年度榛東村上水道事業会計において発生した剰余金3,895万1,774円を建設改良積立金として積立処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料1ページをご覧ください。

当年度末の記載の剰余金を積立処分するものでございます。

参考資料2ページをご覧ください。

剰余金処分計算書でございます。表の右側にある未処分利益剰余金を左側の建設改良積立金に移行する形となります。結果として、処分後の残高を3億1,385万2,559円としようとするものです。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議題となっております議案第61号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第 10 議案第 62 号 令和 4 年度榛東村下水道事業会計決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第10、議案第62号 令和4年度榛東村下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第62号 令和4年度榛東村下水道事業会計決算の認定について提案説明をいたします。

議案書9ページをご覧ください。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

それでは、決算書347ページをご覧ください。

事業報告書でございます。

言うまでもありませんが、令和4年度に設置した下水道公営企業会計として初めての決算認定でございます。令和3年度までの公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計を引き継いだ内容となっております。

まず、1、概況の（1）総括事項ですが、記載のとおりではありますが、最初の年でもありますので、読み上げさせていただきます。

（1）総括事項。本年度の下水道事業における特筆すべき点は、持続的で安定的な事業運営を実施するため、官庁会計（特別会計）から地方公営企業法を適用した企業会計へ移行したことです。今後は下水道施設を適切に維持管理するため、財務情報を整理し、その企業性格を生かし、能率的な経営を実施していくことが求められます。

工事については、山子田地内の管渠整備、整備面積0.91ha、整備人口7人、新井地内の管渠整備、整備面積1.54ha、整備人口0人、山子田地内の管渠整備、整備面積0.54ha、整備人口14人、舗装復旧工事、新井、広馬場地内を実施しました。施設の維持管理では、下水道マンホールポンプ設備保守点検業務委託を実施しました。

農業集落排水事業については、長岡地区処理場、広馬場地区処理場及び広馬場5号マンホールポンプの修繕を行いましたと記載しております。

それでは、引き続き347ページから主要項目を説明してまいります。

（2）経営指標に関する事項でまいりますと、経常収支比率、こちらは使用料収入や一般会計からの補助金等の収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄われているかを表したもので、

2事業とも100%を大幅に超えております。ただし、次の経費回収率、こちらは、下水道事業費用を下水道事業収益で割り返したもので、下水道使用料で下水処理費はどれだけ賄われているのかを表した数値でありまして、2事業とも100%を下回っております。特に農業集落排水事業では3条予算、つまり収益的収支はほとんどですので、汚水処理費用が使用料収入によって17%しか賄われていないという実態を表しております。経営改善のためには、汚水処理費の縮減、見直しを行いまして、下水道使用料を増加させるための接続戸数の増加、そして適正な使用料の確保しかありません。今後とも課員一丸となって、これを肝に銘じて事業を進めていかなければならないと考えております。

その他、(3) 議会議決事項は記載のとおりです。

348ページに移りまして、(4) 行政官庁認可等事項、(5) 職員に関する事項、2、工事の部分も記載のとおりでございます。

349ページ、3、業務を説明いたします。

(1) 業務量の(イ) 公共下水道、(ロ) 農業集落排水のところですが、ともに水洗化率戸数が伸びております。こちらは、新築件数の増加に伴うものが大半を占め、先ほど申し上げました既存住宅の水洗化が伸び悩んでおります。言うまでもなく、既存住宅の場合は、原則としてトイレの水洗化には現実として困っておりません。また、家屋の老朽化、空き家化など様々な問題も絡んでいるものと分析しております。

なお、令和4年度中に水洗化いただいた戸数は、公共下水道が39戸、農集の69戸、合計で108戸でして、そのうち既存住宅は19戸でした。また、年間処理水量及び1日当たり平均とも、昨年度と比して減少しております。

(ハ) 汚水処理人口普及率は新たに設けた表でして、人口当たりの普及率を表しております。国では、国交省所管の公共下水道、農水省所管の農業集落排水、環境省所管の合併浄化槽の3施設を汚水処理人口に合わせるよう指導しておりまして、本村の人口に対して95.53%まで汚水処理が普及したよという数値となっております。

なお、記載項目には入らなかったのですが、実際的水洗化率というものを本表から算出いたしますと、77.5%となっております。

(2) は流域下水道の概要でして、この管理者は群馬県となっております、記載の建設負担金及び維持管理負担金を支出しております。

350ページに移りまして、(2) 事業収支、(3) 議会の議決、(4) 棚卸資産の購入、こちらも記載のとおりでございます。

続いて、4、会計ですが、重要契約の要旨は該当ありません。

(2) 企業債及び一時借入金の概況は記載のとおりでございます。企業債の本年度末残高は、合計で32億1,407万9,871円、昨年度と比して1億8,281万391円の減となりました。

351ページをご覧ください。

令和4年度榛東村下水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出のうち収入でございます。款の合計、決算額のみ申し上げます。

第1款下水道事業費用、決算額5億3,878万5,878円、対前年度、ございません。以下同じです。続いて、下段の支出でございます。

第1款下水道事業費用、決算額4億636万147円でした。

続きまして、352ページです。

(2) 資本的収入及び支出のうち収入でございます。同じく款の合計、決算額のみ申し上げます。

第1款資本的収入、決算額2億2,918万8,000円です。下段の支出でございます。第1款資本的支出、決算額3億5,717万2,887円ございました。

なお、表の下段に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,798万4,887円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,005万3,060円及び当年度末未処分利益剰余金1億1,793万1,827円をもちまして補填しております。

353ページをご覧ください。損益計算書、令和4年4月から令和5年3月までのものです。

下から3行目、1億9,973万9,963円、こちらは当年度純利益です。一番下の行の当年度末未処分利益剰余金も同額でございます。

354ページは、剰余金計算書でございます。説明は省略させていただきます。

355ページをご覧ください。

令和5年3月31日付の貸借対照表でございます。最後の行、固定資産及び流動資産を合わせた資産合計は、79億7,424万1,272円です。

356ページ、負債の部では、負債合計71億1,938万6,897円です。

357ページ、資本の部で下から2行目、資本合計は8億5,485万4,375円で、負債資本合計は79億7,424万1,272円となっております。

358ページ、359ページは、重要な会計方針に係る事項に関する注記等でございます。

以下、参考資料となっております。説明のほうは省略させていただきます。

以上、雑駁ではございましたが提案説明といたします。慎重審議の上、認定くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の概要報告を求めます。

石坂代表監査委員。

[代表監査委員 石坂郁夫君発言]

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、下水道事業会計の決算審査意見の概要を申し上げます。

意見書の75ページをお願いいたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、榛東村長から審査に付された令和4年度榛東村下水道事業会計につきまして、同法の定めるところにより審査を実施いたしました。

審査の方法ですが、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成され、計数の誤りがないか確認をし、また、予算の執行及び関連事務が適正に行われているかについて関係職員から直接説明を受けるとともに、聞き取りをして審査を行いました。審査に当たっては、その事業が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するように運営されているかについて特に意を用いて行いました。また、例月現金出納検査結果及び定期監査結果について、本審査の参考といたしました。

次に、審査の結果でございますけれども、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、当年度の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。審査の概要については、ここ75ページからその次、ずっとありますけれども、その意見書に記載のとおりでございます。

次に、審査意見を申し上げます。

ちょっと飛びまして、86ページに審査意見がございますけれども、86ページをご覧ください。

榛東村下水道事業会計は、将来にわたり安定的に公共下水道サービスを提供していくため、令和4年4月から地方公営企業法の財務規定等を適用し、複式簿記、発生主義に基づく公営企業会計方式に移行することによりまして、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成等を通じて、自らの経営成績や財政状態などの把握、分析が可能となったところでございます。

当年度における業務実績を見ますと、汚水処理人口は1万3,916人で、住民基本台帳人口1万4,567人に対する普及率は95.53%となっております。本年度は1億9,973万9,963円の純利益を計上された損益計算書等を参照する限り、健全な下水道事業運営が行われたものと認められます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における公営企業の経営健全化における資金不足比率に関する書類によると、資金不足は生じていないというふうに認められました。

下水道事業においては、未普及地域への下水道整備、都市化の進展や浸水被害への対応、施設の老朽化や耐震性などの課題に直面しております。地方公営企業会計移行から1年が経過し、今後は財務諸表により明確化された収支や資産、負債の状況を分析し、弾力的に事業運営に反映させることが求められます。また、施設管路の老朽化に伴う更新、改修及び布設替えは今後不可避でありまして、引き続き投資的事業が増加していくことが予想されます。

企業会計の強みを発揮して、経営の健全化、効率化を図りながら、将来にわたり持続可能かつ健全な経営の実現に向けて継続して取り組まれるとともに、今後の人口推移等を見極めながら計画的、効果的な対応が図られることを望みまして、審査意見といたします。

以上です。

○議長（生方勇二君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。
質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議案となっております議案第62号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第 1 1 議案第 6 3 号 令和 4 年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分について

○議長（生方勇二君） 日程第11、議案第63号 令和4年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第63号 令和4年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分について提案説明をいたします。

議案書10ページをご覧ください。

令和4年度榛東村下水道事業会計において発生した剰余金1億9,973万9,963円を建設改良積立金として積立処分することについて、地方公営企業法32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

参考資料3ページをご覧ください。

当年度末の剰余金を積立処分するものでございます。

参考資料4ページをご覧ください。

剰余金処分計算書でございます。表の右側にあります未処分利益剰余金を左側の建設改良積立金に移行する形となります。今回が初めてですので、処分後の残高も同額となるものです。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。
質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議案となっております議案第63号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第12 報告第5号 令和4年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について

◎日程第13 報告第6号 令和4年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について

○議長（生方勇二君） 日程第12、報告第5号 令和4年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について及び日程第13、報告第6号 令和4年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率については、関連がございますので一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、日程第12及び日程第13を一括議題といたします。

内容について説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 令和4年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について説明申し上げます。

議案書35ページをお開きください。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

初めに、実質赤字比率でございますが、この比率は、福祉、教育、まちづくりなど市町村の行政事務本体における赤字の程度を示す指標でございます。この比率は普通会計で求めるもので、本村におきましては、一般会計と学校給食事業特別会計の合算の実質収支が赤字の場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。この実質収支は、いずれも黒字であり赤字は生じておりませんので、数値は算出されずハイフン、該当なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。この比率は、本村の全ての会計の収支額の合計が赤字となった場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。令和4年度の全会計における実質収支額は、いずれも黒字または0でございますので、こちらも赤字は生じておらず、ハイフン、該当なしとなっております。

次に、実質公債比率でございますが、この比率は、一般会計等が支出した公債費はもちろんでございますが、繰出金等で一般会計等が実質的に負担した全会計の公債費などの標準財政規模に対する比率でございます。過去3年間の平均値で表すものでございますが、7.7%で、昨年度より0.5ポイント改善されております。

最後に、将来負担比率でございますが、この比率は、将来負担すべき実質的な負債額から充当可能な基金の残高などを差し引いた額の標準財政規模に対する比率でございます。こちら負担額を上回る充当可能基金等がございますので、数値は算出されず、ハイフン、該当なしとなっております。

以上の一つでも表に示す早期健全化基準の数値以上となった場合は、議会の議決をいただきまして財政健全化計画を定めることとされております。

令和4年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率に対する説明は以上でございます。

続きまして、報告第6号 令和4年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率についてご説明申し上げます。

議案書36ページをご覧ください。

こちらにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

この比率は、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する割合でございます。対象となる会計は、上水道事業会計、下水道事業会計、太陽光発電事業特別会計の3事業でございます。いずれの会計も資金不足は生じておりませんので、数値は算出されず、ハイフン、該当なしとなっております。

また、監査委員の審査意見につきましては、令和4年度榛東村決算等審査意見書の89ページに財政の健全化に関する審査、90ページに経営の健全化に関する審査について、それぞれ掲載がされておりますのでご覧いただきたいと思っております。

報告は以上です。

○議長（生方勇二君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。

◎日程第14 報告第7号 債権の放棄について

○議長（生方勇二君） 日程第14、報告第7号 債権の放棄についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

〔企画財政課長 飯塚邦守君発言〕

○企画財政課長（飯塚邦守君） 報告第7号 債権の放棄についてご説明申し上げます。

議案書37ページをお開きください。

榛東村債権管理条例第14条第1項の規定により、次のとおり債権の放棄を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

下段の表でございます。名称は、キャンプ場使用料、1件、金額3,200円。放棄した理由、債務者が所在不明のためでございます。

本件は、平成27年度中に使用された創造の森キャンプ場使用料の未納分でございます。この件に関しましては、電話等で再三にわたり接触を試みましたが応答がなく、債務の回収が不能と見込まれたものでございます。このため今後も引き続き納付の見込みはないと考えられ、未納であった使用料につきましては、令和5年3月31日付で榛東村債権管理条例第14条第1項第6号の規定を適用し、当該債権を放棄したものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（生方勇二君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。

ここで休憩をいたします。再開を2時10分といたします。

午後1時55分休憩

午後2時11分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

○議長（生方勇二君） 初めに、富澤上下水道課長より、先ほどの議案第63号の説明について訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 先ほどご説明いたしました10ページ、議案第63号について訂正と謝罪をいたします。

本文1行目のところで、令和4年度榛東村下水道事業会計剰余金と、私先ほど読み上げたのですが、記載のほうは上水道となっております。こちらのほう訂正し、おわび申し上げます。また、新しい議案書につきましては、議会事務局を通じて後ほどお配りしたいと思っております。ご了承ください。失礼いたします。

◎日程第15 議案第64号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（生方勇二君） 日程第15、議案第64号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第5号）につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚企画財政課長。

○企画財政課長（飯塚邦守君） 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

議案書11ページをお開きください。

令和5年度榛東村一般会計補正予算（第5号）は、第1条において、歳入歳出それぞれ1億7,036万7,000円を追加し、総額を89億6,926万9,000円とするものでございます。また、第2条において債務負担行為の追加、第3条で地方債の変更をお願いするものでございます。

今回の補正の主なものは、歳入においては、地方交付税の交付額の確定、前年度繰越金の増額などでございます。歳出におきましては、一般県道南新井前橋線道路改良工事に伴う庁舎工作物の移設及び電気設備改修工事、また固定資産税の課税誤りによる過納分の返還、それから猛暑により学校体育施設を利用する際、緊急避難的に空調利用するための電気料金の増などをお願いするものでございます。

議案書16ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正は、環境衛生対策一般経費で来年度分のごみ袋製造卸業務の準備を進めるもので、金額2,170万8,000円でございます。

議案書17ページをご覧ください。

第3表、地方債補正につきましては、臨時財政対策債の借入限度額の確定を受けまして、補正といたしまして借入限度額を4,000万円から2,881万7,000円に変更するものでございます。

続きまして、歳入の事項別明細書で主なものを説明いたします。

議案参考資料9ページをご覧ください。

一番下でございます。11款1項1目地方特例交付金、補正額505万2,000円及び次のページでございます。12款1項1目地方交付税、補正額1億3,162万5,000円。これらの増額は、それぞれの交付金について本年度の算定が終わるなどして、額の確定に伴う補正でございます。

同じく10ページ、下段、16款2項2目民生費国庫補助金、補正額146万8,000円のうち備考欄、一番上、子ども子育て支援交付金14万3,000円でございますが、学童の運営に係る交付金単価が改正されたことによる国からの補助金の増額でございます。

その下、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金85万円は、昨年、プッシュ型で実施した全額国費の特別給付金を今年度も行ったことによって、家計急変などで新たに対象となる新規世帯を見込みとして17件分考慮して追加したものでございます。

その下、保育対策総合支援事業費補助金47万5,000円は、幼児のバス置き去りを防止するため、北部保育園のバスに安全装置を設置するための国庫負担金17万5,000円と使用済み紙おむつ保管容器の

購入費の補助30万円掛ける3分の1が補助率で、これを3園に交付するための30万円、これを計上したものでございます。

11ページ中段でございます。17款2項3目衛生費県費補助金、補正額148万2,000円は、現在実施しております健康ダイヤル24の委託経費のうち、自殺リスクの高まりを踏まえて行う相談も補助対象となるということから計上したものでございます。

同じく4目農林水産業費県費補助金、補正額73万9,000円につきましては、「野菜王国・ぐんま」総合対策補助金として年度途中で採択となりましたネギの皮むき機、選別機、根切り機、これを購入するため、事業費の10分の3であります73万9,000円の補助金を計上したものでございます。

12ページ、中段でございます。21款1項1目繰越金9,730万円は、令和4年度からの繰越金を計上したものでございます。

次のページ、一番上、5目雑入、備考欄公有財産補償費1,717万1,000円は、県道南新井前橋線バイパス工事により、ふれあい館、それから役場庁舎、ふれあい広場の立木伐採等の補償費でございます。続きまして、歳出でございます。14ページをご覧ください。

14ページ、一番下、14節工事請負費1,125万5,000円は、先ほど申し上げました県からの補償金によって役場庁舎に係る電気工作物の移設、樹木伐採等を実施するものでございます。

15ページ、上から3行目、6款企画費、説明欄、庁舎備品費49万円、こちらは昨日の波多野議員の質問の答弁でありましたように、イベント等で障害者等が使用できるテント及び簡易ベッドなどを整備するものなどでございます。

そこから2つ下、12目公共交通対策費、10節需用費5万1,000円と11節役務費17万6,000円は、デマンドバスなどの公共交通に関するアンケートを実施するための封筒代及び郵便料でございます。

一番下、2款2項1目税務総務費、補正額1,029万円、説明欄、村税過誤納還付金は、固定資産税の課税誤りに係る過納分の還付金及び還付加算金でございます。

17ページ、7目ふれあい館費、14節工事請負費33万4,000円は、県の補償を受けて実施する南新井前橋線のバイパス工事に係る看板撤去及び附帯工事でございます。

下段の3款2項1目児童福祉総務費、18節、補正額107万5,000円のうち、18ページになりますが、一番上、保育所等安全対策支援事業費補助金は、保育所等のバスへの児童置き去り防止装置の設置が義務化されたため、その機械器具を購入する北部保育園に対して事業費の全額となる17万5,000円を補助するものでございます。

その下、保育所等使用紙おむつ保管容器等購入費補助金は、その購入費補助として、3園に30万円ずつ補助金を交付するものでございます。

20ページの上、3目農業振興費、補正額147万9,000円は、歳入でご説明申し上げた県補助金と合わせて農業機械購入費の10分の6に当たる経費を補助金として交付するものでございます。

その下、7目農業用水管理費、説明欄、機械器具等修繕費150万円は、下新井揚水機場3号取水が

ンプの更新工事に係る費用でございます。

21ページ、8款5項2目公園費、補正額254万7,000円は、南新井前橋線の補償工事として、役場西のふれあい広場樹木伐採工事に係る経費でございます。

24ページ、10款6項1目保健体育総務費、補正額420万8,000円は、学校給食事業特別会計への繰出金でございます。給食費の第3子以降分及び給食費軽減分の実績見込みと物価高騰による増額及び始業式、終業式等の給食提供に要する経費を計上したものでございます。

25ページ以降は給与費明細書でございますが、説明は割愛させていただきたいと思っております。

榛東村一般会計補正予算（第5号）の説明は以上でございます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議案となっております議案第64号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第16 議案第65号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（生方勇二君） 日程第16、議案第65号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書は18ページ、それから議案参考資料は29ページになります。

国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ471万3,000円を減額いたしまして、総額を14億752万7,000円とするものでございます。

概要については、議案参考資料にて説明いたします。

初めに、歳入でございます。

5款1項保険給付費等交付金43万3,000円の減額は、歳出事業内容変更等に伴います特別交付金の減額でございます。

8款1項前年度繰越金281万円の増額は、令和4年度からの繰越金、9款4項保険給付費等交付金返還金128万9,000円の増額は、令和5年2月診療分療養給付費といたしまして、国保連合会に見込み額、概算で支出しておりました保険給付費の精算金でございます。

続いて、歳出になります。

2款6項傷病手当金50万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴います制度終了による減額でございます。

5款1項保健衛生普及費798万8,000円の減額は、本年度データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画を策定するため委託料を予算計上しておりましたが、県の支援事業に参画することで群馬県のほうが委託料を負担するという事になったものなどでございます。

続いて、6款1項国民健康保険基金積立金140万5,000円の増額につきましては、決算剰余金の2分の1以上の額を積み立てるものがございます。

7款1項保険税過誤納還付金及び還付加算金108万円は、固定資産税の課税誤りに係ります還付金及び還付加算金でございます。平成29年度まで国税の算定に当たりまして、資産割という名称で固定資産税を基に計算される割合があったため、今回還付させていただくものがございます。

同じく7款1項保険給付費等交付金償還金129万円は、令和5年2月診療分の療養給付費分といたしまして、県から交付を受けていました普通交付金の精算償還金でございます。

榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議案となっております議案第65号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第17 議案第66号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（生方勇二君） 日程第17、議案第66号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川健康保険課長。

〔健康保険課長 早川弘行君発言〕

○健康保険課長（早川弘行君） 続きます、令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

議案書は21ページ、議案参考資料は35ページになります。

介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ2,791万円を追加いたしまして、総額を13億1,308万2,000円とするものでございます。

概要につきましては議案参考資料にて説明いたします。ご覧ください。

初めに、歳入でございます。

1款1項特別徴収保険料486万8,000円及び普通徴収保険料281万2,000円は、本年度の保険料本算定を行いましたので、その増額分でございます。

8款1項前年度繰越金1,437万9,000円の増額は、令和4年度からの繰越金でございます。

続いて、歳出に移らせていただきます。

4款1項介護給付費準備基金積立金719万円の増額は、決算剰余金の2分の1以上の額を積み立てるものでございます。

5款1項国県支出金償還金2,072万円の増額は、令和4年度中に交付を受けました国や県、支払基金からの各種交付金等の精算還付金の計上でございます。

榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議案となっております議案第66号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第18 議案第67号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（生方勇二君） 日程第18、議案第67号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 安達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） それでは、議案第67号 令和5年度榛東村学校給食事業特別

会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書につきましては24ページ、また議案参考資料は40ページとなります。

本議案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ375万7,000円を加え、歳入歳出の総額を1億3,962万8,000円とするものです。加えまして、第2条で債務負担行為をお願いするものでございます。

議案参考資料を用いまして歳入、それから歳出予算の内訳をご説明申し上げます。

議案参考資料43ページをお開きください。

まず、歳入です。

1款1項1目事業収入53万円の減となります。こちらにつきましては、現状の園児、児童・生徒数を基に給食費の減額が生じたので、それを示したものでございます。

続きまして、3款1項1目一般会計繰入金420万8,000円の増額となります。こちらにつきましては、現状、園児、児童・生徒数を基に村費補助の増減が生じたものです。加えまして電気料及び諸物価が高騰しておりまして、電気料と賄い材料費に不足が生じる見通しとなったため、村費による補填をお願いするものでございます。

続きまして、4款1項1目前年度繰越金です。こちらにつきましては、昨年度の想定する歳入額を上回った分を繰り越したものでございます。

続いて、44ページをお開きください。

歳出予算内訳は、1款1項1目総務管理費120万円の増額となります。こちらにつきましては、電気代の高騰によるもので補助をお願いするものでございます。

続きまして、2款1項1目事業費です。こちらにつきましては、賄い材料費として255万7,000円を歳出予算として増額するものでございます。

続いて、45ページをご覧ください。

債務負担行為についてご説明申し上げます。令和6年4月1日から令和7年7月31日までの債務負担行為に関する調書でございます。現在、学校給食センターの給食の調理及び配送に係る業務委託の契約期間が今年度末をもって終了することに伴いまして、建設予定の新たな学校給食センターの供用開始までの期間、調理及び配送に係る業務委託を行う必要がございます。令和6年4月1日から業務を円滑に進めるため、今年度中に業者選定を進める必要があり、今回お願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議案となっております議案第67号については、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第19 議案第68号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
(第1号) について

○議長（生方勇二君） 日程第19、議案第68号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部産業振興課長。

〔産業振興課長 岡部貴一君発言〕

○産業振興課長（岡部貴一君） それでは、令和5年度太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書28ページ、議案参考資料46ページをご覧ください。

議案第68号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,106万7,000円とするものでございます。

議案参考資料46ページをご覧ください。

趣旨・目的の部分でございますけれども、歳入予算、3款1項繰越金22万2,000円は前年度繰越金でございます。

4款1項雑入5万3,000円は、公有財産損害保険金過年度分でございます。

歳出予算、1款1項総務管理費27万5,000円は、一般会計繰出金でございます。

以上で議案第68号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議案となっております議案第68号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第20 議案第69号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）
について

○議長（生方勇二君） 日程第20、議案第69号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） それでは、議案第69号の提案説明をいたします。

議案書31ページをご覧ください。

令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款水道事業収益
において、既決予定額から補正予定額450万5,000円を減じ、計3億2,103万9,000円としようとするも
のでございます。支出、第1款水道事業費用において、既決予定額から補正予定額575万8,000円を減
じ、計3億285万2,000円としようとするものでございます。

第3条は資本的収入及び支出の補正でございまして、記載のとおりではございますが、まず、既決
予算の本文括弧書き中にある1億5,263万9,000円を1億5,218万6,000円に、2,120万1,000円及び1億
3,143万8,000円を2,125万1,000円、それから32ページに移りまして、1億3,093万5,000円にそれぞれ
改めまして、支出、第1款資本的支出において、既決予定額から補正予定額45万3,000円を減じ、計
4億5,038万9,000円としようとするものでございます。

続いて、議案参考資料51ページをご覧ください。

参考資料でございます。起債の趣旨でございます。

次に、52ページから54ページまでは実施計画でございます。55ページの説明書にて説明をいたしま
す。

まず収入、水道事業収益では、長期前受金戻入を450万5,000円減額しております。こちらは前年度
の国庫補助金等の確定に伴います減額です。

56ページの支出では、営業費用のうち原水及び浄水費として、県央水道に対する受水費が19万
2,000円プラスとなっております。

次に、減価償却費のうち有形固定資産減価償却費も前年度決算に伴います減額です。

最後に、企業債利息は、前年度借り入れた企業債の借入額及び利率の確定によります企業債利息の
補正でございます。

57ページ、資本的収入及び支出のうち支出でございます。先ほどの企業債利息と同様に、前年度企
業債の額の確定に伴います元金の補正となっております。

以下、参考資料となっております。

以上をもちまして議案第69号の提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本件は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議案となっております議案第69号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第21 議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号） について

○議長（生方勇二君） 日程第21、議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） それでは、議案第70号の提案説明を申し上げます。

議案書33ページをご覧ください。

令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款下水道事業収益において、既決予定額から補正予定額332万9,000円を減じ、計4億7,114万9,000円としようとするものでございます。支出、第1款下水道事業費用において、既決予定額から補正予定額312万9,000円を減じ、計4億475万3,000円としようとするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。記載のとおりではございますが、まず、既決予算の本文括弧書き中にある6,659万6,000円を6,639万6,000円に改めまして、34ページの支出、第1款資本的支出において、既決予定額から補正予定額20万円を減じ、計4億9,062万7,000円としようとするものでございます。

第4条では、一般会計補助金を4億8,290万7,000円に改めるものでございます。

続きまして、議案参考資料にてご説明いたします。

参考資料64ページをご覧ください。

起債の趣旨でございます。

65、66ページまでは実施計画でございます。68ページの説明書から説明をいたします。

まず、収入、1款下水道事業収益では、一般会計補助金を375万6,000円減額いたします。長期前受金戻入を41万6,000円増額いたします。こちらは前年度の国庫補助金の確定に伴います増額でございます。

それから特別利益の1万1,000円とは、前年度公共下水道接続工事において接続工事の完了検査までに相当の期間を要しているお宅がございまして、実地確認を行いましたところ、令和4年度から接続使用をしていたというケースがありまして、この公共下水道使用料を特別利益として本年度の歳入にしようとするものでございます。なお、本件は、令和5年度は通常使用となっております。

69ページ、支出でございますが、1款下水道事業費用にありますが減価償却費も前年度決算の確定に伴います減価償却費の増減でございます。

最後の企業債利息は、前年度借り入れた企業債の借入額及び利率の確定によります企業債利息の補正でございます。

70ページ、資本的収入及び支出のうち支出でございます。先ほどの企業債利息と同様に、前年度企業債の額の確定に伴う元金の補正となっております。

以下、参考資料でございます。説明のほうは省略させていただきます。

以上をもちまして議案第70号の提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、ただいま議案となっております議案第70号については、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩といたします。再開を午後3時20分といたします。

午後2時51分休憩

午後3時22分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

◎追加日程第 1 議案第 7 1 号 防災中枢機能施設整備事業建築工事請負契約締結について

○議長（生方勇二君） 追加日程第 1、議案第 71 号 防災中枢機能施設整備事業建築工事請負契約締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） それでは、議案第 71 号 防災中枢機能施設整備事業建築工事請負契約締結についてご説明申し上げます。

本契約締結につきましては、追加の議案書になりますが、1 ページ並びに議案参考資料も 1 ページをご覧ください。

初めに、当工事請負契約を締結することにつきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、工事の名称でございますが、令和 5 年度（債）榛東村防災中枢機能施設整備事業建築工事でございます。

契約金額につきましては、23 億 8,700 万円でございます。

契約の相手方は、群馬県前橋市元総社町一丁目 1 番地の 7、佐田建設株式会社、代表取締役社長、土屋三幸。

契約の方法につきましては、条件つき一般競争入札でございます。

工事の概要につきましては、建築工事一式、構造、規模等につきましては、公民館の部分は RC 造の 1 階建て、給食センターにつきましては S 造の 2 階建てとなります。延べ床面積は、公民館が 2,441.7㎡、給食センターが 2,013.7㎡となっております。

工期につきましては、契約の日から令和 7 年 2 月 28 日までの工期となっております。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第71号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第71号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第71号 防災中枢機能施設整備事業建築工事請負契約締結について、原案のとおり可決することに賛成する議員は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生方勇二君） 起立9人。

賛成多数で本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎追加日程第2 議案第72号 防災中枢機能施設整備事業電気設備工事請負契約締結について

○議長（生方勇二君） 追加日程第2、議案第72号 防災中枢機能施設整備事業電気設備工事請負契約締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） それでは、議案第72号 防災中枢機能施設整備事業電気設備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書は2ページ、議案参考資料は3ページからとなります。

議案参考資料をご覧ください。

工事の名称でございますが、令和5年度（債）榛東村防災中枢機能施設整備事業電気設備工事。

契約金額につきましては、6億2,590万円でございます。

契約の相手方は、群馬県前橋市亀里町2003番地1、利根電気工事株式会社、代表取締役、熊木亮介。
契約の方法につきましては、条件つき一般競争入札でございます。

工事の概要でございますが、参考資料の中段でございます。こちらをご覧ください。

電気設備工事一式となっておりますが、主に公民館につきましては、先ほど述べましたRCの1階建ての中に電灯設備、動力設備、受変電設備、発電設備等、併せて校内の情報通信網等の設備を設置させていただくものでございます。また、給食センターは、先ほど述べましたS造の建物で2階建てとなりますが、こちらにつきましても電灯設備、動力設備、受変電設備、発電設備等の電気設備並びに監視カメラ等の設備工事を行うものでございます。

工期につきましては、契約の日から令和7年2月28日までの工期となっております。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） では、ちょっと質問させていただきます。

入札執行調書の内容を見ると、最低制限価格ということで1社JESCO SUGAYA株式会社というのがありますが、これ金額は載っていないですけれども、最低乖離率はどのくらいあったのか、最低制限価格からどのくらいのパーセンテージで乖離をしているのかというのを可能であれば教えてもらいたい。正確な数字ではなく、何%以上で構いませんので、答えられる範囲内で回答を。

○議長（生方勇二君） 山口総務課長。

〔総務課長 山口誠一君発言〕

○総務課長（山口誠一君） ただいまのご質問でございますけれども、最低制限価格を下回っていたということでございますが、手持ち資料にパーセンテージのものを今持ち合わせてございませんので、後ほどご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第72号については委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第72号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第72号 防災中枢機能施設整備事業電気設備工事請負契約締結について、原案のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（生方勇二君） 起立9人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎追加日程第3 議案第73号 防災中枢機能施設整備事業機械設備工事請負契約締結について

○議長（生方勇二君） 追加日程第3、議案第73号 防災中枢機能施設整備事業機械設備工事請負契約締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口総務課長。

[総務課長 山口誠一君発言]

○総務課長（山口誠一君） それでは、議案第73号 防災中枢機能施設整備事業機械設備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書は3ページ、議案参考資料は6ページとなります。

議案参考資料のほうをご覧ください。

工事名でございますが、令和5年度（債）榛東村防災中枢機能施設整備事業機械設備工事。

契約金額につきましては、16億600万円でございます。

契約の相手方は、群馬県前橋市古市町118番地、株式会社ヤマト、代表取締役社長執行役員町田豊。

契約方法につきましては、条件付一般競争入札でございます。

工事の概要につきましては、機械設備工事一式として、公民館RC1階建ての中に空気調和設備、換気設備、給排水衛生設備工事、外構等でございます。また、給食センターにつきましてはS造の2階建て、こちらにつきましても空気調和設備、換気設備、自動制御設備、給排水衛生設備、外構等がございます。

工期につきましては、契約の日から令和7年2月28日までの工期となっております。

以上で説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

す。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

3番浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 今日の今日これ出していただいて、私のほうでは見当がつかないものですから、賛成もできない状態です。

○議長（生方勇二君） 質疑です。意見を言う場ではございません。

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第73号については委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第73号については委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第73号 防災中枢機能施設整備事業機械設備工事請負契約締結について、原案のとおり可決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生方勇二君） 起立9人。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（生方勇二君） 以上で本日付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第3回定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時34分散会

令和 5 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

9 月 1 9 日 (火)

令和5年第3回榛東村議会定例会会議録第3号

令和5年9月19日（火曜日）

議事日程 第3号

令和5年9月19日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第54号 令和4年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 発委第 1号 令和4年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について
- 日程第 3 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 4 議案第55号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第56号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第57号 令和4年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第58号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第59号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第60号 令和4年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第61号 令和4年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第11 議案第62号 令和4年度榛東村下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第63号 令和4年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第13 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第14 議案第64号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第15 議案第65号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第66号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第67号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第68号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第69号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 陳情の審査報告について（総務産業建設常任委員会）
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第23 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第24 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第25 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第26 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

日程第 27 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 27 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議案第 74 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

出席議員（12名）

1番	飯塚久夫君	2番	吉澤浩一君
3番	浅見隆君	4番	齊藤将史君
5番	須田仁美君	6番	三俣実君
7番	波多野佐和子君	8番	小坂橋尚君
9番	生方勇二君	10番	善養寺孝君
11番	清水健一君	12番	早坂通君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務課長	山口誠一君	企画財政課長	飯塚邦守君
税務課長	岩田彦一君	住民生活課長	村上誠君
健康保険課長	早川弘行君	産業振興課長	岡部貴一君
建設課長	狩野宏記君	上下水道課長	富澤光彦君
会計課長	一倉学君	教育長	須永光明君
教育委員会 事務局 会長	足達哲也君		

事務局職員出席者

事務局 長	浅見英一	書記	新井佐智子
-------	------	----	-------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

ここで、岡部産業振興課長から、発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（岡部貴一君） 先日の一般質問で、齊藤議員さんからの、林業経営管理制度で市町村に設定した経営管理権を譲渡できるかとの質問についてお答えいたします。

経営管理権を設定するには、経営管理権集積計画を作成することとなります。経営管理権集積計画に基づきまして経営管理権の設定をしました森林につきましては、森林経営に適した森林については都道府県が林業経営者から公募し、公表された林業経営者に市町村が経営管理実施権を設定し、林業経営を採択いたします。また、都道府県が公表する林業経営者の選定につきましては、都道府県が経営管理実施権の設定を希望する民間事業者を公募し、一定の要件に適合する者となっております。

以上のことから経営管理権を譲渡ということではなく、経営管理実施権を設定し、林業経営を採択するということとなります。また林業経営者の選定につきましては、都道府県が一定の要件に適合する林業経営者としていることから、齊藤議員さんが心配されているような林業経営者は公表にならないと考えております。

以上です。

◎日程第1 議案第54号 令和4年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第1、議案第54号 令和4年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

11番清水健一議員。

[決算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇]

○決算審査特別委員会委員長（清水健一君） 決算審査特別委員会委員長報告を行います。

去る9月5日、本委員会に付託されました議案第54号 令和4年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について、9月7日、8日の2日間にわたり、委員全員及び議長、執行側から村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

7日は、総務課、企画財政課、税務課、会計課、議会事務局、住民生活課、産業振興課、健康保険課、建設課のそれぞれの歳入歳出主要事業の成果について審査を行い、高齢福祉に関わる住宅改造補修費補助金についての現状やふるさと公園に関わる状況などについて質疑がありました。

8日は、上下水道課、教育委員会事務局の歳入歳出主要事業の成果について審査を行い、農業用水維持管理基金や小中学校の維持管理費について質疑があり、小中学校の維持管理費については、計画的に予算計上し、適切な教育環境を維持すると回答がありました。

一方、決算審査意見では、予算の執行において、限られた財源を有効かつ効果的に活用するため、今後はより制度の高い予算編成と計画的な予算執行を徹底すべきと考えます。

採決の結果、賛成多数により本委員会は令和4年度榛東村一般会計歳入歳出決算を認定することに決定いたしました。

委員会終了後に、委員長、副委員長において審査内容の整理を行い、委員会として次の2点について改善要望事項をまとめました。

改善要望事項、1、精神保健事業については相談窓口等の拡充としてLINE等での相談体制の充実に努めること。

2、各種納付義務を遵守することを慫慂し、自主財源の確保を図ること。

以上。

○議長（生方勇二君） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する審査の経過及び結果についての質疑を行います。質疑ございませんか。

3番浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 私はこの決算につきまして9月4日に一般質問しまして、その席で二階級降任の分限処分取消し、控訴を取り下げた件につきまして……

○議長（生方勇二君） 浅見議員、委員長報告に対する質疑です。今の発言は委員長報告に対して関係ありません。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） はい、ではこの件につきましては取り下げます。失礼しました。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第54号 令和4年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 賛成10人。賛成多数。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎日程第2 発委第1号 令和4年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出について

○議長（生方勇二君） 日程第2、発委第1号 令和4年度榛東村一般会計歳入歳出決算に関する改善要望書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付の改善要望書について、村長宛てに提出したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、要望書を村長宛てに提出することに決定いたしました。

◇

◎日程第3 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第3、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第4から議事日程第12までの付託した議案について報告をお願いいたします。

初めに、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第55号から議案第63号までのうち、当委員会に付託されました議案の審査結果について、一括して委員長報告を行います。

9月13日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第59号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第60号 令和4年度榛東村上水道事業会計決算の認定につきましては、採決の結果、本決算は

全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第61号 令和4年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号 令和4年度榛東村下水道事業会計決算の認定につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第63号 令和4年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年9月19日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 続きまして、清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第55号から議案第63号までのうち、当委員会に付託されました議案の審査結果について、一括して委員長報告を行います。

9月12日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行側から村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第55号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、服薬適正化介入事業委託料の内容について質疑があり、提供されたデータを確認し、対象者へ通知するとの答弁がありました。採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第56号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第57号 令和4年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第58号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、電気料の値上げ対応について質疑があり、一般会計繰入金で対応するとの答弁がありました。採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

令和5年9月19日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。



◎日程第4 議案第55号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第4、議案第55号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第55号 令和4年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎日程第5 議案第56号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第5、議案第56号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第56号 令和4年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第6 議案第57号 令和4年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第6、議案第57号 令和4年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第57号 令和4年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。



◎日程第7 議案第58号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第7、議案第58号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第58号 令和4年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告の

とおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎日程第8 議案第59号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第8、議案第59号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第59号 令和4年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎日程第9 議案第60号 令和4年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第9、議案第60号 令和4年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第60号 令和4年度榛東村上水道事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎日程第10 議案第61号 令和4年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について

○議長（生方勇二君） 日程第10、議案第61号 令和4年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第61号 令和4年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第11 議案第62号 令和4年度榛東村下水道事業会計決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第11、議案第62号 令和4年度榛東村下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第62号 令和4年度榛東村下水道事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。



◎日程第12 議案第63号 令和4年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分について

○議長（生方勇二君） 日程第12、議案第63号 令和4年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第63号 令和4年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 1 3 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第13、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第14から議事日程第20までの付託した議案について報告をお願いいたします。

初めに、善養寺総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第64号から議案第70号までのうち当委員会に付託されました議案の審査結果について、一括して委員長報告を行います。

9月13日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行側から村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第64号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第5号）につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第68号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年9月19日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 続きまして、清水文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 当委員会に付託されました議案第65号から議案第67号までの議案審査結果について、一括して委員長報告を行います。

9月12日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行側から村長、副村長、教育長、関係課長、局長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第65号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、

本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和5年9月19日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

◇

◎日程第14 議案第64号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（生方勇二君） 日程第14、議案第64号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

3番浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 今の件で、議案第71号が入っていないんですけども。議案第72号まで入っていたと思うんですけども。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前9時59分休憩

午前10時再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

議案第71号については、先日採決を行っておりますので既に済んでおります。

3番。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 私はそのときに反対したんです。この件につきまして、入札執行調書が提出されていませんよね。8月31日だったですよね、これは。入札日が。それが9月5日の……

○議長（生方勇二君） 浅見議員、今の委員長報告に関係ございません。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 関連していますよ。これは、入札の関係で8月……

○議長（生方勇二君） 既に採決を行って済んでおります。今は、委員長報告に対する質疑でございます。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） はい。

○議長（生方勇二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第64号 令和5年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 賛成10。賛成多数。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第15 議案第65号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（生方勇二君） 日程第15、議案第65号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第65号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第66号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（生方勇二君） 日程第16、議案第66号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第66号 令和5年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第67号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（生方勇二君） 日程第17、議案第67号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第67号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告の

とおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第18 議案第68号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
(第1号) について

○議長（生方勇二君） 日程第18、議案第68号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
(第1号) についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第68号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告
のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第19 議案第69号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）
について

○議長（生方勇二君） 日程第19、議案第69号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）
についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第69号 令和5年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第20 議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号） について

○議長（生方勇二君） 日程第20、議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）
についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩を行います。再開は10時30分といたします。

午前10時8分休憩

午前10時30分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程の追加

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

お手元に配付の議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

◇

◎追加日程第1 議案第74号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（生方勇二君） 追加日程第1、議案第74号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 議案第74号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員を務めていただいております篠原勝代さんが12月31日をもって任期満了を迎えるに当たり、新任の人権擁護委員として候補者を推薦させていただくものでございます。

今回推薦させていただきます村上利恵子さんは、榛東村広馬場地内にお住まいの方でございます。村上さんはご家族が経営されている会社に勤務されており、会社では外国人研修生の受入れなども実施してきた経験から、様々な文化や価値観に触れ、外国人の人権についても理解と見識を備えていらっしゃいます。また、村上さんは温厚で明るく、その人柄から友人も多く、地域活動にも積極的に参加されており、2年ほど前からは榛東村商工会女性部の幹事を務めるなど、村の商工業の発展にもご尽力されております。

今後も、豊富な知識や経験を本村の人権教育や相談活動の場で発揮していただき、人権擁護委員としての活躍が期待される方であることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見をお聞きし、法務大臣に対して推薦をするものでございます。

ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は人事案件ですので委員会付託及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第74号 人権擁護委員の候補者の推薦について、原案のとおり推薦することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 陳情の審査報告について（総務産業建設常任委員会）

○議長（生方勇二君） 日程第21、陳情の審査報告についてを議題といたします。

善養寺総務産業建設常任委員会委員長から審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 陳情の審査報告について委員長報告を行います。
陳情の審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第89条の規定により報告いたします。

受理番号、令和3年陳情第2号。

付託年月日、令和3年6月8日。

件名、核廃絶にむけた取組の推進を求める陳情書。

委員会の意見、9月13日、本委員会で審議した結果、国の対応等の観点から、本村の一般事務に沿いがたく、全会一致で不採択とする。

審査結果、不採択。

以上です。

○議長（生方勇二君） 委員長報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

本件に対する委員長報告は不採択です。

不採択とすることに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

陳情第2号に対する委員長報告は不採択です。

したがって、原案である受理した陳情について採決いたします。

本件について採択とすることに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（生方勇二君） 賛成なし。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

◎日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第23 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第24 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第25 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

日程第22、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第25、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、日程第22から日程第25までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、所管事務のうちお手元に配付いたしました調査項目について、閉会中の継続調査申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第26 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（生方勇二君） 日程第26、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

清水広域議員から報告を求めます。

11番清水健一議員。

[11番 清水健一君登壇]

○11番（清水健一君） 令和5年7月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会の報告を行い

ます。

令和5年7月11日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和5年7月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会が開催されました。

議案第14号、議案第15号 財産の取得について、議案第16号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例、議案第17号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）について、以上議案4件が上程され、慎重審議の上、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（生方勇二君） 清水議員からの報告が終了いたしました。

本件につきましては、報告のみといたします。

◇

◎日程第27 議員派遣について

○議長（生方勇二君） 日程第27、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議員研修のため議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

ここで申し上げます。

今定例会における3番浅見隆議員、4番齊藤将史議員の一般質問の中の発言の中で、事実と異なるまた不適當と思われる発言については、後日調査いたしまして、議長において処理をいたします。

◇

◎議長挨拶

○議長（生方勇二君） 以上をもちまして、本日までに付託されました案件は全て終了いたしました。

ここで、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

9月4日の開会以来本日まで16日間、6人の議員による一般質問のほか、決算認定及び補正予算などの議案について熱心な審議、活発な質疑、討論がなされ、議決いただき、本定例会が閉会できますことに厚く御礼を申し上げます。

9月も中旬を過ぎましたが、なお残暑厳しい日も続いております。議員各位におかれましては、健康に留意して、閉会中も議員としての品位を保ちつつ活動していただくようお願いいたします。執行部の皆様も健康に十分留意されますとともに、今後も村の発展のため、なお一層のご尽力をお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

◎閉 会

○議長（生方勇二君） 以上で令和5年第3回榛東村議会定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午前10時42分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 生 方 勇 二

榛東村議会議員 善 養 寺 孝

榛東村議会議員 清 水 健 一